



関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応等について

(第6回 関西広域連合 新型コロナウイルス感染症対策本部会議)

令和2年7月4日

広域防災局

【議事】

- ・ 関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応等について
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等について
- ・ 「新型コロナウイルス感染症を踏まえた関西の元気回復に向けて（仮）」の検討について

[資料]

- 別添1-1 関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況
- 別添1-2 緊急事態宣言解除後の関西府県の対処方針
- 別添1-3 構成団体の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の状況
- 別添1-4 関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応状況
- 別添2 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等
- 別添3 全国知事会緊急提言等
- 別添4 「新型コロナウイルス感染症を踏まえた関西の元気回復に向けて（仮）」の検討について

関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況

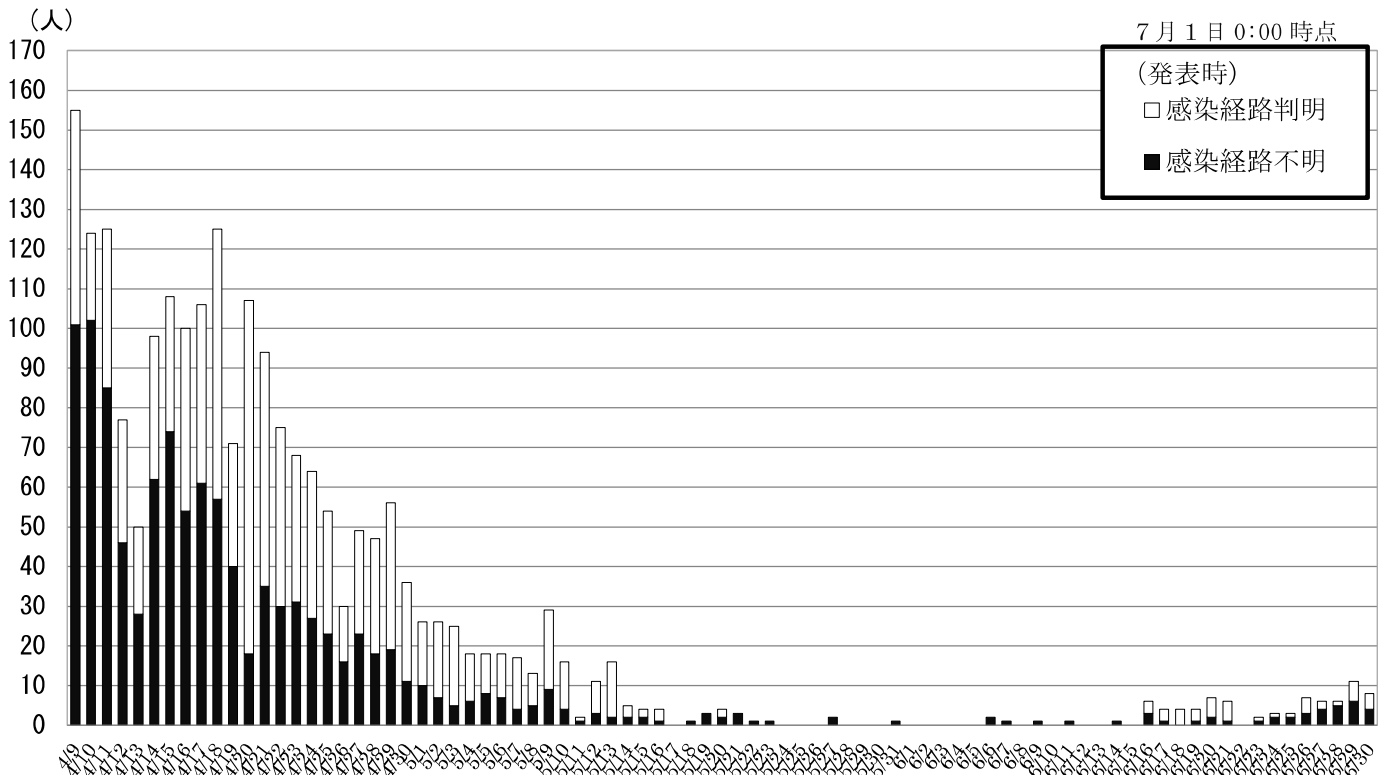
1. 感染者の現状及び感染経路

7月1日0:00時点

区 分		府 県							計	%		
		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県			徳島県	
感染患者数		101	381(16)	1,833(22)	706(3)	92	64	3	6(1)	3,186(42)	100	
現 状	入 院	重症			3					3	0.1	
		中等症・ 軽症・無症状	1	17	67	6		1		1	93	2.9
	退院		99	346	1,677	655	90	60	3	4	2,934	92.1
	死亡		1	18	86	45	2	3		1	156	4.9
感 染 経 路 (推 定)	ライブハウス			4	71	13	4	1			93	2.9
	医療施設			39	284	101		11			435	13.7
	幼児教育施設					8					8	0.2
	高齢者施設			19		61					80	2.5
	クルーズ船			1			2	1		1	5	0.2
	大学懇親会		1	23	8			1		2	35	1.1
	海外渡航者		4	12	22	26	6				70	2.2
	濃厚接触者等		66	165(8)	533(6)	331(1)	66	32	1	3(1)	1,197(16)	37.6
	感染経路不明(調査中含む)		30	118(8)	915(16)	166(2)	14	18	2		1,263(26)	39.6

() 直近1週間の新規感染者数

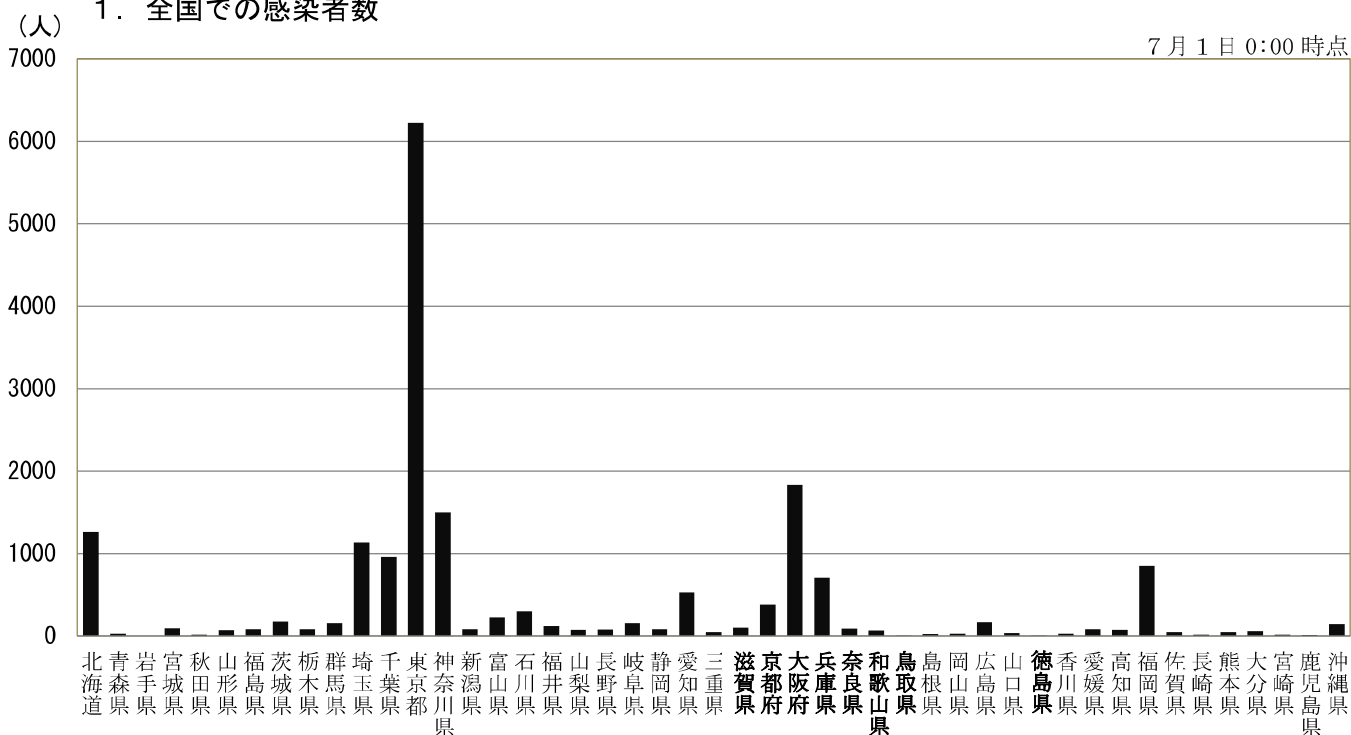
2. 関西圏域における新型コロナウイルス感染症の新規患者数の推移



(構成府県の公表資料より集計)

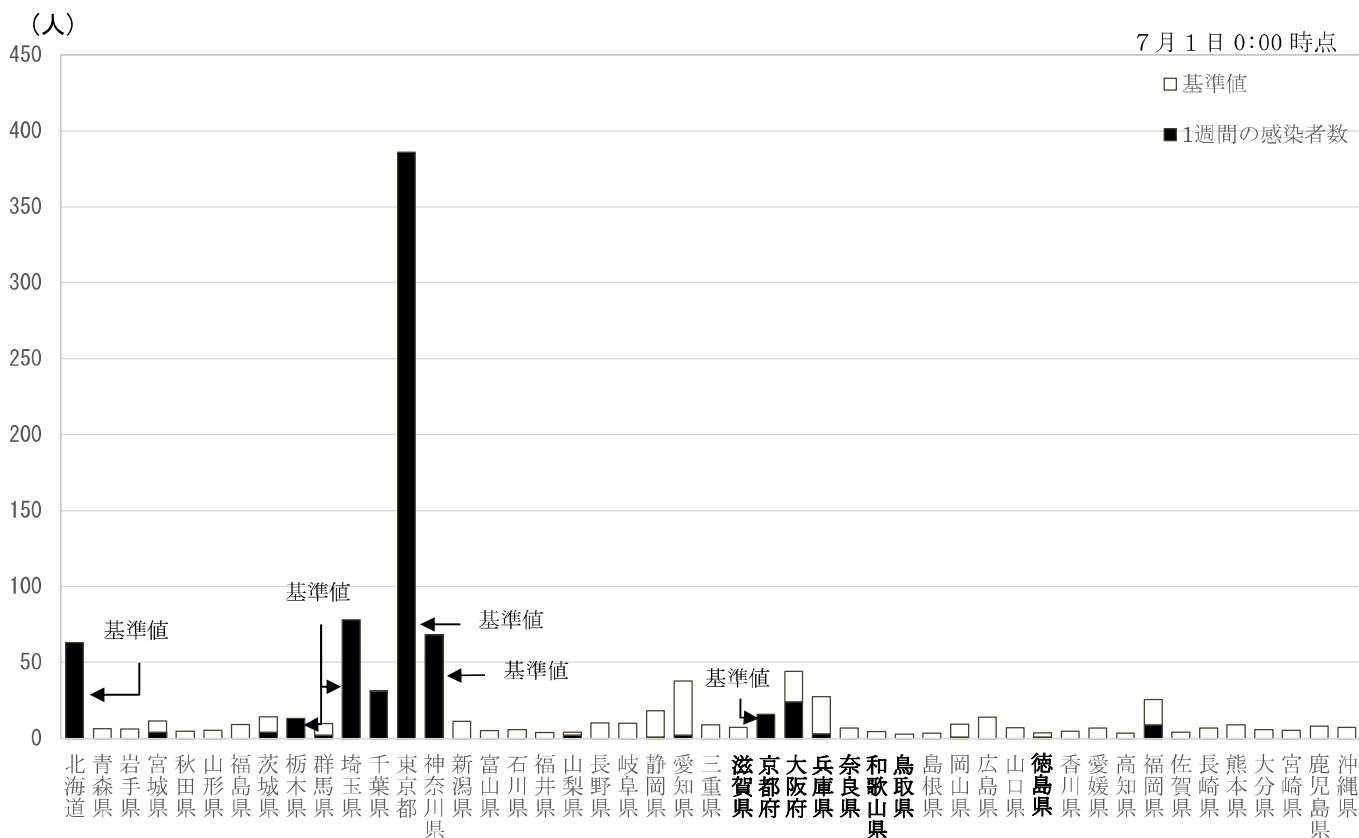
(参考) 全国の都道府県における新型コロナウイルス感染症の発生状況

1. 全国での感染者数



(NHK 報道資料より集計)

2. 人口10万人に対する1週間の感染者数(6/24~6/30)



(NHK 報道資料より集計)

緊急事態宣言解除後の関西府県の対処方針（7月1日時点）

令和2年7月4日
広域防災局

府県	自粛要請・解除の判断基準			
滋賀県	・客観的指標により、3段階のステージを設定し、社会経済活動の再開、感染者が再度増えてきた際の対策強化を判断 <基準>			
	判断指標	特別警戒ステージ	警戒ステージ	注意ステージ
	大阪府・京都府の緊急事態宣言	—	大阪府または京都府に発令	大阪府・京都府に発令されていない
	感染経路不明感染者	7日間に複数	7日間に1名まで	14日間連続ゼロ
	入院患者受入病床稼働率	60%以上	30%以上	30%未満
	人工呼吸器等稼働率	60%以上	30%以上	30%未満
判断指標のうち、どれか一つでも満たすものがあれば、より悪いステージにあると判断する。ただし、参考指標の状況も鑑みて、ステージの判断は柔軟に行うものとする ・近畿及び近隣府県での緊急事態宣言の発令 ・県内の実効再生産数・濃厚接触者を除く PCR 検査陽性率 ・K 値 ・クラスターの発生（7日間）				
京都府	・緊急事態措置の緩和判断等に関する基準の設定 <基準>			
	指標	緩和判断 (連続7日間・全て)	注意喚起 (全て)	行動自粛 (いずれか)
	①新規陽性者数 (7日間平均)	5名未満	2名以上	5名以上
	②①の前週増加比		1以上	2以上※
	③新規陽性者における感染経路不明者数 (7日間平均)	2名未満	1名以上	2名以上
	④PCR検査陽性率 (7日間平均)	7%未満		7%以上
⑤重症者病床利用率	20%未満		20%以上	
※注意喚起基準を満たす場合に限る				
大阪府	・新型コロナウイルス感染症におけるモニタリング指標と警戒基準 ○感染拡大状況を判断するため、府独自に指標を設定し、日々モニタリング・見える化 ○また指標について、「感染爆発の兆候」と「感染の収束状況」を判断するための基準を設定 ⇒以下の①～③の指標全てが基準に達した場合、自粛等の対策を段階的に実施 以下の②～④の指標全てが原則7日間連続基準を満たした場合、自粛等を段階的に解除 <基準>※病床利用率以外の指標は7日間移動平均			
	分析事項	内容	自粛要請等基準	自粛解除基準
	(1)市中での感染拡大状況	①感染経路不明者の前週増加比	1以上	—
		②感染経路不明者数	5から10人以上	10人未満
	(2)新規陽性患者の発生状況・検査体制のひっ迫状況	③確定診断検査における陽性率	7%以上	7%未満
	(3)病床のひっ迫状況	④患者受入重症病床利用率	—	60%未満

府県	自粛要請・解除の判断基準																											
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言解除後の次なる波に向けた、社会活動制限についての再要請基準を設定 ・発動内容については、近隣府県の動向、国の方針、地域別状況を踏まえて総合的に判断 <p><基準></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>感染小康期</th> <th>感染警戒期</th> <th>感染増加期</th> <th>感染拡大期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">対応方針</td> <td>感染防止策の徹底 等</td> <td>外出及びイベントの自粛 等</td> <td>接触機会の8割低減 等</td> <td>緊急事態宣言と同等の対応</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>新規陽性者</td> <td>10人未満</td> <td>10人以上(警戒基準)</td> <td>20人以上</td> <td>30人以上</td> </tr> <tr> <td>直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者</td> <td>1.25人未満</td> <td>1.25人以上</td> <td>2.5人以上</td> <td>3.75人以上</td> </tr> </tbody> </table>							感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期	対応方針		感染防止策の徹底 等	外出及びイベントの自粛 等	接触機会の8割低減 等	緊急事態宣言と同等の対応	判断基準	新規陽性者	10人未満	10人以上(警戒基準)	20人以上	30人以上	直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者	1.25人未満	1.25人以上	2.5人以上	3.75人以上
		感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期																							
対応方針		感染防止策の徹底 等	外出及びイベントの自粛 等	接触機会の8割低減 等	緊急事態宣言と同等の対応																							
判断基準	新規陽性者	10人未満	10人以上(警戒基準)	20人以上	30人以上																							
	直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者	1.25人未満	1.25人以上	2.5人以上	3.75人以上																							
奈良県	<p>(1)感染者判明の状況等から奈良県のフェーズを判断</p> <p><基準></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>フェーズ</th> <th>感染者発生状況</th> <th>行動自粛</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フェーズ 1</td> <td>県内及び近隣地域の新規感染判明者が増加し、強い行動自粛の要請が必要な状況</td> <td>一般的な外出自粛要請</td> </tr> <tr> <td>フェーズ 2</td> <td>県内及び近隣地域の新規感染判明者が低水準で低下傾向</td> <td>一般的な外出自粛要請を緩和 感染リスクの高い場所・集会への訪問自粛を要請 必要な感染リスク低減配慮を要請</td> </tr> <tr> <td>フェーズ 3</td> <td>県内及び近隣地域の感染判明者がほとんど見られず、新規判明増加の傾向も発見されない</td> <td>外出行動自粛を更に緩和 必要最低限の感染リスク低減の要請は維持</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)3つの段階の判断は、3つの判断項目について、7つの判断基準で行う</p> <p>[判断項目1 新規感染判明者の水準]</p> <p>①県内及び大阪での新規感染者数の水準が抑えられているか 基準数値：人口10万人当たり新規感染判明者数 フェーズ 2：直近1週間で0.5人未満 フェーズ 3：直近2週間で0.1人未満</p> <p>②新規感染判明の段階での感染経路が明確か 基準数値：直近1週間における新規感染判明者に占める感染経路不明者の割合 1/2 未満</p> <p>[判断項目2 県内の感染者への医療・療養体制の安定性]</p> <p>③感染判明者は全て病院や施設で治療・療養ができているか 基準数値：自宅療養ゼロが維持されているか</p> <p>④感染判明者の入院、重症者の受入及び宿泊療養施設の受入の容量に十分な余裕があるか 基準数値：占有率 50% 未満</p> <p>[判断項目3 感染拡大防止体制の充実]</p> <p>⑤感染判明後の感染経路の推定に十分な明確さがあるか 感染経路推定の分析が感染拡大防止に効果的な程度に達しているか</p> <p>⑥新規感染判定の体制（現在はPCR検査）が整っているか</p> <p>⑦感染拡大防止の措置の実効性が十分か 行動自粛率：各項目の自粛の率が、感染拡大防止に効果的な程度に達しているか</p>					フェーズ	感染者発生状況	行動自粛	フェーズ 1	県内及び近隣地域の新規感染判明者が増加し、強い行動自粛の要請が必要な状況	一般的な外出自粛要請	フェーズ 2	県内及び近隣地域の新規感染判明者が低水準で低下傾向	一般的な外出自粛要請を緩和 感染リスクの高い場所・集会への訪問自粛を要請 必要な感染リスク低減配慮を要請	フェーズ 3	県内及び近隣地域の感染判明者がほとんど見られず、新規判明増加の傾向も発見されない	外出行動自粛を更に緩和 必要最低限の感染リスク低減の要請は維持											
フェーズ	感染者発生状況	行動自粛																										
フェーズ 1	県内及び近隣地域の新規感染判明者が増加し、強い行動自粛の要請が必要な状況	一般的な外出自粛要請																										
フェーズ 2	県内及び近隣地域の新規感染判明者が低水準で低下傾向	一般的な外出自粛要請を緩和 感染リスクの高い場所・集会への訪問自粛を要請 必要な感染リスク低減配慮を要請																										
フェーズ 3	県内及び近隣地域の感染判明者がほとんど見られず、新規判明増加の傾向も発見されない	外出行動自粛を更に緩和 必要最低限の感染リスク低減の要請は維持																										

府県	自粛要請・解除の判断基準				
和歌山県	県内および近隣府県の感染状況が一定の基準を上回った場合は、自粛要請レベルの再引き上げを含む見直しを行う				
	＜基準＞				
	区分	内容	自粛要請		
近隣府県での発生基準	○新規陽性者数 40人以上/日 複数日出現	県外受入自粛の強化等			
和歌山県での発生基準	①新規陽性者数 5人以上/日・複数日出現 ②肺炎患者陽性率5%以上 ③新規感染陽性率5%以上 ④病床使用率50%以上	不要不急の外出自粛 営業自体の自粛等			
※①、②、③、④の全て ※②、③は7日間移動平均 ※④は紀北と紀南のいずれか					
鳥取県	鳥取県版新型コロナ警報の運用開始 新型コロナウイルスの感染拡大リスクの評価基準を設定し、県民、企業、医療機関等にとっても分かりやすい指標として共有することにより、新型コロナウイルス対策を効果的に展開していくとともに、経済・社会活動や医療提供体制の持続化、安定化を図る。				
	＜鳥取県版新型コロナ警報＞				
	区分	注意報	警報	特別警報	
	判断指標	新規陽性患者数	1人 (東・中・西部いずれか)	全県で6人/週 (東部 3人、中部 2人、西部 3人でも発動)	
		感染経路不明等	—	感染経路不明などで感染拡大のおそれ	
		病床・人工呼吸器	—	—	どちらかで稼働率50%超
	活動制限	外出・イベント・施設	○感染拡大を予防する事項の呼びかけを強化 ・手洗い励行、マスク着用 ・換気の徹底 ・施設内の消毒	○発生施設に関係する箇所、3密な場所 ○状況に応じて不要不急の外出自粛を要請	○8割の接触削減(生活維持に必要なものを除く外出自粛)
		学校	○感染者の学校休業が基本	○比較的規模の大きなイベント等から順次制限 ○必要性があると認められる業務や施設に限って要請	
	医療強化	保健所	○疫学調査応援職員を派遣	○疫学調査応援職員を派遣 ○相談センター応援職員を派遣 等	
		医療・福祉	○施設内感染対策の確認等 ○病床確保の準備 等	○施設内感染対策の徹底 ○必要物資の送付、空床確保 等	○病床・人工呼吸器 緊急調達 ○施設への医療人材の派遣 等
要請の法的根拠等	協力依頼 等	特措法第24条第9項による要請 等	特措法第45条も発動 等		
徳島県	「とくしまアラート」の発動基準を策定				
		①感染観察	②感染拡大注意	③特定警戒	
	対応方針	不要不急の外出自粛 等	県域を越えた移動の自粛 等	出勤者の7割削減 等	
	発動基準	直近1週間の累積新規感染者数	5人以上	10人以上	約30人以上
		直近1週間の累積感染経路不明者数	2.5人以上	5人以上	約15人以上
解除の判断基準	直近2週間の感染経路不明者数が0人	直近1週間の累積新規感染者数3.5人以下			

構成団体の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の状況 (7月1日時点)

1 経済・雇用対策

別添1-3

団体	(1) 事業継続支援	(2) 雇用継続支援	(3) 農水産業等の経営支援・需要喚起
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対応資金の創設 ・保証料負担の軽減、融資期間の延長、利子の補助 ○新型コロナウイルス感染症拡大防止臨時支援金の交付 ・中小企業20万円、個人事業主10万円(県と協調する市町分を別途上乗せして交付) [6/26受付終了] ○経営力強化補助金の交付 ・補助率:小規模企業3/4、中小企業2/3、補助上限額:50万円 ○商工会、商工会議所の体制強化 ・支援策の周知および巡回指導を実施 ○小規模事業者の新たな取組に対する支援 ・補助率:3/4、補助上限額:30万円 ○宿泊事業者の資金確保支援 ・保有料(認可外含む)の臨時休園や登園自粛に伴い発生する利用料の日割り減免にかかるとの施設の負担について財政支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○WEB上での合同企業説明会の開催 ・中小企業の採用活動を支援するため、企業・学生が双方向でコミュニケーション可能なサイトを制作・活用し、インタビューなどの合同企業説明会を開催する。 ○雇用調整助成金の申請支援 ・社会保険労務士が常駐する雇用調整助成金に特化した相談窓口を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○いまだから地産地消キャンペーンの実施 ・流通・販売が停滞している県産農畜水産物について、定額宅配キャンペーン等を実施(宅配料金、事務費等を支援) ○肉用牛経営安定対策 ・肥育経営安定交付金の上乗せ支援 ○水産振興資金の利子補給等 ・すずめで資金の貸付を受けられている者に対して据置期間を追加するため、増加する利息および保証料を支援 ○琵琶湖湖産流通緊急支援事業 ・湖産各団体への影響抑制を目的に、水産加工業・養殖漁業各団体が、加工品や養殖生産物を営業倉庫に保管する取組を支援 ○WEF B物産展の開催 ・大手通販サイトを活用し、加工食品・工芸品などの原産品を販売する物産展を開催
京都府	<ul style="list-style-type: none"> ○京都府・京都市新型コロナウイルス感染症対応資金の創設 ・実質無利子・無担保の融資制度の実施のための預託金の積増や利子補給 ・融資限度額の拡大(3千万円→4千万円) ○休業要請対象事業者支援給付金 ・中小企業・団体一律20万円、個人事業主一律10万円 ○新型コロナウイルス対策緊急等緊急応援補助金 ・小規模事業者・農林水産業者、文化芸術関係者等2/3(上限20万円)、中小企業1/2(上限30万円)、企業1/2(上限20万円)×事業者数+共通経費) ○中小企業緊急経営支援コールセンターの設置(5/1~) ・観光事業者等に対する経営相談や支援制度の案内等実施 ○文化芸術関係者に対するネット窓口の設置 ○バーチャル商談会やECサイトの活用 ○京都の技術を活かした緊急生産支援 ・企業従業員等の在宅研修の支援 ○新型コロナウイルス感染症対策中小企業等事業再出発支援補助金 ・補助率10/10、上限10万円 ○商店街再出発応援設備投資等支援事業費補助金 ・補助率2/3、上限300万円 ○中小企業等再出発相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業雇用継続緊急支援センター(5/11設置) ・雇用調整助成金の相談センターを国・京都市共同で開設 ○京都府労働相談所の体制強化 ○京都府ジョブパークの体制強化 ○eラーニングを活用した職業訓練環境の整備 ・府内企業のアルバイト求人情報の紹介を支援 ・的に困難な状況にある学生を支援 ○京都府会計年度任用職員採用の採用(約50名) ○障害者雇用サポート強化事業 ・障害者就業・生活支援センターの支援体制の充実強化 ○京都府未来塾事業 ・経済的な影響を受けた求職者を一定期間雇用し、研修と企業実習の訓練コースを受講することとで、中小企業の未来を担う人材を育成、正規雇用につなげる仕組みを構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○「大阪産(もん)エールサイト」の開設 ・府民や事業者からの「応援購入」の輪を広げることとを目的に、影響を受けている農林漁業者の情報を集約して発信 ・感染リスククオを下げることとを目的に、取り寄せ可能な大阪産(もん)等の情報を集約して発信
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ○「新型コロナウイルス感染症対応資金」の創設 ・預託金を増額し制度融資枠を拡大、利用事業者に利子補給 ○「休業要請支援金(府・市町村共同支援金)」の交付 ・中小企業100万円、個人事業者50万円、市町村に1/2負担を要請 ○中小企業等への支援(休業要請外支援金) ・中小法人:2事業所以上100万円、1事業所50万円 ・個人事業主:2事業所以上50万円、1事業所25万円 ○商店街等への金融相談専門員の設置費用補助 ○商店街等の事業継続支援 ・飲食店等への換気設備等の導入支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○非常勤職員の緊急雇用 ○雇用調整助成金の申請方法等に関する特別相談会の開催 ○総合就業支援拠点 OSAKA しごとフェアイルドにおける中の人、就職情報の発信 ○中小企業におけるテレワークの促進を図るため、学生・労働者が参加するオンラインセミナーを開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○「大阪産(もん)エールサイト」の開設 ・府民や事業者からの「応援購入」の輪を広げることとを目的に、影響を受けている農林漁業者の情報を集約して発信 ・感染リスククオを下げることとを目的に、取り寄せ可能な大阪産(もん)等の情報を集約して発信
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対応無利子資金の創設 ・国に連動した中小企業融資制度の新設 ・貸付限度額4,000万円、当初3年間の利子補給 ○経営継続支援金の給付 ・中小法人100万円、個人事業主50万円(飲食店等中小法人30万円、個人事業主15万円) ○地域企業再起支援事業 ・県民利用施設の利用・休館に伴う施設事業者への財産使用料の減免 ○職員の在宅勤務環境整備のためのリモートワークのための増強 ・市町が水道料金を減免する場合に県営水道料金の免除(3ヶ月間) ○中小企業等事業再開に伴う感染防止対策等の支援 ○感染症対策を講じる商店街等の支援 ○業種ごとの感染予防拡大ガイドラインの作成 ○新型コロナウイルス追跡システムの整備 ○バス・船舶の感染防止対策経費の支援 ○新型コロナウイルス感染症保証料支援貸付の創設 ○県有財産使用料等の徴収猶予・減免 ○がんばるお店・お宿応援事業の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ○内定取消者や離職者に対する職業訓練を拡充 ○内定取消者等を会計年度任用職員として採用(100名) ○離職者生活安定資金融資制度の拡充(近畿労働金庫と連携) ○WEB合同企業説明会の開催 ○兵庫県ワーカーシェアの推進 ・新型コロナウイルス感染症により、一時的に雇用維持が難しい事業主から、人手不足の事業主へ期間限定でご仕事と生活センターによる新しいワーカーの推進 ○中小企業従業員福利厚生継続への支援 ○就業系障害福祉サービスの生産活動強化への支援 ○就労継続支援B型事業所利用者への支援 ○ボストロポ・労働環境対策事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○肉用牛肥育経営安定対策 ・生産者積立金不足見込額を県畜産協会に無利子貸付 ○野菜価格安定対策 ・市場価格が一定基準を下回った場合の差額補てんに充てる資金の追加造成 ○県産農産物等のECサイトを活用した販売促進の実施 ○出品時の初期費用補助、県認証食品PRキャンペーンの実施 ○農業者・水産加工業者等の資金繰り支援 ・利子補給による貸付利率の無利子化等 ○山田錦等酒米持続的生産応援事業の実施 ・酒米の価格差、作付転換への支援、消費拡大支援 ○県内地鶏肉・水産物等の学校給食提供の支援 ○県産水産物の料理支援、販売プログラムの構築、販売促進PR ○県公式ウェブサイトを「ひょうご市場」の販売促進キャンペーン ○美味しいもん情報レポート「御食国ひょうご(仮称)」の創設 ・県産農畜水産物の販売・相談・支援等のサポート ○学校給食休止の延長に伴う未利用食品の活用 ・未利用食品をフードバンク等に寄付する際の配送等を支援 ○「奈良産農畜産物応援サイト」の開設 ・県民や事業者からの「応援購入」の輪を広げることとを目的に、影響を受けている農業者の情報を提供し、販売促進を応援
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対応資金の創設・融資枠拡充 ・貸付枠865億円 → 952億円 ○制度融資既存の無利子・無保証料資金の融資枠拡充 ・貸付枠635億円 → 2,048億円 ○制度融資の貸付枠の拡大 ・貸付枠1,500億円 → 3,000億円 ○新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 ・給付額 中小企業20万円、個人事業主10万円 ○経営相談窓口の設置 ○商工会議所等が行うオンラインを活用した経営相談体制の構築に対し補助 	<ul style="list-style-type: none"> ○内定取消、雇止め又は解雇された方を県職員等として採用。県内企業等でのインターンシップ等により就労を支援 ○特別就労相談窓口の設置 ○雇用調整助成金等の申請を支援するための相談体制の強化 ○オンラインによる就労相談体制の整備 ○県内企業の学生への周知や人材確保を支援するため、オンラインを活用した合同企業採用説明会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○馬産農産物等のeコマースを活用した販売支援 ・オンラインで「おうちで和歌山」特設サイトを開設による積極的な情報発信 ○農林水産事業者に対する融資相談窓口の設置 ○農業者の金融支援 ・利子補給により貸付当初5年間無利子化 ○漁業者等の金融支援 ・利子補給により貸付当初5年間無利子化
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対応資金(実質無利子・無担保) ・預託金を増額し融資枠を拡大。当初3年間の無利子融資を行うための利子補給を実施 ○観光緊急対策枠の創設(観光関連事業者向けの無利子融資) ・当初1年間の無利子融資を行うための利子補給、保証料補助を実施 ○支援本部(4/28~立ち上げ) ・支援施策検討チーム及び総合支援相談窓口を設置 ○事業継続支援金 ・20万円~100万円の支援金を支給 ○県内事業者事業継続推進 ・補助限度額100万円、補助率2/3 ○和歌山県観光客あんしん受入環境整備 ・補助限度額1,000万円、補助率3/4 ※大企業2/3 ○持続化給付金申請サポート ・Web申請をサポートする人材を確保する商工会、商工会議所を支援 ○家賃支援金 ・家賃額の1/6相当額を6か月分支給、上限額:法人12.5万円、個人6.25万円 ・※複数店舗を所有するなどの家賃の総支払額が高い場合、上限額を法人25万円、個人12.5万円に引き上げ。但し、引き上げ部分は給付率は家賃額の1/12相当 	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用調整助成金申請サポート ・各地域での個別相談 (対面や訪問による相談対応) ○国の雇用調整助成金(教育訓練)の加算額に県が上乗せ支給(3,000円) 	<ul style="list-style-type: none"> ○馬産農産物等のeコマースを活用した販売支援 ・オンラインで「おうちで和歌山」特設サイトを開設による積極的な情報発信 ○農林水産事業者に対する融資相談窓口の設置 ○農業者の金融支援 ・利子補給により貸付当初5年間無利子化 ○漁業者等の金融支援 ・利子補給により貸付当初5年間無利子化

徳島県	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対応資金の創設 ・無利子・無保証料融資の対象拡大(売上高▲5%以上) ・保証料ゼロ、実質無利子(当初3年間)、上限3千万円 ○セーフティ資金「経済変動対策資金」「経営安定借換資金」の融資対象の拡大 ○「経済変動対策資金」の融資対象の拡大 ○「徳島県新型コロナウイルス感染症対応資金」の創設 ・特に厳しい経営環境の中にある中小・小規模事業者に対し、雇用及び事業継続への頭張りを応援するため、100万円を上限に給付 ○新型コロナウイルス関連特別相談窓口の設置 ○企業従業員等のオンライン研修の支援 ○県内のテイクアウト・デリバリー情報発信応援サイトの開設 ○生活衛生関係営業者応援給付金 ・生活衛生新型コロナウイルス感染症感染症患者特別貸付で融資を受けた金額の10%(上限100万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス雇用継続支援事業 ・国の「雇用調整助成金」の事業主負担分について「解雇を伴わない場合」国の助成金に県が上乗せして10/10助成(県の助成は上限100万円) ・上限1日1人あたり8,330円(国・県合計) ○「経済変動対策緊急生活資金」の拡充[拡大融資枠1億円] ・経済的影響を受ける勤労者の生活の安定を図るため、実質無利子融資枠を創設 ○採用内定取消者等を対象とした会計年度任用職員採用(20名程度) ○就職支援事業所等におけるインターネットを活用した販路拡大等 	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス対策農林漁業者金融支援事業 ・貸付金利及び保証料の一部を補助 ○新型コロナウイルス対策農林漁業者応援給付金 ・新型コロナウイルス対策農林漁業者金融支援事業」の融資を受けた農林漁業者のうち、令和2年2月以降で、50%以上売上げが減少している者に100万円を上限に一時金を支給 ○新型コロナウイルス対策農林漁業者総合支援事業 ○阿波ふらうど新規販売チャネル開拓事業 ○県産花きの需要喚起応援事業 ○「阿波地美菜」販売支援事業 ○県産畜産物活用型経済活性化事業 ○県高収益作物次期対応支援事業 ○「海の幸」販売促進緊急対策事業 ○滞留原木緊急対策事業 ○滞留建築資材緊急対策事業 ○山の仕事を守るコロナ対策緊急支援事業
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> ○鳥取県新型コロナウイルス対策地域経済変動対策資金の創設 ・制度融資の無利子期間、据置期間、保証料無しの期間の拡充 ○県内中小企業の新分野進出などの新たな取組、感染予防、防止に向けた商品開発など幅広い取組を支援(補助率3/4上限50万円等) ○企業の感染症防止対策支援、感染症に対応したBCP策定支援(補助率3/4上限20万円)等 ○越境ECの取組支援(補助率2/3上限20万円)等 ○フレックシブルの新規導入に係る経費を支援(国助成金への上乘せ補助)(補助率1/6、上限30万円) ○県有施設に入居する飲食・土産物店等に対する使用料等の減免 ○固定上の影響を大きく受けた県内事業者に対し、家賃等の固定費の負担軽減や今後の事業継続を支援(定額10万円) ○鳥取県版新型コロナウイルス感染症拡大予防対策例や業界が作成するガイドラインを基に事業者が感染予防対策に取り組み経費を助成(補助率9/10、上限20万円) ○交通事業者への感染症対策資材整備や密を避けるための貸切バス増車への支援 ○オンライン物産展等対面販売からの転換を支援 ○職員が在宅で勤務のできる環境を整備し、果業務の継続性を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○オンライン合同企業説明会の実施や就職情報サイトでの情報発信等を支援(補助率1/2上限40万円等) ○離職者の早期再就職を支援するための職業訓練等 ○雇用維持、休業等の期間を利用した教育訓練や研修などに対し助成(補助率2/3、上限100万円) ○離職者を正規雇用した企業に雇用安定支援金を支給 ○就労支援継続事業所が行う新商品開発等の取組に要する経費を補助 	<ul style="list-style-type: none"> ○県産農林水産物を活用した雇用継続やテイクアウト、商品開発等に取り組み飲食店や旅館等の幅広い取組に10万円を支援 ○農業現場等で新型コロナウイルスの影響が出た場合等の高農活動の支援体制構築 ○牛や羊の拡充、牛肉保管費用に対する支援 ○鳥取和牛等を小中学校給食に提供する食育の推進 ○素材生産業者等のストックホルムの確保、原木の活用への転換に向けた取組に対して支援 ○県産木材の需要増への提供やインターネット商談等対面販売や鮮魚直売店等と連携した県産魚の開催、魚食産及動画による情報発信 ○渡航を伴わない農林水産物の新たな販促活動 ○県産食材を使用する食品加工事業者の相談窓口設置 ○試食に代わる試供品の提供やインターネット商談等対面によらない販売活動に対して助成(補助率2/3、上限50万円) ○県産食材等を県外の自宅まで過ごす友人・知人等に配送する取組を支援 ○農業水産分野での雇用の受け皿づくり ○事業者が連携して行う地域の盛り上げや需要喚起に係る取組を支援(補助率3/4、上限200万円) ○クラウドファンディングを活用して20%のプレミアムがついた県内事業者の先取り応援券を販売 ○農林水産業の共同利用施設で行う出荷作業時の感染予防対策等を支援 ○農林水産業関係団体が行う販路拡大等を支援
京都市	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急融資制度の充実(令和2年5月～) ・融資限度額を3,000万円から4,000万円へ引上げ(令和2年7月～) ○中小企業経営者支援緊急対策補助制度の実施 ・補助率3/4、上限額30万円 ○京都市中小企業等緊急支援補助金の創設 ・補助率3/4等・上限額30万円 ○飲食店「デリバリー」サービスの利用促進 ○本市の家庭保育の協力依頼に基づく保育園等への登園自粛、又は保育園等による臨時休園が行われた場合における保育料返還 ○商店街緊急支援補助金※ ・補助率9/10・上限額会員数50以上は200万円・50未満は100万円 ○京都市伝統産業つくり手支援事業補助金※ ・補助率9/10・上限額個人又はグループは40万円・団体は100万円 ○和装産地支援事業 ○中小企業等支援策活用サポートセンターの運用 ※7月市会提案 	<ul style="list-style-type: none"> ○失業者等の優先募集(臨時・非常勤職員) ○経済状況が悪化した大学生等を対象とした臨時募集(非常勤職員) ○雇用調整助成金申請窓口の混雑緩和に向けた取組 ・京都労働局と連携し、「初めての雇用調整助成金」ワークショップを開催(令和2年5月) ・市観光協会と連携し、「初めての雇用調整助成金」研修動画の制作及び配信(令和2年5月～) ○WEBを活用した就職相談や企業紹介などの実施 ○事業継続に向けた中小企業等担い手確保・育成支援※ ○雇用情勢の悪化を契機とする社会福祉施設等の担い手確保対策※ ○就労継続支援事業所に対する生産活動活性化支援※ ○就労継続支援B型事業所における工賃助成 ※7月市会提案 	<ul style="list-style-type: none"> ○京都市中小企業等緊急支援補助金の創設(再掲) ○テイクアウト、デリバリー等を飲食店をまとめたサト(商工会議所、各区等で運営)を集約し、市ホームページで発信 ○安全・安心で新鮮な魚介類がお待ち購入できる「おうちおさかなマーケット」について、6月15日から商品内容に更なる充実させリニューアルオープンして実施(京都市の支援のもと、市内の水産仲卸組合と小売団体が協力して実施) ○農産物等の販路拡大事業※ ・新しい生活様式に即した非接触型販売手法などの導入支援や、京野菜の販路拡大・販売促進により需要を下げ支えし、持続的に営農を行える環境を整備 ○林業経営支援事業※ ・木材価格の低下が発生している中、価格の安定と事業継続を図るため、港湾等への運搬経費を助成し、海外を含む販路開拓を支援。また、新しい生活スタイルに対応した林業商品やサービスの開発等を支援 ※7月市会提案
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪府と協調し「休業要請支援金」を支給 ○大阪府と共同でのものづくり中小企業緊急支援事業(大阪産業技術研究所の利用料減額) ○所管施設のカフェテリア・体館に伴う指定管理者への収入補填 ○新型コロナウイルス感染症の影響を受けた港湾関連事業者等の港湾施設使用料、貸付料等の支払期限を延長 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急雇用対策として会計年度任用職員を採用(50名) ・離職(解雇・雇止め)や、内定取消、事業活動の縮小により仕事を失った事業主(フリーランスを含む)などを対象 ○外国人のための相談窓口の体制強化(公助)大阪国際交流センター 	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス雇用継続支援事業 ・国の「雇用調整助成金」の事業主負担分について「解雇を伴わない場合」国の助成金に県が上乗せして10/10助成(県の助成は上限100万円) ・上限1日1人あたり8,330円(国・県合計) ○「経済変動対策緊急生活資金」の拡充[拡大融資枠1億円] ・経済的影響を受ける勤労者の生活の安定を図るため、実質無利子融資枠を創設 ○採用内定取消者等を対象とした会計年度任用職員採用(20名程度) ○就職支援事業所等におけるインターネットを活用した販路拡大等
堺市	<ul style="list-style-type: none"> ○制度融資の信用保証料を全額市が負担する制度を新たに創設(4/15～実施) ○中小企業のテイクアウト導入支援 ・募集枠の上限に達したため、5月18日に受付終了 <補助金額上限：50万円、補助率：2/3> ○大阪府と協調し「休業要請支援金」を支給。 ○市内NPO法人に対する支援金 	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用調整助成金相談窓口の設置(4/30～予約受付開始) ○就職相談体制の強化 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、内定取消・雇止め・解雇をされた方などの再就職を支援するため、市の就労支援施設においてオンライン相談を導入。(5/1～開設) 	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス雇用継続支援事業 ・国の「雇用調整助成金」の事業主負担分について「解雇を伴わない場合」国の助成金に県が上乗せして10/10助成(県の助成は上限100万円) ・上限1日1人あたり8,330円(国・県合計) ○「経済変動対策緊急生活資金」の拡充[拡大融資枠1億円] ・経済的影響を受ける勤労者の生活の安定を図るため、実質無利子融資枠を創設 ○採用内定取消者等を対象とした会計年度任用職員採用(20名程度) ○就職支援事業所等におけるインターネットを活用した販路拡大等
神戸市	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業等が事業継続・売上向上等の新たな取り組みへの支援(補助額：100万円、補助率3/4) ○テレワークや電子商取引(EC)等に係る取組を支援(補助額：150万円他) ○中小企業等への経営相談体制強化(社労士等による専門相談窓口の強化など) ○店舗の家賃を減額した不動産オーナーに8割補填 ○先払い利用券が購入できる仕組を持つ事業者と提携、クーポン発行を支援(還元率20%、上限2,000円/件) ○UberEatsなどを活用した宅配・テイクアウト事業 ○商店街・市場における共同宅配事業への支援 ○オンラインストアへの新規出店支援による販路拡大 ○商店街・小売市場お買い物券事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急雇用対策 ・採用内定を取り消された新卒者(募集人数：上限100名) ・離職を余儀なくされたひとり親家庭(募集人数：上限100名) ○ひとり親の就労支援 ・ひとり親の就労に向けた取り組みに対して助成(補助額：最大10万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス雇用継続支援事業 ・国の「雇用調整助成金」の事業主負担分について「解雇を伴わない場合」国の助成金に県が上乗せして10/10助成(県の助成は上限100万円) ・上限1日1人あたり8,330円(国・県合計) ○「経済変動対策緊急生活資金」の拡充[拡大融資枠1億円] ・経済的影響を受ける勤労者の生活の安定を図るため、実質無利子融資枠を創設 ○採用内定取消者等を対象とした会計年度任用職員採用(20名程度) ○就職支援事業所等におけるインターネットを活用した販路拡大等

2 教育対策

団体	(1) 臨時休業・学校再開対策	(2) 遠隔教育等の推進	(3) 芸術・文化等
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> 県立学校へ手作りマスクや消毒液等の配布 医療的ケア児のいる家庭への手指消毒用アルコールの優先供給 関係する健康医療福祉部局との連携 県立学校のトリ改修の実施 補習等支援学校からICTの増強 特別支援学校や家庭環境に困難を有する児童・生徒への相談・虐待等 家庭環境に困難を有する児童・生徒への相談・訪問支援体制、学校と福祉の連携強化等 障害児の放課後ケア、ICT、SOSへの利用が増えたことによる利用者負担の増加を補助 医療的ケア児等の送迎のために福祉タクシー券を配布する事業への補助 児童生徒等の心のケアと学習指導の強化 休業期間中及び学校再開後の児童生徒等への支援体制を強化（スクールカウンセラー、運営等に対する支援） 放課後児童クラブの運営等に対する支援 学校活動における感染予防対策 スクールバスの過密化防止や消毒液の購入 令和2年度未だマスクや消毒液を増強 新型コロナウイルス感染症対策大学等授業再開支援事業 府内の大学等に対して、バーションの設置、消毒液の購入等 感染拡大防止対策に必要な経費を支援 私立学校教育振興補助（学習指導員の配置） 学校教育活動再開事業 	<ul style="list-style-type: none"> 学習支援コンテンツ（教材）子どもの『学びの場』の開設 GIGAスクールホーク（ICT技術等）の配置によるICT環境整備 障害児児童生徒のための入出力支援装置の整備（点字ディスプレイ、視線入力装置等） 県立学校等における遠隔授業環境の整備 家庭にインターネット環境のない児童生徒に対して端末を貸与、web会議アプリの導入 各学校にWebカメラ、マイクなどの整備 県立中学校、県立特別支援学校（義務教育課程）の児童生徒が使用できるPC端末整備の前期し ICTネットワークを通じた授業動画の配信や学習プリントの配布 県立大学の遠隔授業環境の整備 自宅学習の環境整備等支援 動画やリアルタイムを活用したオンライン学習の実施（府立学校） 教材の授業の導入（府立医科大学、府立大学） 教材補助として本を購入し貸出（学校再開後は図書室へ）（義務教育（小学校低学年）） 私立学校教育振興補助（高校生への修学支援） 低所得者を対象にオンライン学習を支えるための通信費支給 児童養護施設等へのインターネット環境整備 児童養護施設等で育つ児童の学習機会を確保するため、インターネット環境整備やパソコン等の機器購入を助成 	<ul style="list-style-type: none"> 公演等の活動機会を失った文化活動関係者の活動継続等を支援 県立美術館の企画展の動画を作成・配信 県立文化施設において、自主製作オペラをオンライン配信 文化芸術関係者への支援等を紹介する窓口を設置 文化施設にサテライトスタジオを購入
京都府	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒等の心のケアと学習指導の強化 休業期間中及び学校再開後の児童生徒等への支援体制を強化（スクールカウンセラー、運営等に対する支援） 放課後児童クラブの運営等に対する支援 学校活動における感染予防対策 スクールバスの過密化防止や消毒液の購入 令和2年度未だマスクや消毒液を増強 新型コロナウイルス感染症対策大学等授業再開支援事業 府内の大学等に対して、バージョンの設置、消毒液の購入等 感染拡大防止対策に必要な経費を支援 私立学校教育振興補助（学習指導員の配置） 学校教育活動再開事業 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅学習の環境整備等支援 動画やリアルタイムを活用したオンライン学習の実施（府立学校） 教材の授業の導入（府立医科大学、府立大学） 教材補助として本を購入し貸出（学校再開後は図書室へ）（義務教育（小学校低学年）） 私立学校教育振興補助（高校生への修学支援） 低所得者を対象にオンライン学習を支えるための通信費支給 児童養護施設等へのインターネット環境整備 児童養護施設等で育つ児童の学習機会を確保するため、インターネット環境整備やパソコン等の機器購入を助成 	<ul style="list-style-type: none"> 甲高生夢舞台開催支援事業 全国大会の中止や開催内容の変更を受け、中高生の集大成となる大会開催を支援 府立図書館の感染防止対策
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> 支援学校等の臨時休業に伴う放課後ケア、イベント支援 学校給食休止への対応 家庭学習の支援 府内の3歳児以上の園児に対し、学習教材等の購入を支援（図書カード、2,000円分を配付） SNS(LINE)を活用した補充学習等の拡充 児童・生徒の心のケアや学習支援員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> 「臨時休業中の学習支援のページ」を開設 家庭学習プリント及びテスト教材等の掲載、授業動画の配信 ICT技術者の配置 ICT技術者の通信装置や府立支援学校及び府立中学校の端末等を整備 府立学校のオンラインでの学習体制を構築 端末等を貸与し、家庭に対する学校訪問の端末貸出し 	<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術活動の継続支援 無観客ライブ等の配信にかかる経費を補助等
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> 学校（外国人学校含む）におけるマスク等購入の支援 特別支援学校のトリ改修による衛生環境改善 放課後ケア、イベントへの追加経費の支援 補習等支援のための学習指導員の配置 心のケアに対するSNS、悩み相談窓口の強化 ひょうご放課後プランの推進 放課後児童クラブの増強 アソシエイト、センター事業への支援 病院内保育所における学童保育の受入支援 特別支援学校休校に伴う、放課後等ケア、イベント、利用支援 学習支援番組（みで、学ぼう！ひょうごっ子広場）の制作 学校給食休止に伴う食材違約金の支払い 学校再開に伴う少人数授業、補習等支援のための非常勤講師、スクールカウンセラー、業務支援員の配置 私立学校における学校再開への人的体制の強化支援 学校再開に伴う感染症対策の強化 特別支援学校スクールバス増便対応等 給食調理者への衛生改善設備の購入経費支援 部活動全国大会の代替地方大会開催支援 	<ul style="list-style-type: none"> 県立学校等における遠隔授業環境の整備 家庭にインターネット環境のない児童生徒に対して端末を貸与、web会議アプリ、学習支援アプリの導入 県立大学の遠隔授業環境の整備 web会議アプリの導入補助 GIGAスクールホーク（ICT技術者等）の配置 障害児児童生徒のための点字ディスプレイ、視線入力装置等の整備 総合衛生学院、職業能力開発校における遠隔授業環境の整備 専修学校等における遠隔授業環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 芸術・文化施設等の県民利便施設等にサテライトスタジオを整備（県単独含む） 県立芸術・文化施設等の各種無料講座のオンライン配信 県立美術館・博物館のPR動画や県内アーティストの活動動画を制作・配信、多言語音声ガイドの専用アプリ等の製作 避難所等での物資・衛生資材等の備蓄 避難所となる学校等体育館の換気設備導入支援 芸術文化公演の再開に向けた緊急支援 芸術文化の鑑賞・体験機会の創出支援 県民利便施設等の換気設備の強化 県立美術館における時間制来館者システム導入
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園やマスクや消毒液等を購入する経費に対し補助 特別支援学校の臨時休業期間中における学校給食の食材費負担 特別支援学校等の臨時休業による、放課後等ケア、イベント等の利用増に伴う追加経費に対し補助 学校の臨時休業による心のケアのため、公立学校の児童生徒に対し、スクールカウンセラーによるストレスケアを実施 在宅運動番組（児童生徒向け）制作・放送 臨時休業中の小中高生等の健康維持のための番組を提供 在宅教養講座番組制作・放送 外出を自粛している県民の健康維持や、本県の魅力を再発見する機会を提供 小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの開所時間の延長に要する経費等に対し補助 放課後児童クラブの利用の自粛等の減 放課後児童クラブの増に対し補助 小学6年生及び中学生の学級を分割し、感染拡大防止及びきめ細かい指導を行うため、教員を加配 夏期休業を短縮して授業等を実施するため、非常勤講師等を配置 臨時休業期間中の未指導分の補習等のため、学校教育活動を支援する学習指導員を配置 感染症対策のために増加する教員の業務をサポートするため、スクールカウンセラー、スタッフを配置 特別支援学校スクールバス感染リスク低減のため、増便対応 新型コロナウイルス感染症の影響により中止された全国大会の代替として開催される奈良県大会を支援 	<ul style="list-style-type: none"> 全教員、児童生徒に対し[G Suite for Education]のアカウントを発行 教育長及び指導主事による授業サポート動画を参考に各学校で授業動画を作成し、動画共有サービス上の各学校のチャンネルにアップロード Wi-Fi環境がない家庭にPCを貸与し、授業動画を保存したDVDやUSBメモリを提供 児童生徒の健康観察等、オンライン活用による家庭と学校が共有 全教員に[G Suite for Education]の講習をオンラインで実施 オンラインで活用できるツールを利用し、テストの実施など生徒の在宅での学習状況の把握を行うための研究を実施 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための遠隔授業の環境整備を行う公立大学に対し補助 県立中学校及び特別支援学校小学校・中学部に情報教育環境を整備 <ul style="list-style-type: none"> 情報端末整備 1,050台 情報端末の活用を支援する技術者を配置 障害のある児童生徒が情報機器の使用に要する障害に応じた入出力支援装置を整備 	<ul style="list-style-type: none"> 県立文化施設において消毒液の整備、受付でのアルコール板設置、空気清浄機及び非接触型体温計等を整備 入館時における新型コロナウイルス感染症対策の徹底（マスク着用、手指消毒、三密の回避等） 県立図書館主催イベントとして、館長講演会のオンライン配信 県立文化施設のHP等において、万葉歌留多などの家で遊べるコンテンツの配信 奈良県立ジュニアオペラフェスティバルのオンライン配信 奈良県立ジュニアオペラフェスティバルのオンライン配信 奏動画、過去の演奏会の映像等を、動画配信サイト（YouTube）にて公開
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> 公立・私立幼稚園におけるマスクや消毒液等の購入経費を支援 県立学校への保健衛生用品（マスクや消毒液等）の配付及び購入支援 県立学校臨時休業期間中の学校給食食材費負担 子供 SOSダイヤル（24時間対応）教育相談電話、LINEを活用した教育相談による心のケアへの対応 SC、SSW、不登校支援員、訪問支援員や（県）教育相談主事による心のケアへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> 県立学校において家庭学習の充実に向けたオンライン学習支援サービスの導入 各学校のWebページにパスワード付き閲覧制限ページを設置し、家庭への連絡等で活用 GIGAスクール構想による県立中学校・特別支援学校（義務教育課程）の児童生徒のPC端末の整備前倒し 高等学校1人1台PC端末の整備 各県立学校にWebカメラ、マイク等、配信用周辺機器の整備 臨時休業中にオンライン学習ができるよう、インターネット環境未整備の家庭に貸与する機器を準備（通信料は県負担） 授業動画の配信やレポート学習指導の開始 特別支援学校の児童生徒のための入出力支援装置（ジョイスティック、マウス、視線入力装置等）の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 県立図書館における消毒液の整備 県立博物館施設における消毒液の整備、受付でのアルコール板設置及び体温計の購入

徳島県	<ul style="list-style-type: none"> ○私立幼稚園におけるマスクや消毒液等の購入等 ○県立学校へのマスクや消毒液の配付及び購入支援 ○特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等児童の利用者負担増加分を支援 ○公立学校の学校給食食材納入業者に対する支援 ○食材の有効活用を促進する給食費への補助 ・学校給食用パン、米飯、牛乳、デザート給食の供給体制を維持する経費への補助 ○電話・メール・SNS(LINE)等において、児童生徒や保護者、教職員、関係機関からの相談に常時対応できる体制の強化 ○県立学校における緊急連絡環境整備 ・生徒の安否確認、日々の体調確認 ○公立幼稚園におけるマスク等保健衛生用品の購入等 ○放課後児童クラブに追加で生じる費用に対する補助 ○放課後児童クラブを臨時休業させた場合に市町村が保護者へ返却する日割利用料に対する補助 ○県立特別支援学校において、効果的な箇所の既存水栓を自動水栓に整備 ○県立学校に可搬式空調（スポットクーラー）を整備 ○学校内消毒作業等を行う会計年度任用職員の配置 ○感染リスクの軽減のため、特別支援学校スクリーンを増設 ○県立図書館に書籍消毒器を整備 ○放課後児童クラブに追加で生じる費用等について支援 ○利用料の減免を行った場合に生じる費用、ファミリー・サポート・センター等の活用、フリースクール等の開催 ○休業期間中を活用した読書感想文コンクール等の開催 ○相余の増額利用者負担の免除を行う市町村に補助 ○医療的ケア児等の送迎のため、放課後等デイサービス事業所等が福祉タクシーを利用する場合にタクシーの配付を行う事業に補助 ○子ども居場所の立ち上げ経費及び運営費を支援 ○特別支援学校が臨時休業を実施した場合に保護者の仕事を代行する事業に補助 ○子ども世話をするための事業の休業を余儀なくされた県内個人事業主を支援（4,100円/人/日） ○公立幼稚園におけるマスク、消毒液等の確保 ○学校の臨時休業に伴う学童クラブ等の対応に係る支援 ○LINEによる相談窓口の開設 ○子ども相談24時間ホットラインを活用した心のケアへの対応 ○希望制による「学習相談・面談」の実施 ○小中学校で課題の提出や質問を投函できる「学校（学級）ボスト」の設置 ○学校再開に伴う学習保障等のための人的体制整備※ ○公立学校園の感染症予防対策をはじめとする学習環境整備（7月市会提案） ○大学における学生支援強化特例支援事業※ ○子ども食堂等との連携による子どもの見守り強化※ ※7月市会提案 	<ul style="list-style-type: none"> ○臨時休業中における児童生徒の家庭学習をサポートするための動画の作成・配信、ケーブリングの作成・配信 ○手作りマスクの動画の作成・配信 ○HPからダウンロードできる独自教材プリントの活用 ○ウェブ会議システムの無料アカウントを取得し、各県立学校に必要なアカウントを配付 ○無料の教育ソフト・サービスに各県立学校用アカウントを作成し配布 ○県立学校及び市町村立小中学校を対象としたアンケートを活用した児童生徒の学習支援するIT事業を実施 ○県立学校の教員がワークでできる環境構築 ○障害児童生徒のための点字ディスプレイ、視線入力装置等の整備 ○各学校創意工夫による学習支援のための「学校裁量枠」の創設 ○障がいのある児童生徒の家庭や福祉施設におけるオンライン学習支援の充実を図るため、「自律型学習教材」や「読み教材」をeラーニングコンテンツとしてデジタル化 ○学校休業中にインターネットを活用した学習ができる環境を整備するため、Wi-Fi機器の貸与や回線の増強を実施 ○遠隔教育等を使用するeラーニング教材のダウンロード取得・活用に係る市町村への補助 	<ul style="list-style-type: none"> ○県立文化施設等において、マスク・消毒液、除菌脱臭機等の衛生用品を整備 ○タブレット等を活用した県外のプロ演奏家から県内アマチュア演奏者へのワークショップ演奏指導の実施 ○「あわ文化」に係るVR動画等デジタルコンテンツの作成し、情報発信 ○県立学校の文化部活動をオンライン指導により実施
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> ○公立幼稚園におけるマスク、消毒液等の購入等 ○県立学校へのマスクや消毒液の配付及び購入支援 ○特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等児童の利用者負担増加分を支援 ○公立学校の学校給食食材納入業者に対する支援 ○食材の有効活用を促進する給食費への補助 ・学校給食用パン、米飯、牛乳、デザート給食の供給体制を維持する経費への補助 ○電話・メール・SNS(LINE)等において、児童生徒や保護者、教職員、関係機関からの相談に常時対応できる体制の強化 ○県立学校における緊急連絡環境整備 ・生徒の安否確認、日々の体調確認 ○公立幼稚園におけるマスク等保健衛生用品の購入等 ○放課後児童クラブに追加で生じる費用に対する補助 ○放課後児童クラブを臨時休業させた場合に市町村が保護者へ返却する日割利用料に対する補助 ○県立特別支援学校において、効果的な箇所の既存水栓を自動水栓に整備 ○県立学校に可搬式空調（スポットクーラー）を整備 ○学校内消毒作業等を行う会計年度任用職員の配置 ○感染リスクの軽減のため、特別支援学校スクリーンを増設 ○県立図書館に書籍消毒器を整備 ○放課後児童クラブに追加で生じる費用等について支援 ○利用料の減免を行った場合に生じる費用、ファミリー・サポート・センター等の活用、フリースクール等の開催 ○休業期間中を活用した読書感想文コンクール等の開催 ○相余の増額利用者負担の免除を行う市町村に補助 ○医療的ケア児等の送迎のため、放課後等デイサービス事業所等が福祉タクシーを利用する場合にタクシーの配付を行う事業に補助 ○子ども居場所の立ち上げ経費及び運営費を支援 ○特別支援学校が臨時休業を実施した場合に保護者の仕事を代行する事業に補助 ○子ども世話をするための事業の休業を余儀なくされた県内個人事業主を支援（4,100円/人/日） ○公立幼稚園におけるマスク、消毒液等の確保 ○学校の臨時休業に伴う学童クラブ等の対応に係る支援 ○LINEによる相談窓口の開設 ○子ども相談24時間ホットラインを活用した心のケアへの対応 ○希望制による「学習相談・面談」の実施 ○小中学校で課題の提出や質問を投函できる「学校（学級）ボスト」の設置 ○学校再開に伴う学習保障等のための人的体制整備※ ○公立学校園の感染症予防対策をはじめとする学習環境整備（7月市会提案） ○大学における学生支援強化特例支援事業※ ○子ども食堂等との連携による子どもの見守り強化※ ※7月市会提案 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校休業中にインターネットを活用した学習ができる環境を整備するため、Wi-Fi機器の貸与や回線の増強を実施 ○遠隔教育等を使用するeラーニング教材のダウンロード取得・活用に係る市町村への補助 	<ul style="list-style-type: none"> ○県内で行う無観客公演や、県外で活動の場を失った芸術家と連携した取組を支援 ○新型コロナウイルスの影響で中止となった高等学校の各種スポーツ・文化大会の代替大会の開催を支援
京都市	<ul style="list-style-type: none"> ○公立幼稚園におけるマスク、消毒液等の購入等 ○県立学校へのマスクや消毒液の配付及び購入支援 ○特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等児童の利用者負担増加分を支援 ○公立学校の学校給食食材納入業者に対する支援 ○食材の有効活用を促進する給食費への補助 ・学校給食用パン、米飯、牛乳、デザート給食の供給体制を維持する経費への補助 ○電話・メール・SNS(LINE)等において、児童生徒や保護者、教職員、関係機関からの相談に常時対応できる体制の強化 ○県立学校における緊急連絡環境整備 ・生徒の安否確認、日々の体調確認 ○公立幼稚園におけるマスク等保健衛生用品の購入等 ○放課後児童クラブに追加で生じる費用に対する補助 ○放課後児童クラブを臨時休業させた場合に市町村が保護者へ返却する日割利用料に対する補助 ○県立特別支援学校において、効果的な箇所の既存水栓を自動水栓に整備 ○県立学校に可搬式空調（スポットクーラー）を整備 ○学校内消毒作業等を行う会計年度任用職員の配置 ○感染リスクの軽減のため、特別支援学校スクリーンを増設 ○県立図書館に書籍消毒器を整備 ○放課後児童クラブに追加で生じる費用等について支援 ○利用料の減免を行った場合に生じる費用、ファミリー・サポート・センター等の活用、フリースクール等の開催 ○休業期間中を活用した読書感想文コンクール等の開催 ○相余の増額利用者負担の免除を行う市町村に補助 ○医療的ケア児等の送迎のため、放課後等デイサービス事業所等が福祉タクシーを利用する場合にタクシーの配付を行う事業に補助 ○子ども居場所の立ち上げ経費及び運営費を支援 ○特別支援学校が臨時休業を実施した場合に保護者の仕事を代行する事業に補助 ○子ども世話をするための事業の休業を余儀なくされた県内個人事業主を支援（4,100円/人/日） ○公立幼稚園におけるマスク、消毒液等の確保 ○学校の臨時休業に伴う学童クラブ等の対応に係る支援 ○LINEによる相談窓口の開設 ○子ども相談24時間ホットラインを活用した心のケアへの対応 ○希望制による「学習相談・面談」の実施 ○小中学校で課題の提出や質問を投函できる「学校（学級）ボスト」の設置 ○学校再開に伴う学習保障等のための人的体制整備※ ○公立学校園の感染症予防対策をはじめとする学習環境整備（7月市会提案） ○大学における学生支援強化特例支援事業※ ○子ども食堂等との連携による子どもの見守り強化※ ※7月市会提案 	<ul style="list-style-type: none"> ○京都放送、京都新聞と連携した「京都・学びプロジェクト」(動画配信等) ○GIGAスクール構想の実現に向けた通信ネットワークの増強※ ○ホームページを活用した家庭学習課題等の発信 ○運動遊びや読み聞かせ等に活用できるDVDの作成 ○家庭学習支援及びオンライン教職員研修実施のための環境整備（7月市会提案） ○市立芸術大学における感染拡大防止対策※ ※7月市会提案 	<ul style="list-style-type: none"> ○京都市文化芸術活動緊急奨励金の創設【再掲】 ・募集・制作等の機会を失っている文化芸術関係者の活動を支援するため、新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意しつつ、現下の状況において安全かつ適切に実施できる文化芸術活動(企画・制作・実施・評価等)募集し、審査のうえ奨励金(上限30万円)を交付 ○京都市の芸術家等の活動状況に関するアンケートを実施【再掲】 ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、京都市に居住又は活動拠点を持つ文化芸術に関わる方々が置かれている状況を調査するとともに、活動の再開や特待に向けてのニーズを明らかにするために実施 ○京都市文化芸術活動緊急奨励金の創設 ○上限額30万円 ○京都の芸術家等の活動状況に関するアンケートを実施
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> ○公立幼稚園におけるマスク、消毒液等の購入等 ○県立学校へのマスクや消毒液の配付及び購入支援 ○特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等児童の利用者負担増加分を支援 ○公立学校の学校給食食材納入業者に対する支援 ○食材の有効活用を促進する給食費への補助 ・学校給食用パン、米飯、牛乳、デザート給食の供給体制を維持する経費への補助 ○電話・メール・SNS(LINE)等において、児童生徒や保護者、教職員、関係機関からの相談に常時対応できる体制の強化 ○県立学校における緊急連絡環境整備 ・生徒の安否確認、日々の体調確認 ○公立幼稚園におけるマスク等保健衛生用品の購入等 ○放課後児童クラブに追加で生じる費用に対する補助 ○放課後児童クラブを臨時休業させた場合に市町村が保護者へ返却する日割利用料に対する補助 ○県立特別支援学校において、効果的な箇所の既存水栓を自動水栓に整備 ○県立学校に可搬式空調（スポットクーラー）を整備 ○学校内消毒作業等を行う会計年度任用職員の配置 ○感染リスクの軽減のため、特別支援学校スクリーンを増設 ○県立図書館に書籍消毒器を整備 ○放課後児童クラブに追加で生じる費用等について支援 ○利用料の減免を行った場合に生じる費用、ファミリー・サポート・センター等の活用、フリースクール等の開催 ○休業期間中を活用した読書感想文コンクール等の開催 ○相余の増額利用者負担の免除を行う市町村に補助 ○医療的ケア児等の送迎のため、放課後等デイサービス事業所等が福祉タクシーを利用する場合にタクシーの配付を行う事業に補助 ○子ども居場所の立ち上げ経費及び運営費を支援 ○特別支援学校が臨時休業を実施した場合に保護者の仕事を代行する事業に補助 ○子ども世話をするための事業の休業を余儀なくされた県内個人事業主を支援（4,100円/人/日） ○公立幼稚園におけるマスク、消毒液等の確保 ○学校の臨時休業に伴う学童クラブ等の対応に係る支援 ○LINEによる相談窓口の開設 ○子ども相談24時間ホットラインを活用した心のケアへの対応 ○希望制による「学習相談・面談」の実施 ○小中学校で課題の提出や質問を投函できる「学校（学級）ボスト」の設置 ○学校再開に伴う学習保障等のための人的体制整備※ ○公立学校園の感染症予防対策をはじめとする学習環境整備（7月市会提案） ○大学における学生支援強化特例支援事業※ ○子ども食堂等との連携による子どもの見守り強化※ ※7月市会提案 	<ul style="list-style-type: none"> ○動画配信サイト(YouTube)を活用した学習動画の配信 ○テレビ大阪と連携し、学習動画をサブチャンネルで放映 ○NPO法人の学習動画サイトを活用 ○全児童生徒に学習用端末機を前倒し整備 ○障害児童でWi-Fi環境が整っていない家庭に、Wi-Fiを貸与し、通信機を貸出 ○オンライン学習の円滑実施のため、Webカメラ、マイクなどの通信装置を整備 ○市立図書館にて自宅学習に向けた小中学生対象の学習本を電子書籍で貸出 ○教育委員会のIP上において、文部科学省の学習支援コンテンツから教科書に掲載した授業動画を配信し、児童生徒の家庭学習を支援 ○J:COMと連携し、授業動画をケーブリングで放映 ○市立小中学校に通うすべての児童(約64,000人)のタブレットPCを年内に整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○堺市文化芸術応援企画(フェスティバルでリスタート) ・文化芸術の分野で練習・発表の場が失われた市内の学生等への文化芸術活動のリスタートの場として、昨年度グラウンドオーブンしたフェスティバルを提供(学生クラブ:施設使用料無料)
堺市	<ul style="list-style-type: none"> ○公立幼稚園におけるマスク、消毒液等の購入等 ○県立学校へのマスクや消毒液の配付及び購入支援 ○特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等児童の利用者負担増加分を支援 ○公立学校の学校給食食材納入業者に対する支援 ○食材の有効活用を促進する給食費への補助 ・学校給食用パン、米飯、牛乳、デザート給食の供給体制を維持する経費への補助 ○電話・メール・SNS(LINE)等において、児童生徒や保護者、教職員、関係機関からの相談に常時対応できる体制の強化 ○県立学校における緊急連絡環境整備 ・生徒の安否確認、日々の体調確認 ○公立幼稚園におけるマスク等保健衛生用品の購入等 ○放課後児童クラブに追加で生じる費用に対する補助 ○放課後児童クラブを臨時休業させた場合に市町村が保護者へ返却する日割利用料に対する補助 ○県立特別支援学校において、効果的な箇所の既存水栓を自動水栓に整備 ○県立学校に可搬式空調（スポットクーラー）を整備 ○学校内消毒作業等を行う会計年度任用職員の配置 ○感染リスクの軽減のため、特別支援学校スクリーンを増設 ○県立図書館に書籍消毒器を整備 ○放課後児童クラブに追加で生じる費用等について支援 ○利用料の減免を行った場合に生じる費用、ファミリー・サポート・センター等の活用、フリースクール等の開催 ○休業期間中を活用した読書感想文コンクール等の開催 ○相余の増額利用者負担の免除を行う市町村に補助 ○医療的ケア児等の送迎のため、放課後等デイサービス事業所等が福祉タクシーを利用する場合にタクシーの配付を行う事業に補助 ○子ども居場所の立ち上げ経費及び運営費を支援 ○特別支援学校が臨時休業を実施した場合に保護者の仕事を代行する事業に補助 ○子ども世話をするための事業の休業を余儀なくされた県内個人事業主を支援（4,100円/人/日） ○公立幼稚園におけるマスク、消毒液等の確保 ○学校の臨時休業に伴う学童クラブ等の対応に係る支援 ○LINEによる相談窓口の開設 ○子ども相談24時間ホットラインを活用した心のケアへの対応 ○希望制による「学習相談・面談」の実施 ○小中学校で課題の提出や質問を投函できる「学校（学級）ボスト」の設置 ○学校再開に伴う学習保障等のための人的体制整備※ ○公立学校園の感染症予防対策をはじめとする学習環境整備（7月市会提案） ○大学における学生支援強化特例支援事業※ ○子ども食堂等との連携による子どもの見守り強化※ ※7月市会提案 	<ul style="list-style-type: none"> ○(株)サンテレビジョンとの連携による「テレビ授業」の実施 ○GIGAスクールの加速に対応するため全小中学校等の児童生徒にタブレットPC等を1人1台整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○堺市文化芸術応援企画(フェスティバルでリスタート) ・文化芸術の分野で練習・発表の場が失われた市内の学生等への文化芸術活動のリスタートの場として、昨年度グラウンドオーブンしたフェスティバルを提供(学生クラブ:施設使用料無料)
神戸市	<ul style="list-style-type: none"> ○公立幼稚園におけるマスク、消毒液等の購入等 ○県立学校へのマスクや消毒液の配付及び購入支援 ○特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等児童の利用者負担増加分を支援 ○公立学校の学校給食食材納入業者に対する支援 ○食材の有効活用を促進する給食費への補助 ・学校給食用パン、米飯、牛乳、デザート給食の供給体制を維持する経費への補助 ○電話・メール・SNS(LINE)等において、児童生徒や保護者、教職員、関係機関からの相談に常時対応できる体制の強化 ○県立学校における緊急連絡環境整備 ・生徒の安否確認、日々の体調確認 ○公立幼稚園におけるマスク等保健衛生用品の購入等 ○放課後児童クラブに追加で生じる費用に対する補助 ○放課後児童クラブを臨時休業させた場合に市町村が保護者へ返却する日割利用料に対する補助 ○県立特別支援学校において、効果的な箇所の既存水栓を自動水栓に整備 ○県立学校に可搬式空調（スポットクーラー）を整備 ○学校内消毒作業等を行う会計年度任用職員の配置 ○感染リスクの軽減のため、特別支援学校スクリーンを増設 ○県立図書館に書籍消毒器を整備 ○放課後児童クラブに追加で生じる費用等について支援 ○利用料の減免を行った場合に生じる費用、ファミリー・サポート・センター等の活用、フリースクール等の開催 ○休業期間中を活用した読書感想文コンクール等の開催 ○相余の増額利用者負担の免除を行う市町村に補助 ○医療的ケア児等の送迎のため、放課後等デイサービス事業所等が福祉タクシーを利用する場合にタクシーの配付を行う事業に補助 ○子ども居場所の立ち上げ経費及び運営費を支援 ○特別支援学校が臨時休業を実施した場合に保護者の仕事を代行する事業に補助 ○子ども世話をするための事業の休業を余儀なくされた県内個人事業主を支援（4,100円/人/日） ○公立幼稚園におけるマスク、消毒液等の確保 ○学校の臨時休業に伴う学童クラブ等の対応に係る支援 ○LINEによる相談窓口の開設 ○子ども相談24時間ホットラインを活用した心のケアへの対応 ○希望制による「学習相談・面談」の実施 ○小中学校で課題の提出や質問を投函できる「学校（学級）ボスト」の設置 ○学校再開に伴う学習保障等のための人的体制整備※ ○公立学校園の感染症予防対策をはじめとする学習環境整備（7月市会提案） ○大学における学生支援強化特例支援事業※ ○子ども食堂等との連携による子どもの見守り強化※ ※7月市会提案 	<ul style="list-style-type: none"> ○(株)サンテレビジョンとの連携による「テレビ授業」の実施 ○GIGAスクールの加速に対応するため全小中学校等の児童生徒にタブレットPC等を1人1台整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○こうべ文化芸術・スポーツ活動応援事業 ・アーティストやプロ等への新たな取り組みに係る経費を補助(上限10万円/人、上限75万円/施設) ・芸術文化公演等を実施する場合の施設利用料を補助(上限50万円/日・施設、補助率1/2、県市協議)

3 社会・福祉対策

団体	(1) 社会福祉施設等における感染拡大防止対策	(2) 障害福祉分野の ICT・テレワークの導入	(3) 生活に困っている世帯・個人への支援
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> マスク等の衛生用品を一括購入し社会福祉施設へ配布 社会福祉施設等のマスク等の衛生用品の購入・消毒等にかかる費用を補助 多床室の個室化改修経費を補助 通所系の社会福祉施設等による自宅訪問など代替サービス提供に伴うかかり増し経費を補助 地域活動支援センター等における支援員の増員や消毒液の購入等の経費を補助 	<ul style="list-style-type: none"> スマートフォン等を使用した遠隔手話サービスを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 生活福祉資金の貸付原資の積増し 収入が激減し、低所得者となった世帯の生徒に対する高校生等奨学給付金の給付、県立高等学校等授業料の減免の実施 住宅確保給付金の支給 県営住宅での一時的な受け入れ 県税の納税等の猶予 家族の入院等により在宅での生活が困難になったことでも家族と同じ医療機関へ一時保護委託、または滋賀県青年会館での一時保護を行う 障害児者の家族が感染するなど、従来の障害福祉サービスで障害児者の生活が維持できなくなった場合に、必要な支援者や一時的な生活の場の確保等の支援を行う 家族の入院等により在宅生活が困難となった要介護高齢者に対して、必要な介護サービスを提供する。
京都府	<ul style="list-style-type: none"> 多床室の個室改修、換気装置等の設置、消毒液等の購入補助(介護施設、障害者支援施設、児童養護施設) 通所サービス(介護・障害)等に対する支援 代替サービスの提供やサービス形態の確保 社会福祉施設等の感染拡大防止対策支援 感染症対策マニュアル改定や研修の実施に対する支援 感染発生時に使用する簡易居室の整備支援 介護福祉士養成施設等における感染予防対策支援 介護実習に必要なマスクや消毒液等を配布 訪問入浴サービス等体制強化事業 障害児者へ訪問入浴サービス等を提供する際の感染症対策に係る経費を支援 	<ul style="list-style-type: none"> Web環境を活用した障害者ホップ・文化芸術・ワフの運動会や「京都とっておきの芸術祭」のWeb開催を実施 障害者雇用サポート強化事業 障害者就業・生活支援センターの支援体制の充実強化 	<ul style="list-style-type: none"> 生活福祉資金の貸付原資の積増し 家計急変世帯に対する高校生奨学給付金の支給 家計急変世帯の府立大学生に対する授業料免除 家計急変世帯の専門学校生に対する授業料減免等 府税の納税等の猶予 自殺防止に関する相談体制の強化 低所得者のひとり親世帯への臨時特別給付金支給 ひとり親家庭等に対する学習支援 対象児童に対して凶悪カードを配布 児童虐待防止強化対策の検討
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者施設等への衛生用品等の配布 感染が疑われる児童を分離するために個室等の確保を行う児童養護施設等に補助等 ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業で、子ども用品マスクの配布を行う市町村へ補助 SNS(LINE)を活用した相談体制の整備、知事記者会見における手話通訳の導入 緊急事態宣言期間中の高齢者、障がい者等の見守り支援 地域医療介護総合確保基金を活用した衛生用品等の一括購入及び介護施設等への配布 介護施設等の多床室の個室化に要する改修経費の補助 介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費の補助 	<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援事業所等におけるテレワーク導入支援 介護事業所に対する介護ロボット機器購入補助の拡充 介護事業所に対する ICT 導入支援の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> 同居確保給付金の支給 外出自粛の長期化による児童虐待の増加やDV被害者等への相談支援体制の強化 保護者が新型コロナウィルスに感染し、保護者又は代替者が新型コロナウイルスでできない児童を府がホテル等宿泊施設において、一時保護を実施 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により住宅の退去を余儀なくされる方に対し、府営住宅を提供 府営住宅入居者の家賃の減免等 生活福祉資金の貸付原資の積増し 外出自粛の長期化によるDV被害者等へのホップ借上げによる緊急避難支援
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> マスク等の購入等や個室化改修経費の補助 介護施設への簡易陰圧装置等整備費用補助 訪問サービス提供に伴うかかり増し経費等の補助 社会福祉施設等応援職員の派遣旅費等の補助 介護施設に対する介護ロボット等導入支援の拡充 在宅障害者等に対する安全確認等の経費支援 障害児相談支援センター等の映像化、分割開催経費の支援 地域活動支援センター等の障害者受入体制の強化 就労系障害福祉サービス等の機能強化 生活支援職員の追加配置、生産活動支援員の配置、事業所複合の拡充強化(配送料無料化等) 商品災害に備えた配膳所の体制強化 訪問入浴サービス等の日常生活支援サービス提供体制の強化 社会福祉施設に対する感染症対策、サービス再開、職員慰労金支給等の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス事業所におけるタブレット端末、見守りロボット等導入の支援 障害福祉サービスにおけるテレワーク等の導入支援 タブレット端末、専用VR機器の導入補助 聴覚障害者の遠隔手話サービス実施のためのシステム整備 	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険料(税)の減免措置、傷病手当金の支給 同居確保給付金の拡充 収入激減、世帯の生徒に対する高校生等奨学給付金の給付 公立高等学校等授業料の減免、私立学校生徒授業料軽減臨時特別補助の実施 家計が急変した県立大学の学生への授業料等減免 感染防止に配慮した児童虐待・DV・ひとり親家庭等の相談支援体制強化(リモート相談用のタブレット端末購入) 相談生活福祉資金貸付原資補助事業の拡充 新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発の強化 生活困窮者等の住まい確保支援、自立相談支援の強化 ひとり親世帯臨時特別給付金の支給 子どもの安全確保のためのことども家庭センターの体制強化 子ども食生活の感染拡大防止支援
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉施設、救護施設の多床室等の個室化改修に対し補助 認可外保育施設・児童養護施設等のマスクや消毒液等購入経費に対し補助 児童養護施設等の多床室の個室化改修に対し補助 児童福祉施設等、在宅医療的幼児等の家庭・障害者支援施設等、高齢者福祉施設等へのマスク、消毒液の配付 知事記者会見における手話通訳の導入 相談支援センター等研修、サービス管理責任者等研修及びびん吸引等研修の講義を映像化し、受講者に配信 子育てを支援する市町村のファミリー・サポート・センター事業の登録会員に対し、感染拡大防止のための研修を実施 保育所・幼稚園・児童養護施設等がマスクや消毒液を購入する費用等に対し補助 医療機関及び福祉施設における感染拡大防止のための支援体制を強化 福祉施設職員のメンタルケアのための相談窓口の開設 臨床心理士、精神保健福祉士等による電話相談等 重症心身障害者等が感染患者の療養等に従事する職員に特殊勤務手当を支給する福祉施設に対し補助 保育所や児童養護施設等の職員へのメンタルケアや感染防止対策の相談・支援体制を整備 障害者支援施設等における簡易陰圧装置や換気設備の整備に対する補助 福祉施設における感染症対策のための物品の購入や多機能型簡易居室設置等に対する補助 福祉施設における感染症患者の発生等に備え、県において、マスクや消毒液等を備蓄 居宅系の介護サービスや障害福祉サービス等利用再開を支援するため、相談支援事業所等が行うケアメント等に対し補助 福祉施設にて利用者と接する従事者等に慰労金給付 	<ul style="list-style-type: none"> 就労系障害福祉事業所のテレワーク導入に要する経費に対し補助 聴覚障害者に対する遠隔手話サービスの実施 障害福祉サービス事業所等におけるテレワーク導入や、感染拡大防止・生産性向上のための ICT 導入等に要する経費に対し補助 	<ul style="list-style-type: none"> 生活福祉資金の貸付原資の積増し 生活困窮者同居確保給付金の拡充 生活困窮世帯の子どもの学習支援教室へのマスク、消毒液の配付 収入激減、低所得者となった世帯の生徒に対する高校生等奨学給付金の給付 離職者等への県営住宅の一時的な提供(6月補正予算により提供戸数を追加) 地域で子育てを支えることども食堂が、家庭を訪問して弁当を届けることども新たな活動を行うことへの支援 外出自粛時の子育ての不安や負担感を軽減するための相談体制や情報発信を強化する市町村の取組を支援 ひとり親家庭や児童虐待・DV被害者等のためのポータルによる相談や感染防止に配慮した環境を整備 訪問入浴サービスの利用促進に取り組み市町村へ補助 在宅生活からの職場復帰や離職した障害者等の再就職のため、障害者就業・生活支援センターにおいて、ワフによる相談体制等を整備 失業や休業等を原因とする自殺を未然に防止するため、電話相談等による支援を実施 家計が急変した世帯の児童生徒・学生に対する授業料減免を行う私立学校・公立大学等に対し補助 児童扶養手当の受給世帯等に対し、臨時特別給付金を給付 離職や休業等に伴う収入減少等による生活困窮者に対する手当の給付金、入居支援や入居後の居住支援を実施 生活困窮者等へのワフによる相談体制等を整備 消費者相談に迅速に対応するため、消費生活センターのワフによる相談体制等を整備 生活困窮者への効果的な方策を検討するため、実態調査を実施 在宅生活を強いられている障害者等の安否確認等に要する経費に対し補助 子ども食堂における県産牛肉等の購入に対し補助
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者施設や障害者支援施設、児童養護施設等における消毒液等を購入 高齢者施設・事業者・障害児入所施設等へのマスクの配布 障害者就労支援施設で作成した布マスクを県が購入し、障害児者入所施設に配布 地元企業から寄贈を受けたアルコール・ティッシュの配布 介護サービス事業所等が感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の見守りサービスは相定されないかかり増し経費等を支援 障害者支援施設、児童養護施設等における多床室の個室化に要する費用を支援 介護・障害福祉サービスの利用再開に向け、ケアマネジャーによるケアメント等の経費を支援 各施設・事業所等における感染対策徹底支援 在宅障害福祉サービス事業所による利用者への再開支援の助成 必要なサービスを継続して提供でききよう、高齢者施設や障害者支援施設、児童養護施設等に非常時に緊急に供給するための衛生用品を県で備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉分野生産性向上推進 障害者支援施設におけるロボット等(見守りセンサー等)の導入支援 就労系障害福祉サービス事業所におけるテレワークを活用した遠隔指導の実施を支援 タブレット端末を活用した遠隔手話サービス等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 生活福祉資金(緊急小口資金等)の貸付原資を増額 同居確保給付金の支給 低所得のひとり親世帯に臨時の特別給付金を支給 新型コロナウィルス感染症対応従事者への慰労金の支給(国制度；介護・障害) 児童養護施設等に勤務し、利用者と接する職員への慰労金の支給(県単独制度)

徳島県	<p>○社会福祉施設等におけるマスク、エタノールの購入支援や、県備蓄マスク、手指消毒用エタノールの配布</p> <p>○高齢者、障がい者が配慮した感染症予防、新しい生活様式に関する啓発(TVCM、新聞・HP掲載、県民交流プラザでの放映)</p> <p>○在宅生活を強いられつつある障がい者等の安否確認、相談受付や情報提供等に際しての「福祉サード」等事業所に対するサード継続支援</p> <p>○通所サード事業所に対する代替サードの提供や他事業所との連携に要する経費支援</p> <p>○LINEを活用した「徳島県・新型コロナ対策ホットライン」開設</p> <p>○「生活不活発」予防についての情報発信</p> <p>○ホームページ掲載による予防ポイントの周知啓発、You Tube 等を活用した運動方法・口腔・栄養・社会とのつながり紹介</p> <p>○児童養護施設、認可外保育施設等におけるマスク・消毒液、除菌脱臭機等の衛生用品の整備や補助</p> <p>○児童養護施設等の個室化等改修経費を支援</p> <p>○児童養護施設等のインターネット等環境整備を支援</p> <p>○児童養護施設等における業務負担軽減に対し、補助者の雇用による体制強化を支援</p> <p>○介護施設等に対するICT及び介護ロボット等導入支援</p>	<p>○労務系障がい福祉サード事業所におけるテレワーク等導入支援</p> <p>○聴覚障がい者に対する遠隔手話サード等を利用した意思疎通支援</p>	<p>○生活福祉資金の貸付原資の追加助成</p> <p>○収入が激減し、低所得者となった世帯の生徒に対する高校生等奨学給付金の給付、公立高等学校等授業料の減免、奨学金の貸与、私立学校授業料軽減補助の実施</p> <p>○宿泊施設滞り着者等受入れ支援事業</p> <p>・特定警戒都道府県からやむを得ず帰省せざるを得ない本県出身者等の一定期間滞在宿泊施設の確保</p> <p>○県営住宅等の家賃減額、県営住宅の空き室提供、市町村住宅の家賃減額支援</p> <p>○同居確保給付金の支給</p> <p>○保育所や放課後児童クラブ等が臨時休業した場合、ひとり親家庭に対し、子育て支援と雇用の安定を図るため、家庭生活支援員を派遣</p> <p>○ひとり親家庭に対する食品を無償配布する生活支援と、SNSを活用しひとり親家庭の子どものための相談を受ける寄り添い支援</p>
鳥取県	<p>○幼稚園、保育施設、児童養護施設、児童相談所一時保護所等に必要不可欠な衛生用品を整備</p> <p>○県民のマスク購入機会を確保するための仕組みを県内流通事業者や小売り事業者と連携して構築</p> <p>○障がい者支援施設等の居室個室化への改修経費支援</p> <p>○介護ロボットの導入、ICT化支援</p> <p>○通所サード事業所(障がい福祉分野)の代替サービスの提供や利用者を受け入れられた連携先事業所等のかかりつき経費を支援</p> <p>○相談支援専門員等が在宅生活となった障がい者等の安否確認を行う費用を市町村に補助</p> <p>○通所系介護サード事業所の代替サードの提供や利用者を受け入れた連携先事業所等のかかりつき経費を支援</p> <p>○緊急配布用個人防護具等の購入</p> <p>○とっとりSNS相談の日を拡充</p> <p>○マスク、消毒液などの衛生用品等を購入、備蓄確保、配布</p> <p>○外出できないことにより生活に支障が出ている県民を支援する「とっとり活動」に対し助成</p> <p>○避難所における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策</p> <p>○新型コロナウイルスの第2波の探知、リスク評価・対策立案のための発生动向調査・データ分析等</p>	<p>○法定研修を映像化等により遠隔実施するための必要な経費支援</p> <p>○聴覚障がい者が、行政機関や保健所への相談、病状への受診の際に遠隔手話サードを利用できるよう、タブレット端末を配置</p> <p>○就労移行支援事業所のテレワークシステムの導入を支援</p> <p>○オンライン面会の実施に必要な機器整備を助成</p>	<p>○子ども食堂を実施する民間団体等に対して、コロナ対策で会場変更等の経費を追加で補助</p> <p>○非課税世帯相当となった世帯の生徒に対する高校生等奨学給付金の給付</p> <p>○家計急変により給付金の支払いが困難になった者に対して、各私立中学校・高等学校が授業料の減免を行う場合に補助</p> <p>○家計が急変した公立鳥取環境大学の学生に対する授業料等急変した(減免)経費を大学へ交付</p> <p>○生活困窮者自立支援制度に基づき、離職者等のうち所得等が一定水準以下の者に対して、最長9ヶ月家賃相当額を支給</p>
京都市	<p>○社会福祉施設等に対する衛生物資の支援(7月市会にて追加支援金を提案)</p> <p>○医療機関や社会福祉施設等に対する衛生物資の支援</p> <p>○福祉避難所に対する衛生物資の確保</p> <p>○社会福祉施設の多室の個室化支援等</p> <p>○多床室の個室化や、簡易臨正装置・換気設備の設置に対する経費助成、市立施設と同福祉施設において必要対策を実施</p> <p>○社会福祉施設の施設等内の消毒に要する経費助成</p> <p>○通所サード事業所等の利用者の居宅訪問など、特別な形でのサードを提供する取組を支援(7月市会にて追加支援金を提案)</p> <p>○医療施設、社会福祉施設への「支え合い支援金」の創設(7月市会提案)</p> <p>○避難所での感染拡大予防対策※</p> <p>○WITHコロナ社会での安心安全な社会福祉施設の環境整備※</p> <p>○介護保険・障害福祉施設等におけるWI-FI環境整備</p> <p>○介護保険施設等における見守りサード導入支援</p> <p>○医療機関や社会福祉施設等における感染対策の周知啓発(7月市会提案)</p> <p>○動画配信による予防啓発、専門家による感染防御法の実地指導</p> <p>○車庫等による介護保険施設職員に対するオンライン感染症対策研修の実施</p> <p>○区役所・支所(保健福祉センター)での健診業務等における感染症対策※</p> <p>○区役所・支所(保健福祉センター)での健診業務等における感染症対策※</p> <p>○区役所・支所(保健福祉センター)窓口の混雑解消※</p> <p>○感染拡大防止の観点から、郵送での対応を実施</p> <p>○救急活動における新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すため感染防止用器材の備蓄量を増強※</p> <p>○ワラビでの子育て相談支援・連携体制強化事業※</p> <p>○7月市会提案</p>	<p>○障害福祉分野におけるサード継続支援</p> <p>○就労系障害福祉サード事業所及び児童養護施設等に対するテレワーク導入支援及びICT導入のサード事業に要する経費を支援(7月市会にて追加金を提案)</p>	<p>○傷病手当金の創設(国民健康保険事業)</p> <p>○特別定額給付金(仮称)の支給</p> <p>○簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一律に、一人当たり10万円を給付</p> <p>○同居確保給付金の支援対象の拡充等</p> <p>○子育て世帯への臨時特別給付金の支給</p> <p>○国民健康保険料・介護保険料の減免</p> <p>○公営住宅等入居者の家賃の徴収猶予・減免等</p> <p>○公営住宅の提供</p> <p>○全ての保護者が感染した場合の子どもの受入れ</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響等により住居を喪失した方に対する一時的な居室提供</p> <p>○生活困窮者等への支援の拡充(7月市会にて追加支援金を提案)</p> <p>○同居確保給付金の支援対象の拡充等</p> <p>○生活困窮者等に対する相談支援体制等の充実</p> <p>○自殺防止に関する相談支援体制等の強化※</p> <p>○子ども親世帯への臨時特別給付金の支給※</p> <p>○児童養護施設等を退所された方もない方への支援※</p> <p>○生活状況の把握・相談を行うこととともに、子ども若者はぐくみ事業基金から給付金を支給</p> <p>○特別定額給付金事業実施に伴う配偶者暴力被害者等への相談支援体制の強化※</p> <p>※7月市会提案</p>
大阪市	<p>○障がい者支援施設や保護施設等で使用するマスク、消毒液等の確保</p> <p>○老人福祉施設等における個室化促進改修費等補助金の創設</p> <p>○障がい福祉サード事業所や介護サード事業所等の事業継続に向けた支援</p> <p>○生活困窮者の一時宿泊施設内における3密状態の緩和及び受入れ枠を確保するためホテル等の借り上げ</p> <p>○障がい福祉分野におけるロボット等導入支援</p> <p>○障害福祉サード事業所に対しマスクや消毒液等の購入に要する経費を補助(令和2年度は、市が購入した衛生用品を配布)</p> <p>○障害福祉サード事業所等、家庭における人工呼吸器装着者等医療的ケアを必要とする者への手指消毒液の配布</p> <p>○国通知を受け、障害福祉サード等事業所が特別な形でのサードを提供する取組を支援</p> <p>○介護保険施設、障害者支援施設等に対して、デジタル面会のためのタブレット端末の貸出し</p> <p>○介護保険施設等における感染拡大防止支援</p> <p>○簡易陰圧装置を設置する障害者施設等に対する補助</p> <p>○障害福祉サード事業所等における「かかり増し経費」(施設内の消毒費用、衛生用品の購入費用その他経費)に対する補助</p> <p>○障害者等を在宅介護する者等が感染症の感染により介護できなくなつた場合に、障害者等本人が引き続き介護を受けることができる仕組みを構築</p> <p>○障害者支援施設等が介護ロボット等を導入する経費を補助</p> <p>○通所サード事業所等に対する支援金</p> <p>○社会福祉施設への支援</p> <p>・高齢者や障がい者への提供する事業者の衛生用品確保費用を助成(20万円/1か所)</p> <p>○高齢者・障害者施設におけるリモート面会推進</p> <p>・リモート面会に必要な機器購入費を補助(上限5万円/補助率1/2)</p>	<p>○障がい福祉サードサービスにおけるテレワーク等導入支援</p> <p>○障がい福祉分野のICT導入モデル事業に要する経費を確保</p>	<p>○解雇された派遣社員等への市営住宅の提供</p> <p>○市営住宅入居者の家賃の減免等</p> <p>○同居確保給付金の支給対象者の拡充</p> <p>○大阪国際交流センター外国人のための相談窓口において新型コロナウイルス感染症に関する専門相談を強化</p> <p>○国民健康保険加入者への傷病手当金の創設</p> <p>○国民健康保険・介護保険料の減免措置</p> <p>○保育施設等の家庭保育協力期間における保育料の軽減</p> <p>○水道料金・下水道使用料の基本料金全額減免(7月～9月)</p> <p>○国民健康保険料の減免措置</p> <p>○介護保険料の減免措置</p> <p>○同居確保給付金の対象拡充に伴う体制強化等</p> <p>○新型コロナウイルスによる失業等により経済的な理由によって学費の支弁が困難であるとき、市立高等学校授業料の免除等の相談対応</p> <p>○新型コロナウイルスによる失業等により経済的な理由で就学が困難と認められる場合、給食費・学用品費などを援助</p>
堺市	<p>○障害者等を在宅介護する者等が感染症の感染により介護できなくなつた場合に、障害者等本人が引き続き介護を受けることができる仕組みを構築</p> <p>○障害者支援施設等が介護ロボット等を導入する経費を補助</p> <p>○通所サード事業所等に対する支援金</p> <p>○社会福祉施設への支援</p> <p>・高齢者や障がい者への提供する事業者の衛生用品確保費用を助成(20万円/1か所)</p> <p>○高齢者・障害者施設におけるリモート面会推進</p> <p>・リモート面会に必要な機器購入費を補助(上限5万円/補助率1/2)</p>	<p>○就労系障害福祉サードサービスにおける在宅就労導入支援</p> <p>・タブレット端末等の導入補助(令和2年度も実施)</p> <p>○障害者支援施設に対して、デジタル面会のためのタブレット端末の貸出し</p> <p>○障害者支援施設等が介護ロボット等を導入する経費を補助</p>	<p>○DV相談体制の強化</p> <p>・相談体制を24時間化</p> <p>○低所得のひとり親世帯への給付</p> <p>・児童扶養手当を受給するひとり親世帯等に対して5万円(第2子以降3万円加算)を給付</p> <p>・収入が大幅に減少する世帯へ追加で5万円を給付</p> <p>○生活困窮者に対する同居確保給付金の給付</p> <p>○国民健康保険料・介護保険料の減免</p> <p>○収入が減少した被保険者等を対象に保険料を減免を助成(1万円/人)</p> <p>○ひとり親家庭で親が感染した場合に子供を一時的に預かるための施設を確保</p>
神戸市	<p>○社会福祉施設等におけるマスク、エタノールの購入支援や、県備蓄マスク、手指消毒用エタノールの配布</p> <p>○高齢者、障がい者が配慮した感染症予防、新しい生活様式に関する啓発(TVCM、新聞・HP掲載、県民交流プラザでの放映)</p> <p>○在宅生活を強いられつつある障がい者等の安否確認、相談受付や情報提供等に際しての「福祉サード」等事業所に対するサード継続支援</p> <p>○通所サード事業所に対する代替サードの提供や他事業所との連携に要する経費支援</p> <p>○LINEを活用した「徳島県・新型コロナ対策ホットライン」開設</p> <p>○「生活不活発」予防についての情報発信</p> <p>○ホームページ掲載による予防ポイントの周知啓発、You Tube 等を活用した運動方法・口腔・栄養・社会とのつながり紹介</p> <p>○児童養護施設、認可外保育施設等におけるマスク・消毒液、除菌脱臭機等の衛生用品の整備や補助</p> <p>○児童養護施設等の個室化等改修経費を支援</p> <p>○児童養護施設等のインターネット等環境整備を支援</p> <p>○児童養護施設等における業務負担軽減に対し、補助者の雇用による体制強化を支援</p> <p>○介護施設等に対するICT及び介護ロボット等導入支援</p>	<p>○法定研修を映像化等により遠隔実施するための必要な経費支援</p> <p>○聴覚障がい者が、行政機関や保健所への相談、病状への受診の際に遠隔手話サードを利用できるよう、タブレット端末を配置</p> <p>○就労移行支援事業所のテレワークシステムの導入を支援</p> <p>○オンライン面会の実施に必要な機器整備を助成</p>	<p>○子ども食堂を実施する民間団体等に対して、コロナ対策で会場変更等の経費を追加で補助</p> <p>○非課税世帯相当となった世帯の生徒に対する高校生等奨学給付金の給付</p> <p>○家計急変により給付金の支払いが困難になった者に対して、各私立中学校・高等学校が授業料の減免を行う場合に補助</p> <p>○家計が急変した公立鳥取環境大学の学生に対する授業料等急変した(減免)経費を大学へ交付</p> <p>○生活困窮者自立支援制度に基づき、離職者等のうち所得等が一定水準以下の者に対して、最長9ヶ月家賃相当額を支給</p>

4 収束後の地域活性化対策

団体	(1) 観光・誘客	(2) 地域経済の活性化・基盤整備	(3) 文化・芸術・スポーツ等
滋賀県	<p>反転攻勢に向けた取組への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光関連産業、物産事業者等に対する支援 県内観光施設等で使用できるクーポンガイドブック付きの旅行プランを作成・販売 国の訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業に係る補助金を活用する事業者等に対して上乗せ助成を実施 県民によるビロイチの体験機会拡大 県民の屋外活動が解禁された機会をとらえ、レンタサイクル料金に補助することにより、「ビロイチ」「ヒロイチプラス」の体験機会の拡大を促すとともに、周遊を通じた消費の拡大を図る。 	<p>反転攻勢に向けた取組への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 製造業に対する支援 地場産品に対する支援 地場産品の生地を使用した布マスクを縫製し、必要な事業者等へ配布（マスク配布プロジェクト） 農畜水産業に対する支援 	<p>公債等の活動機会を失った文化活動関係者の活動継続等を支援</p>
京都府	<p>安心安全な京都観光の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> WITH コロナ社会京都観光発信事業 WITH コロナ社会に対応した、安心・安全な京都観光をPRする動画作成 「もうひとつの京都」観光誘客事業 「もうひとつの京都」エリアへの宿泊者に対する特典付与キャンペーン等 京都縦貫自動車道利用促進事業 料金の割引を實施し、府域の観光を促進 「もうひとつの京都」にぎわい回復支援事業 お得な周遊クーポンの発行を支援し、公共交通機関を利用した府内観光を促進 「もうひとつの京都」魅力発信アップ事業 車両や路線バスにタブレットを施し、観光の魅力発信 「もうひとつの京都」周遊観光推進事業 観光ループパスの運行やウォークターの開催による周遊観光の推進 新しい観光資源発掘事業 WITH コロナ社会に向けた観光コンテンツの早期準備のため、民間事業者からのアイデアを募集 ナイトワーカーズ促進事業 文化財を活用したナイトツアーなどのコンテンツを充実 	<p>京都府 WITH コロナ・POST コロナ戦略検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 部局構造的な体制の下、WITH コロナ社会・POST コロナ社会を見据えた戦略を策定 	<p>京都府文化芸術活動継続支援補助金(補助率2/3,上限20万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化芸術関係者支援相談窓口(4/30～) 文化芸術活動の継続や再開のための支援制度の紹介、伴走支援 文化・スポーツ施設にサセテグアイ、体温計等を購入 北山アート・ハブ・フォー・マスタースタの開催 活動自粛を余儀なくされたアーティスト等の販売及び発表の場を提供し活動を支援
大阪府		<p>賑わい回復の取組みを実施する府内商店街を支援</p>	<p>文化芸術団体への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 府民参加型の大規模スポーツイベントを開催
兵庫県	<p>Welcome to Hyogo キャンペーンの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の緊急経済対策「GoToTravel」等と連動した県独自サービスの情報発信 みやまやげ購入券付き地域特産品の販売 県内温泉地等宿泊者におみやげ購入券の進呈 旅行エージェント向けのフェアムトリップ 国内路線就航都市でのひょうご安全宣言PR ホテル、旅館の会議場等におけるコホ・ソング開催支援 ひょうご五国交流がスタートの造成支援 県民交流ハラス事業における座席間隔離保に伴う助成準備拡充 ひょうごこころスタイルに対応した安心旅の推進 宿泊施設における感染防止設備整備助成、感染症対策PR 外食インバウンド需要回復への支援 観光拠点整備への支援 少雪の影響を受けた地域への誘客促進 「アムガ」の実施支援、スタートアップ支援 	<p>商店街お買い物券・ポイントシール事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 県産ブランド牛肉消費拡大キャンペーンの実施 県産農産物の販売促進プロジェクトの実施 農業大学校にICT対応設備や農機具を導入 ボストロが社会に向けた先端技術研究支援 補助力強化・再構築に向けた新規産業立地促進補助の拡充 スタート兵庫基盤の整備 「アムガ」環境の整備 兵庫情報ハブの増強、P-カル5G導入支援、5G等を活用した実証実験 輸出食品製造事業者向け設備導入、衛生管理強化支援 地場産業の持続的発展に向けた事業実施の支援 ボストロがスタートアップ支援事業の実施 	<p>県内芸術家による無料コンサート等の実施支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 県域文化団体が市町ホール等で実施する芸術文化等の支援 県立美術館・博物館ミュージアムカンパニーの実施 芸術文化活動再開に向けた施設使用料支援 芸術文化活動鑑賞・体験機会創出のための動画配信事業の支援 第10回神戸マラソン延期に伴うイベントの開催 「ひょうごこころスタイル」の推進活動助成 ボストロがコロナ社会の新たな生活スタイルの調査・研究
奈良県	<p>落ち込んだ観光需要を喚起するため、県内宿泊事業者が設定した宿泊プラン等に対する県民限定割引クーポンを発行</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たなコンテンツに対応した旅行コンテンツの開発や動画を制作し、観光地としての魅力を発信 県内周遊観光を促進するため、奥大和地域における歴史・自然環境等をテーマとしたアートイベントの開催 オンライン等による奥大和地域の魅力発信 観光関連施設での感染防止対策や受入環境整備、観光地としての魅力向上への取組を支援 	<p>市町村が行う商品券等発行事業に対し上乗せ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村との連携・協働による社会活動正常化や経済活性化を推進するため、市町村が実施する健康な生活の維持、消費喚起等の取組に対し補助 飲食事業者による「アムガ」等の導入に対し補助 消費が低迷している県産牛肉等の消費促進を図るため、県内小中学校・特別支援学校等へ県産牛肉等を提供する取組へ補助 輸入農畜産物を国産に切り替え、県内への継続的・安定的な供給確保のための施設整備等へ補助 県内からの輸出を回復するため、農作物や食品の輸出を行う食品等製造者の施設整備等へ補助 減少した農畜産業者の売上げを回復させるため、インターネット販売の導入に向けた研修会を開催 県内中小企業等の新事業の創出や新業態への転換等の「新しい生活様式」に対応する取組へ補助 中小企業等が行う新型コロナウイルス感染症対策や売上減少回復に向けた取組促進の包括的支援 新型コロナウイルス感染症による経済・労働情勢への影響を分析し、本県の実情に応じた経済の再活性化と「新しい生活様式」の実践に対応した取組を検討 経済活動の再活性化と感染症対策が両立できる県内での新しい働き方等の検討 リモートワーク等新型コロナウイルス感染症対策として実施している好事例の調査 専門家への意見聴取 海外から国内へ生産拠点を回帰する企業や新しい生活様式に対応した企業の本県への誘致と支援策の検討 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業の新メニュー調査 専門家を交えた検討会の開催 減収となっている就労継続支援事業所の再起に必要となる固定経費等へ補助 	<p>総合型地域スポーツクラブが開催する住民参加のレクリエーション等の費用に対し補助</p> <ul style="list-style-type: none"> 「アムガ」による運動機会を推奨するとともに、奈良の魅力発信するため、「アムガ」コースの動画を作成・配信
和歌山県	<p>県民の県内周遊・宿泊等による観光需要の喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> わかやままっしゅん企画販売の実施 国の緊急経済対策「GoToTravel」等と連動した本県独自の誘客キャンペーンを展開 		

<p>徳島県</p> <p>○県民みんながお出かけ！徳島の魅力再発見事業 (宿泊割引、ツアー助成等) ○県民みんながお出かけ！徳島の魅力再発見事業</p>	<p>○WJTH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金 ・「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」に沿った事業者の「新しい生活様式」への対応を支援するため、助成率 10/10、3つのメニューにより、20万円、50万円、100万円を上限に助成 ○スマートフォン先取り！事業者応援事業 ・中小・小規模事業者の再起・躍進に向け、「スマートライフ」の実現に向けた企画事業を支援する。</p>	<p>※検討中</p>
<p>鳥取県</p> <p>○国の「GoToTravel キャンペーン」の開催に合わせた本県独自の誘客キャンペーン等を感染収束時に展開 ○県民を対象とした県内観光に対する助成 (we love とっとりキャンペーン) ○地元の人や観光客の受入体制整備や旅行商品造成に向けた取組を支援</p>	<p>○感染症収束時に、首都圏アンテナショップにおいて消費を喚起するキャンペーンを実施 ○国の「GoTo キャンペーン」の開催に合わせて、県内でのキャンペーンの実施や首都圏、関西圏等で鳥取フェアを開催 ○商店街等が行う集客促進、需要喚起につながるイベントやキャンペーンについて助成</p>	<p>○県内で行う無観客公演や、県外で活動の場を失った芸術家と連携した取組を支援 (再掲) ○イベント、スポーツ大会等の新型コロナウィルスの感染予防対策を支援</p>
<p>京都市</p> <p>○消費喚起に向けた販売促進支援 伝統産業の組合等が実施する展示会や実演販売、PRイベント等の取組支援 ○衛生対策等の徹底による安心・安全の確保と地域との調和の実現に向けた「新しい観光スタイル」の推進※ ○ウィズコロナ社会に対応した安心・安全の確保等による修学旅行の中止等回避対策※ ○国際会議施設等における安心・安全な MICE の開催推進・支援※ ○市民による京都の魅力再発見 ・市民による飲食店・宿泊施設利用を促し、需要を喚起するとともに市内事業者の支援につなげる。 ※7月市会提案</p>	<p>○消費喚起に向けた販売促進支援 ・商店街等が実施するセルや集客イベント等の取組支援 ○「新しい生活スタイル」対応のための衛生対策等支援※ ○地域公共交通における感染拡大防止・運行維持確保高対策事業※ ○業界等が一体となった活性化支援事業※ ○伝統文化との融合等による花需要等の喚起支援※ ○中小企業等 IT 利活用支援事業※ ○地域企業未来力会議によるウィズコロナ社会課題解決事業※ ○スタートアップによる新型コロナ課題解決事業補助率 1/5・上限額 100 万円 ※7月市会提案</p>	<p>○消費喚起に向けた販売促進支援 (再掲) 伝統産業の組合等が実施する展示会や実演販売、PR イベント等の取組支援 ○京都市文化芸術総合支援パッケージ※ ・表現方法や鑑賞モデルの変革が求められている文化芸術関係者に対し、各種支援事業等の相談窓口を開設するほか、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用した文化芸術活動の再開支援まで、切れ目のない支援を実施 ○宅配・テイクアウトの利用等に係るプラスチック削減の推進※ ○地域コミュニティの「新しい活動スタイル」普及促進事業※ ○地域コミュニティ活性化に資する新たな住まいの創出支援事業※ ※7月市会提案</p>
<p>大阪市</p> <p>○観光需要の喚起・府内観光事業者への支援 府内宿泊施設が提供する対象プランを利用した宿泊客 20 万人限定で 1 人 1 泊につき 2,500 円分のキッズレクレボイスポイントを還元する観光キャンペーンを大阪府市にて実施。</p>	<p>○MICE 開催支援事業 ※他検討中</p>	<p>○芸術・文化団体サポート事業 ふるさと寄附金制度を活用し、寄附者が登録された芸術・文化団体に寄附を行い、団体の活動を促進 ○大阪市の芸術活動振興事業助成金における開催準備経費の助成</p>
<p>堺市</p> <p>○国の「Go To Travel」等と連携した誘客促進 ○AR、VR 等の技術を活用した歴史などの情報発信 ○市民等の近隣住民向けツアー等の実施</p>	<p>○市内の飲食施設、宿泊施設などの利用者に対するポイント付与 ○新しい生活様式実現に資するデジタルコンテンツを実施</p>	<p>○博物館などの文化施設の展示等を動画で発信する「オンラインミュージアム」の実施</p>
<p>神戸市</p>	<p>※検討中</p>	<p>※検討中</p>
<p>関西広域連合</p>	<p>※検討中</p>	<p>※検討中</p>

関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応状況

令和2年7月4日

広域防災局

○関西広域連合の対応

	国・その他の状況	広域連合の対応
1月28日	関西(奈良県)で初めて陽性者が確認	関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策準備室設置
3月14日	改正新型インフルエンザ等特措法施行	
3月15日		第1回関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議 広域的な医療連携、特措法に基づく要請が必要になった場合に備えた広域調整
3月18日	国の水際対策の強化 (帰国者に14日間の自宅待機及び公共交通機関の利用自粛を要請)	
3月19日		国に対し「新型コロナウイルス感染症対策にかかる要望」を提出 (関係機関が連携した帰国者の健康観察体制の構築など)
3月26日	特措法に基づく 政府対策本部設置	第2回関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議 「帰国者と帰国者を受け入れる方々へのお願い」を发出し、実効性ある自宅待機の協力依頼
3月27日		国に対し「新型コロナウイルス感染症対策に係る要望」提出
4月1日		「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた関西府県民の皆様へのお願い」を发出し、外出自粛要請とあわせ再度実効性ある自宅待機の協力を依頼
4月7日	7都府県を対象に緊急事態宣言発令	
4月8日		第3回関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議 「関西外出しない宣言」及び「新型コロナウイルス制圧に向けた申し合わせ」を採択し、外出や往来の自粛等への協力を関西府県民へ依頼
4月15日	大阪府(14日)、兵庫県で休業要請始まる	「関西外出しない宣言」を踏まえたお願い」を发出し、大阪、兵庫における休業要請による同種の施設利用を目的とした、他府県への移動自粛の要請
4月16日	全国へ緊急事態宣言拡大	
4月23日		第4回関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議 「関西・GWも外出しない宣言」を採択し、外出や往来の自粛等への協力を関西府県民へ依頼
4月24日		国へ「新型コロナウイルス感染症対策の更なる推進に向けた提案」提出
4月27日		関西経済連合会等へ医療物資・資機材の増産及び流通拡大を依頼
5月4日	全国を対象にした緊急事態宣言を5/31まで延長	
5月14日	39県にて緊急事態宣言解除	
5月18日		関西経済連合会が行った国への「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対する提言」を、松本会長から連合長へご説明
5月21日	関西全圏域にて緊急事態宣言解除	
5月25日	全都道府県にて緊急事態宣言解除	
5月28日		第5回関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議 ・「関西・新型コロナウイルスを乗り越えよう宣言」を採択
6月1日	政府の段階的緩和の目安ステップ1へ移行	
6月19日	政府の段階的緩和の目安ステップ2へ移行	

新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等

令和 2 年 7 月 4 日

広 域 医 療 局

1. 検査体制・検査能力

(7月1日現在)

府県市名	検査機関名	検査機関数(機関)	検査可能検体数/日
滋賀県	滋賀県衛生科学センター 滋賀医科大学付属病院 地域外来・検査センター（6カ所）	8	166
京都府 京都市	京都府保健環境研究所, 京都府中丹西保健所 京都市衛生環境研究所, 民間検査所	7	350
大阪府 大阪市	大阪健康安全基盤研究所(森ノ宮センター・天王寺センター) 東大阪市環境衛生検査センター 大阪府各保健所, 民間検査機関 ※医療機関(帰国者・接触者外来等)は除く	7	1,390
兵庫県	県立健康科学研究所, 尼崎市立衛生研究所 姫路市環境衛生研究所, あかし保健所 医療機関(帰国者・接触者外来等) 地域外来検査センター, 民間検査機関	9	750
和歌山県	和歌山県環境衛生研究センター 和歌山市衛生研究所	2	128
鳥取県	鳥取県衛生環境研究所 鳥取大学医学部附属病院	2	196
徳島県	徳島県保健製薬環境センター	1	192
堺市	堺市衛生研究所	1	60
神戸市	神戸市環境保健研究所(1) 民間検査機関(1) 医療機関(帰国者接触者外来等)(5)	7	462
計		44	3,694
(参考)			
奈良県	奈良県保健研究センター, 奈良市, 民間検査機関、医療機関(帰国者・接触者外来等)	4	215

○検査実績(人数)

府県市名	6月23日(火)	24日(水)	25日(木)	26日(金)	27日(土)	28日(日)	29日(月)	30日(火)
滋賀県	10	29	19	27	34	4	3	8
京都府・京都市	69	96	78	86	63	29	72	200
大阪府(堺市除く)	334	440	404	453	414	214	138	441
兵庫県	158	171	136	154	34	24	162	90
和歌山県	14	20	18	9	16	1	9	15
鳥取県	5	4	1	5	6	1	7	4
徳島県	3	3	4	11	21	10	8	17
京都市	※京都府に含まれる	-	-	-	-	-	-	-
大阪市	※大阪府に含まれる	-	-	-	-	-	-	-
堺市	14	17	12	14	13	0	14	14
神戸市	24	24	18	23	12	11	34	35
計	631	804	690	782	613	294	447	824
奈良県	38	35	32	35	20	0	16	調査中

2. 帰国者・接触者外来等設置箇所数・医療機関向け相談体制

(7月1日現在)

府縣市名	帰国者・接触者 外来等箇所数	医療機関向け受診・ 検査相談センター
滋賀県	16	1
京都府	42	2
大阪府	70	1
兵庫県	63	
和歌山県	28	
鳥取県	17	1
徳島県	16	1
京都市	(16)	
大阪市	(12)	
堺市	調整中	
神戸市	(10)	1
計	252	7

(参考)

奈良県	15	1
-----	----	---

注1

注1：「PCRファックス依頼」の運用＝診療を行った医師が感染の疑いを判断したものを全てを検査対象として、ファックスにより医師からの検査依頼を受け付けている。

3. 入院可能病院数等

(6月29日現在)

府県名	入院可能 病院数 (機関)	うち感染症指 定医療機関 (機関)	受入可能 病床数計 (床)	うち感染症 病床数(床)
滋賀県	14	7	264	34
京都府	30	7	431	38
大阪府	70	6	1,247	78
兵庫県	41	9	515	54
和歌山県	20	7	150	32
鳥取県	16	4	322	12
徳島県	11	4	172	20
計	202	44	3,101	268

(参考)

奈良県	8	5	434	24
-----	---	---	-----	----

4. 都道府県調整本部の設置

(7月1日現在)

府縣市名	設置日	名称	体制
	構成員人数・職種		統括DMATの人数
滋賀県	R2.4.8	滋賀県COVID-19災害コントロールセンター	24時間体制（一部オンコール）
	センター長：県健康医療福祉部理事 災害コーディネーター（統括DMAT含む）20名、行政職員7名		6名
京都府	R2.3.27	京都府新型コロナウイルス感染症入院医療コントロールセンター	24時間体制（一部オンコール）
	患者搬送コーディネーター：京都府保健医療対策監 統括DMAT、感染症指定等医療機関、行政職員		1名前後/日
大阪府	R2.4.1	大阪府新型コロナウイルス調整本部（大阪府入院フォローアップセンター）	24時間体制（一部オンコール）
	本部長（センター長）：医療監、他部内職員で構成		災害医療コーディネーター2名（内、統括DMAT 1名）
兵庫県	R2.3.19	新型コロナウイルス入院コーディネートセンター	24時間体制（一部オンコール）
	新型コロナウイルス感染症対策本部の医療体制班内に設置（看護師・事務職員等）		災害医療コーディネーター1名
和歌山県	R2.2.14	和歌山県入退院調整本部	
	福祉保健部技監（医師）、感染症指定医療機関医師、各保健所長 感染症担当課職員、医療担当課職員		
鳥取県	R2.3.23	鳥取県新型コロナウイルス感染症入院医療トリアージセンター	保健医療圏を超える入院調整が必要となった段階に対応
	センター長：県福祉保健部健康医療局長 参与：感染症専門医師3名（各医療圏）		4名
徳島県	R2.4.1	徳島県新型コロナウイルス感染症入院調整本部	県内で入院患者が5名程度発生した段階から24時間体制
	本部長：病院局副局长兼保健福祉部副部长（医師） 本部員（搬送調整Co.）：県医師会及び県内医療機関の医師4名		3名

(参考)

奈良県	R2.4.24	奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部 入退院調整班	24時間体制（特に調整困難な場合に対応）
	班長：医療政策局長（医師）、副班長：健康推進課参事（医師） 事務員4名（うち1名看護師）+調整員2名（保健師、看護師）		1名

※R2.3.26厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について」に基づく都道府県調整本部

5. 医療機関以外の受入体制

(7月1日現在)

府縣市名	施設数	室数	確保・受入状況
滋賀県	1	62	県内のホテルを確保し軽症者等を受け入れ実施中。今後も施設を追加予定。
京都府	2	338	府内のホテルを確保。その他の民間宿泊施設については感染拡大状況をみながら調整。
大阪府	3	1,605	ホテル3施設1605室
兵庫県	4	578	県内の民間宿泊施設を運用。ただし、現在入所者はゼロ。
和歌山県	1	137	県内のホテルを確保
鳥取県	8	約700	県内の民間ホテル、公営宿泊施設を確保
徳島県	1	208	県内のホテルを確保。そのほか旅館、リヤインワを活用する方向で調整中
計	20	約3,628	

(参考)

奈良県	1	108	県内のホテル（108室）を確保
-----	---	-----	-----------------

6. 帰国者・接触者相談センターの設置状況

(7月1日現在)

府県市名	箇所数	相談体制
滋賀県	2	・ 県庁及び大津市保健所（土日祝日を含む24時間対応） ※外来調整は7保健所で実施
京都府	8	・ 府庁（土日祝日を含む24時間対応） ・ 7 保健所（平日8時30分～17時15分）
大阪府	16	・ 9保健所、中核市7保健所 （土日祝日を含む24時間対応）
兵庫県	17	・ 12保健所（平日9時～17時30分）中核市4 保健所 ・ 県庁専用ダイヤル（9時～20時） ・ 健康危機ホットライン（20時～9時）
和歌山県	9	・ 8 保健所（支所含む）、和歌山市保健所 （平日9:00～17:45）※時間外・休日も対応
鳥取県	3	・ 2 保健所、鳥取市1 保健所 （土日祝日を含む24時間対応）
徳島県	6	・ 6 保健所（土日祝日を含む24時間対応）
京都市	1	・ 1 保健所（土日祝日を含む24時間対応）
大阪市	1	・ 1 保健所（土日祝日を含む24時間対応）
堺市	1	・ 1 保健所（土日祝日を含む24時間対応）
神戸市	1	・ 1 保健所（土日祝日を含む24時間対応）
計	65	

(参考)

奈良県	6	・ 県庁（土日祝日を含む24時間対応） ・ 4 保健所、奈良市保健所（平日8時30分～17時15分）
-----	---	---

7. 一般相談窓口の設置状況

(7月1日現在)

府県市名	箇所数	相談体制
滋賀県	2	・ 県庁（平日・土日祝8時30分～17時15分） ・ 大津市保健所（平日8時40分～17時25分）
京都府	8	・ 府庁（土日祝日を含む24時間対応） ・ 7 保健所（平日8時30分～17時15分）
大阪府	1	・ 府庁（9時～18時（土日祝日を含む））
兵庫県	5	・ 県庁専用ダイヤル（平日・休日9時～20時） ・ 中核市4 保健所
和歌山県	2	・ 県庁（9時～21時（土日祝日を含む）） ・ 和歌山市保健所（平日9時～17時45分）
鳥取県	4	・ 県庁（平日8時30分～17時15分） ・ 3 保健所（土日祝日を含む24時間対応）
徳島県	1	・ 県庁専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応）
京都市	1	・ 専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応）
大阪市	25	・ 大阪市保健所（平日9時～17時30分） ・ 24区保健福祉センター（平日9時～17時30分）
堺市	1	・ 本庁専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応）
神戸市	1	・ 本庁専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応）
計	51	

(参考)

奈良県	6	・ 県庁（土日祝日を含む 8時30分～17時15分） ・ 4 保健所、奈良市保健所（平日8時30分～17時15分）
-----	---	--

全国知事会緊急提言等

(6/4 全国知事会議)

- ① コロナを乗り越える日本再生宣言
(「全国知事会議」提言等一覧(1))

●各提言活動のうち知事会長によるもの

(6/19 西村新型コロナ担当大臣 意見交換)

- ② 今後の新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る主な全国知事会議での意見
- ③ コロナを乗り越える日本再生宣言(省略)
(「全国知事会議」提言等一覧(1))
- ④ 全国知事会議(6月4日)における各都道府県知事の意見
- ⑤ 新型コロナウイルス対策の検証について

(6/19 萩生田文部科学大臣 意見交換)

- ⑥ 学びの保障と秋期入学の導入に関する提言
(「全国知事会議」提言等一覧(12))
- ⑦ 子どもたち一人ひとりの学びを支えるeラーニングの推進に関する提言
(「全国知事会議」提言等一覧(19))

(6/29 梶山経済産業大臣 意見交換)

- ⑧ 新たな時代の産業の振興と基盤の維持に向けて
(「全国知事会議」提言等一覧(10))
- ⑨ 「Go To キャンペーン」の実効性ある取組に向けた緊急提言

(7/2 公明党への提言)

- ⑩ 新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言

令和2年6月4日開催「全国知事会議」提言等一覧

(1) コロナを乗り越える日本再生宣言

- (2) 地方税財源の確保・充実等に関する提言
- (3) 地方創生の危機突破・加速化に向けた提言
- (4) 大規模災害への対応力強化に向けた提言
- (5) 東日本大震災「復興・創生期間」後の防災・減災対策の推進を求める提言
- (6) 将来世代が希望をかなえられる社会を目指した提言
- (7) 誰ひとり取り残さない社会を目指した提言
- (8) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた将来世代への支援に係る緊急提言
- (9) 新型コロナウイルス感染症に伴う更なる地域経済対策に向けた緊急提言

(10) 新たな時代の産業の振興と基盤の維持に向けて

- (11) 新たな過疎対策法の制定に関する提言

(12) 学びの保障と秋期入学の導入に関する提言

- (13) 防災・減災、国土強靱化対策の抜本強化と地方創生回廊の構築 提言
- (14) 令和3年度 国の概算要求に向けた提言
- (15) 令和3年度国の施策並びに予算に関する提案・要望
- (16) 東日本大震災からの復興を早期に成し遂げるための提言
- (17) 原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言
- (18) 地方分権改革の推進について

(19) 子どもたち一人ひとりの学びを支えるeラーニングの推進に関する提言

- (20) 国産木材の需要拡大に向けた提言
- (21) 外国人材の受入れ・共生に向けた提言
- (22) 就職氷河期世代の活躍支援に向けた提言
- (23) 男女共同参画の推進に向けた提言 ～ウーマノミクスで新地方創生・日本再生～
- (24) CSF・ASF対策と感染拡大防止に向けた提言
- (25) Society5.0の実現に向けて
～5Gの早期基盤整備と未来技術の利活用を推進するための提言～
- (26) Society5.0の実現に向けたマイナンバーカードの利用促進に関する提言
- (27) 気候変動対策の総合的な推進に関する提言
- (28) スポーツ・文化・観光振興施策についての提言
- (29) 参議院選挙における合区の解消に関する決議

コロナを乗り越える日本再生宣言

5月25日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が、約1か月半ぶりに全面解除された。はじめに、かけがえのない命を亡くされた皆様に謹んで哀悼の意を示すとともに、現在も闘病されている皆様のご回復を願うものである。そしてまた、この間の医療従事者の献身的なご尽力、外出や営業自粛をはじめとした国民や事業者の皆様のご協力に、深く感謝を申し上げたい。

これからは、次の感染の波を抑止しつつ、社会経済活動を段階的に引き上げていく新たなステージ「WITH・コロナ」に入った。しかし、これで以前の社会に元通りということにはならない。新型コロナウイルスは世界中をまだ巡っている状況にあり、国内でもどこに潜んでいるかわからない。これまでの国民の努力が水泡に帰すことが無いよう、徹底した感染予防を行う「新しい生活様式」を社会に定着させていくとともに、現状に即したガイドラインを国に求めていく必要がある。我々は、コロナを乗り越え「地域から日本を再生する」新たな時代を創っていかねばならない。

「感染予防」と「社会経済活動の段階的な再開」を両立させるためには、まずもって、感染者の早期発見・追跡・入院治療を可能とする検査・医療提供体制を早急に再構築しなければならない。今後、海外との往来再開も見込まれる中、国の水際対策と連携を図りつつ、PCR検査と抗原検査などの新しい検査を民間機関も含め大規模かつ効果的に活用し、感染の流行を迅速に察知するとともに、保健所の積極的疫学調査により感染ルートを明らかにし、早期に感染拡大を封じ込める一方、ワクチン等の早期実用化を図るとともに、病院経営安定化や医療資機材供給の保障を国に求めつつ、患者を確実に受け入れ、重症者にも対応できる強固な体制により治療を行うことで、二度と大きな感染の波を起こさせないことが何よりも重要である。そこで、このような検査・医療提供体制の再構築に向けて、国や保健所設置市とも連携し、今回の第1波で生じた施設のクラスター感染をはじめとする感染ルートやその対処方策、ビッグデータ活用、保健所運営や情報開示を含めた各地のモデル的実践例などを収集・分析し、法的制度や運用の改善検討も含め、全国で共有していく取組に着手する。

そして、感染拡大を防止するため、多くの社会経済活動をストップせざるを得なかった中で、特に高齢者、障がい者、子ども、ひとり親世帯をはじめ相対的に弱い立場の方々に大きなしわ寄せが及ばないように、しっかりと目配りするとともに、学校の長期臨時休業で大きな影響を受けた子どもたちの学びに著しい地域間格差が生じないようにするほか、原子力安全対策を含め避難に際する感染防止を図るなど、きめ細かな対策を講じなければならない。また、新型コロナウイルス

感染症は、経済情勢の悪化だけでなく、感染症患者等に対する憶測によるデマや誤った情報の拡散、個人や企業への誹謗中傷などを生じさせたが、こうした社会の分断と軋轢も修復しなければならない。その上で、行動類型に応じた感染リスクを把握し、感染状況を踏まえたイベントや移動の自粛基準等の適切なあり方を国に求め、社会経済活動の再開と感染予防との両立を図りながら、雇用の維持や確保、国と連携した観光・企業経営への支援などによる地域経済の活性化を通じて、日本の活力を復活させていく必要がある。

そこで今こそ、大打撃を受けた経済へのダメージを全力で回復することはもとより、これまでの地方創生の成果により、日本全国、津々浦々で生まれてきた様々な萌芽を大きく育み、今回のコロナ禍を契機に活用が普及しつつあるテレワーク・リモートワーク、そして全国知事会でも最大限活用してきたオンライン会議などの取組を進化させ、我が国における「デジタル・トランスフォーメーション」を実装することが重要である。加えて、5Gをはじめ Society5.0 新時代のインフラを早期に整備し、経済社会のイノベーション創出の動きをさらに加速させるとともに、ゼロカーボン社会へと歩を進めることで、全国各地が感染症の脅威にも強くしなやかに対応し持続的に成長できる「新次元の分散型国土」を創出していかなければならない。

今回の新型コロナウイルス感染症に起因する社会経済状況は、戦後最大の危機に直面している。しかし、我々は壊滅的な痛手を被った戦争からの復興をはじめ、二度にわたる石油ショックや世界中を巻き込んだリーマンショックのような100年に一度の経済危機、そして阪神・淡路大震災や東日本大震災といった未曾有の自然災害を経験しながらも、そのたびに国を挙げてこれら幾多の困難に立ち向かい、克服への途をたどってきた。

今般の世界的に流行している新型コロナウイルス感染症により生じた難局を抑えつつある「日本の奇跡」は、国民すべてが協力の絆を結んだ結果にほかならない。これを得難い教訓として、今後訪れるであろう、第2波、第3波の感染拡大についても、経済界と行政、国と地方、都道府県と市町村そして何よりも国民が心をつなげて対処することで、必ずや克服できると確信する。我々47人の知事は、地方の現場を預かる者として、住民の命と生活、そして地域の経済と雇用、かけがえのないふるさとを守り、この国を再生する先陣を果たす覚悟で新たな時代を切り拓いていくことをここに宣言する。

令和2年6月4日

全 国 知 事 会

今後の新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る主な全国知事会議での意見

令和2年6月19日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

- ・社会経済活動の段階的引上げのタイミング等、今後も機会を捉えて全国知事会との協議を行うとともに、全国知事会が設置する感染拡大防止対策の検証・立案を行う「新型コロナウイルス対策検証・戦略ワーキングチーム」にご協力いただくこと。
- ・検査結果が判明するまで入国者を空港周辺に留め置くなど水際対策を強化するとともに、入国者の情報を都道府県へ提供すること。
- ・コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関に加え、受診控えもあり地域医療を担う多くの医療機関の経営が厳しくなっており、次の感染の波に備えるためにも継続的な支援を行うこと。
- ・保健所の積極的疫学調査への協力拒否や、施設の使用制限等の要請・指示に従わない場合の罰則適用等、法制度も含め実効性を担保する措置を講ずること。

全国知事会議（6月4日）における各都道府県知事の意見

1. 今般の新型コロナウイルス感染症対策の検証について

- 地域の感染ルートやクラスターが発生した施設について、その情報や教訓を共有し、次の感染の波に備えることが重要
- 特に、院内感染や介護、障がい者施設における施設内感染を防ぐための対策を共有し、発生防止に全力を注ぐ必要
- これまでの経験を踏まえ、改めて各都道府県において確保すべき病床数や宿泊療養施設の部屋数を設定する必要
- 夜の街や職場や家庭内での感染など、感染リスクの高い行動を明確にし、特措法に基づく外出自粛や施設の使用停止等の要請について、感染リスクに応じた必要な範囲を改めて検討する必要
- 検査体制や医療提供体制について、都市部と地方部などのカテゴリーに応じた対策のアプローチを検討する必要。

2. 次の感染の波に向けた対応について

- 水際対策の強化及び入国者の行動歴やクルーズ船の船内情報等を都道府県と情報共有する仕組みが必要
- PCR検査や抗原検査等について、地方部における民間検査機関の活用も含め、検査体制の充実が必要
- 保健所の積極的疫学調査について、実効性担保のための法的な枠組みや情報公開のルールづくりが必要
- 患者情報等について、都道府県と政令指定都市や中核市、保健所設置市との情報共有の仕組みが必要
- 必要な検査及び医療提供を行うための医療用資機材について、国内での安定的な生産・供給体制の整備と十分な備蓄が必要
- コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関をはじめ、受診控えもあり地域医療を担う多くの医療機関の経営が厳しくなっており、次の感染の波に備えるためにも継続的な支援が必要
- 地域の中核的な病院の機能強化を図るためにも、医師偏在対策を進める必要
- 休業要請の実効性を担保するため、罰則も含め特措法上の手当が必要
- 感染拡大を防止するための広域的な移動の抑制について、旅館・ホテル等への休業要請も含め、対策が必要
- 介護、障がい者施設等で感染が発生した場合の職員の応援体制を構築する必要

新型コロナウイルス対策の検証について

これまでの感染拡大防止対策を検証し、次の感染拡大の波に備える有効な検査体制・医療提供体制を構築するため、全国知事会の「新型コロナウイルス緊急対策本部」にワーキングチームを設置し、各都道府県の取組を全国で共有するとともに、今後の取組を検討する。

【検討項目】

- ① 地域の感染ルートやクラスター発生施設の事例収集・分析
- ② 保健所の体制（相談・疫学調査等の体制強化、都道府県と設置市の連携・情報共有等）
- ③ PCR検査や抗原検査・抗体検査の体制構築
- ④ 病床・宿泊療養施設や医療従事者・医療物資の確保・運用、医療従事者への支援、オンライン診療も含めた医療提供体制の確保及び新型コロナウイルス感染症診療を行っていない医療機関も含めた経営支援
- ⑤ 高齢者や障がい者の入所施設等における感染防止策及びクラスター発生時の応援体制
- ⑥ 都道府県間の広域連携や市町村等他機関との連携
- ⑦ 特措法に基づく外出自粛・休業要請等の運用基準や法的な枠組みのあり方
- ⑧ 水際対策をはじめとした国と連携した対策の展開
- ⑨ 業種別ガイドラインの定着・運用をはじめとした新しい生活様式
- ⑩ 健康づくり、地域包括ケアシステム、生活困窮者対策、避難所における感染予防など新型コロナウイルス感染症を前提にした医療・保健・福祉施策のあり方

※各項目については、WT内にクラスター発生県などの担当職員（部局長クラスを想定）による幹事会を設置し、事務方での検討を重ねたうえでWTへ報告。

※幹事会には、アドバイザーとして日本医師会釜谷常任理事、オブザーバーとして内閣官房及び厚労省の参加を依頼。

【スケジュール予定】

6月12日	第1回WT会議 ・今後の進め方、論点について
6月下旬	第2回WT会議 ・論点に対する事例の収集・分析について、出席者からの事例紹介・意見交換
8月上旬	第3回WT会議 ・論点に対する事例の収集・分析について、出席者からの事例紹介・意見交換 ・取りまとめ（案）について
8月中	報告書取りまとめ

※幹事会を設置し、WT配布資料の作成等について検討を行う。

学びの保障と秋季入学の導入に関する提言

新型コロナウイルス感染症の影響で休校が長期にわたっている状況は、特に低学年の子どもたちを中心に、基礎的な能力の習熟や維持を図るため適宜練習の機会を設けることが必要な教科等への影響などにより、子どもたちの学力低下や格差を助長する可能性が高く、必要な対策を早急に検討することが必要である。

一方、秋季入学に関しては、グローバル社会に対応した教育の変革を進める観点等からも重要な課題であるため、全国知事会として、これまで政府に国民的な骨太の議論を行うことを求めてきたところであるが、新型コロナウイルス感染症による影響や今後の見通しは常に変化しており、現時点では、全国で緊急事態宣言が解除され、学校が再開していく中で、夏季休業期間の短縮等で必要な教育機会を確保することが可能との意見が学校現場では多くなっている。また、教育の国際化のためには、入学時期も一つの要素であるものの、留学のための奨学金充実など他の要素が重要との指摘も多い。

こうした状況に鑑み、政府に対し、以下の点について対応を求める。

1 新型コロナウイルス感染症影響下における学びの保障について

(1) 入試や今年度の教育カリキュラムの在り方

長期にわたる学校の臨時休業などの影響を受けている子どもたちのため、大学入試日程等今後の学びのスケジュールを早期に確定するとともに、夏季休業期間の短縮や土日の補習等に取り組む学校に対する必要な支援を行うこと。

また、教育課程の編成に関して、各学校の参考となる具体的なモデルを示すこと。

(2) 教育の情報化

今後更なる一斉臨時休業や災害時等にあっても学びを保障できるよう、また、ビッグデータの活用により、教育の質の向上を図ることができるよう、小・中学校のみならず高等学校等も含め、ICTを活用した家庭等での学習環境整備を進めるなど徹底した教育の情報化を進

めること。

また、その財源についても実効性ある支援を行うこと。

2 秋季入学の導入等について

(1) 秋季入学の検討継続

本格的な秋季入学の導入は、教育のみならず社会・経済等の大きな変革につながりうるものであり、今回、国民的な議論を行う土壌ができたことから、グローバル化に対応した教育や学びの個別最適化を進めるといふ目的のもとで、実践的な英語教育や単位互換の推進、奨学金の充実などとあわせて、各界各層を交えた丁寧な検討を進め、その結論を得ること。

(2) 大学について

大学については、新型コロナウイルス感染症が、総合型選抜・学校推薦型選抜等にも影響を与えていること、4月入学と9月入学との併用等の形で既に秋季入学が行われていることなどから、秋季入学の拡大について、政府として検討すること。

また、そのために必要となる入試時期の変更等、大学が行う取組について政府として積極的に支援すること。

あわせて、秋季入学の拡大に伴う就職・採用時期の柔軟化等についても一層の推進を検討すること。

(3) 高等学校について

高等学校においては、大学が講じる取組とあわせて、修得主義の考え方をより重視し、標準授業時数や1単位あたりの授業時数、修学年限などの柔軟化により、学習期間の弾力化や学びの個別最適化を推進すること。

令和2年6月4日

全国知事会

子どもたち一人ひとりの学びを支える e-ラーニングの推進に関する提言

変化の激しい予測困難な時代にあって、これからの子どもたちには、変化に翻弄されず、変化に取り残されず、自らの未来を切り拓いていく力と勇気、さらには、社会の担い手として主体的に社会と関わり、仲間と協働して「新たな社会を創造する力」が求められている。

新学習指導要領においては、情報活用能力が、従来必要とされていた言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられた。

今後、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用に必要な環境を整え、教師が子どもたち一人ひとりの反応を即時に把握しながら双方向で授業を進めるなど、学習活動においてICTを活用することが不可欠である。

また、今般の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、学校の臨時休業や児童生徒の出席停止措置が必要となる場合に備え、自宅等での学習環境を速やかに整える必要がある。

こうしたことから、子どもたち一人ひとりの学びを支えるe-ラーニングによる先進的・先端的取組を推進するため、次の事項を提言する。

1 ICT 環境の整備

国と地方が一体となって進めているGIGAスクール構想の早期実現に向け、校内通信ネットワーク整備に係る財源措置を十分に講じるとともに、国の主導により、児童生徒1人1台端末等の整備計画の前倒しに伴う端末の確保等を行うこと。

また、相談窓口の継続設置及び端末等導入後のランニングコスト、通信料、更新費用、有償ソフトウェアの購入等について、過度な負担が生じることがないように必要な財源を確保すること。

あわせて、遠隔授業による習熟度別授業等の増加に対応した職員の加配やICT支援員、代替非常勤講師の配置等についても必要な財源を確保すること。

2 教育クラウドプラットフォームの整備

児童生徒が、デジタル教材等を広く共有しながら、校内、校外、家庭など、どこでも円滑に学習できるよう、多種多様なコンテンツが利用可能で、低コストである教育クラウドプラットフォームを整備し、全国統一的に利用できるようにすること。

3 自宅等での学習の支援について

新型コロナウイルス感染症対策のため、やむを得ず登校できない児童生徒に対し、教育クラウドサービスや遠隔教育システム等ICTを活用した学習支援が行えるよう、自宅にインターネット環境のない児童生徒に対する端末の貸付支援、学校側がリアルタイムで双方向型の授業が実施できる遠隔教育用システムの提供等を行うこと。

また、家庭学習に係る通信費の値下げを国が業界団体に働きかけるとともに、通信費に対する補助を行うこと。

さらに、自宅等で学習する児童生徒に対し、e-ラーニングを含め適切な学習指導を実施した場合における学習評価の在り方について、制度的な検討を行うこと。

令和2年6月4日

全国知事会

新たな時代の産業の振興と基盤の維持に向けて

我が国では、かつて経験したことがない超高齢化、少子化に伴う生産年齢人口の減少が加速度的に進んでおり、ピーク時の1997年と比較すると、既に約1,000万人の生産年齢人口が減少し、2050年にはさらに2,000万人以上が減少すると予測され、また、時間当たりの労働生産性はG7諸国で最低水準となっている。このような労働力の確保や労働生産性の向上といった課題に加え、新型コロナウイルス感染症に伴う飲食業やサービス業などの売上激減や、サプライチェーンの寸断及びグローバルな需要減退による販売や生産の落ち込み、さらには、米中貿易摩擦、英国のEUからの離脱など海外発の下方リスクなど、地域経済を取り巻く環境は一段と厳しさを増している状況である。

しかし、こうした社会・経済環境の大きな変化は、既成概念にとらわれず「ピンチをチャンスに変える」機会でもある。新型コロナウイルス感染症対策に伴いオンライン授業やテレワークなどの取組が大きく進み、オンライン診療などの規制緩和が進む一方で、組織に所属せずプロジェクトごとにメンバーが集まるなど雇用関係によらない働き方や店舗のバーチャル化など地理的制約を超えた新しいビジネスモデルが生まれてきている。これらを好機ととらえ、デジタル技術がもたらす効率化や利便性向上に対する認識を広めるとともに、デジタルトランスフォーメーションを加速化させ、生産性の向上・新たな付加価値の創出を図ることで、日本の国際競争力を維持し、持続可能な社会を実現していかなければならない。

そして、地方の持つ様々な特徴や強みと多様な人材・資源によりイノベーションを創出すること、加えてそれぞれの実情に応じた「攻め」の産業振興や地域を支えてきた経済基盤の維持・確保に取り組んでいく必要もある。

国は地方の集合体であり、地方が元気になることが、日本国全体の繁栄につながるものであり、国と地方がそれぞれの責任を共有し、地方創生の実現を目指し、未来へ進んでいくため、国において次のとおり措置を求める。

1 デジタルトランスフォーメーションが切り拓く未来

(1) 第四次産業革命がもたらす先端技術による地域産業の高度化

持続可能な社会を実現していくためには、農林水産業、商工業をはじめ、あらゆる産業分野において、AI・IoT等のデジタル技術やデータを最大限活用し、省力化や新たなサービス・付加価値の創出による生産性向上・国際競争力強化を実現し、労働力不足の解決や地域活力の維持・向上を図っていく必要がある。

このため、中小企業・小規模事業者や農林漁業者がデジタル技術等を導入する意識付けやスムーズな導入ができるよう、DX推進ガイドライン等による情報発信や、人的・財政的な支援の強化を図ること。また、地方において

不足している技術者の確保のため、企業が必要とする人材のマッチングなど確保対策の充実・強化も行うこと。

併せて、デジタル技術を活用し、社会の在り方を根本から変えるような都市設計が急速に進展する中で、世界に先駆けて未来の生活を先行実現するためのスーパーシティ構想や、イノベーションが世界中で予測困難なスピードと経路で進化するに当たっての試行錯誤を許容する地域型の規制サンドボックス制度を早期に実現すること。

(2) デジタル社会を担う人材育成等の推進

デジタル技術の恩恵を誰もが享受できる社会の実現には、デジタル技術やデータ分析、サイバーセキュリティ等に精通した人材、デジタル技術を活用して革新的サービスやソリューションを創出できる人材等が必要であり、また、誰もが積極的にデジタル技術やデータを活用できるようリテラシーを高めることも重要である。

このため、引き続き、こうした人材の育成、リテラシー教育を重要政策に位置づけ、E d T e c h コンテンツやS T E A M学習等により、学童期からデジタル技術に親しみ、活用する機会を創出するとともに、A I やプログラミングなどについて「専門性の民主化」を進め、バックグラウンドに関わらず多様な人材が専門知識・技術を身に付けることができるよう人材育成の環境整備を促進すること。また、地方において不足しているマネジメント層やエンジニア等を地方で確保しやすい仕組みを創設すること。

(3) 地域課題解決に向けた基盤整備

5 G等のデジタル技術は、人口減少が進む中山間地域や離島地域などの条件不利地域においてこそ、医療、教育、農林水産業、働き方改革、モビリティなど様々な分野の地域課題解決の大きな手段となるものであり、これらの地域で恩恵を享受できるよう、光ファイバ網や5 G等のデジタル社会を支える情報通信インフラの確保は必要不可欠である。

このため、光ファイバ網の未整備地域の早期解消、公設光ファイバ網の維持管理・更新への支援の充実、都市部のみならず、条件不利地域を含む地方における、通信事業者による5 Gの早期整備を促進すること。

また、光ファイバなどのブロードバンド及び5 Gをユニバーサルサービスの対象とするよう制度の見直しを図ること。

(4) スマート農業の推進

農業従事者の高齢化の進行、担い手の減少等により労働力不足が顕在化する中、一層の省力化や生産性、収益力の向上を実現するスマート農業の技術開発及び現場実装の加速化が必要である。

このため、導入コストに見合う適応可能な経営規模等の条件の明確化をしつつ、幅広い品目・地域に対応する技術開発・実証を更に進めるために、スマート農業実証プロジェクトの支援を継続するとともに、現場でスマート農業の普及を担う人材の育成や機械等導入への支援を強力に進めること。

また、活用が進むドローンで使用可能な登録農薬の拡大推進を始め、スマート農業に適したほ場整備や、通信基地設置への支援などの環境整備を進めるとともに、遠隔操作ロボット農機の利用を早期に実現させること。

2 地域経済の好循環に向けた「攻め」の産業振興

(1) 農林水産業の成長産業化

多様化する国内外の需要に対応しつつ、他業種との連携や新技術の活用を進めようとする経営感覚に優れた人材等の育成・確保に係る地方の取組に対する支援や6次産業化の推進に係る国庫補助を拡充すること。

また、大規模化・高付加価値化による所得の向上と成長産業化に向けて、経営感覚に優れた人材に対する農地や農業用施設などの経営基盤の集積・集約化を推進し、林業や水産業の体質強化に資する基盤整備への財政措置を充実させるとともに、農林水産物のブランド価値を高める取組を推進すること。

併せて、農業分野における多様な労働力の確保や障害者の就労、生きがい等の場を創出するため、「農福連携等推進ビジョン」に定める目標の達成に向けた取組を推進すること。

(2) 対日直接投資の更なる促進

我が国の持続的な成長を実現するには、優れた技術や人材・資金等を世界から受け入れるなど対日直接投資を促進させ、イノベーションにより新たな産業を創出することが不可欠である。

このため、日本に関心を持つ海外の企業の情報を自治体等へ切れ目なくつなぐシステムを構築するため、外国企業と中小企業とのマッチング、投資案件の発掘、人材あっせん等の機能を担う各地の日本貿易振興機構（JETRO）の機能強化を図ること。さらに、日本に進出する企業への財政支援措置など、地方と一体となった支援を推進すること。

(3) 中小企業等の海外展開の拡大

人口減少で国内市場が縮小していく中、新興国の急速な経済成長に伴う需要の拡大は我が国の中小企業等にとって追い風となっており、積極的に海外需要を取り込んで成長につなげていく必要がある。

このため、有望な技術や商品等を有する中小企業・小規模企業者の海外進出や輸出促進、海外企業等とのマッチングやサプライチェーンの多元化に対する支援策を充実・強化すること。

(4) 農林水産物・食品の輸出力の強化

検疫面での相手先国の輸入規制の緩和に向けた国家間交渉の推進、GLOBAL GAP 等の国際的な認証取得の推進、ハラールなど海外の多様なニーズに対応した食品の販路拡大などへの支援を行うこと。また、輸出先国・地域の規制やニーズに対応した生産に向けた課題解決に取り組む産地への支援を拡充すること。

さらに、世界的な日本食の浸透と合わせて、マーケット拡大の潜在的な可能性が高い日本酒や梅酒・焼酎等の日本産酒類について、ワインやウイスキー等と差別化した魅力や楽しみ方、適切な保管方法などを外国人に啓発し、海外での認知度向上やブランド化を進めること。

(5) 新たな働き方改革に向けた取組の推進

働き方改革関連法により、中小企業においても、本年4月から時間外労働の上限規制が適用され、来年4月からは、同一労働同一賃金が適用されることとなっており、国も「働き方改革推進支援センター」を設置し、さらにプッシュ型の支援など、きめ細かな相談を実施している。一方で、中小企業における働き方改革を進めるため、地方自治体と十分な連携を図りつつ、法改正適用後の中小企業の状況を的確にとらえた上で、各種支援策の企業のニーズに沿った柔軟な運用やより一層の支援強化を図ること。

また、時間や場所にとらわれず個々の能力を発揮できる働き方の実現や、この度の新型コロナウイルス感染症拡大などの危機事案発生時における企業の事業継続対策としても有効なテレワークやオンライン会議、さらに、オフィスの分散やサテライトオフィスの導入を促進するなど、働き方改革に向けた取組を一層推進すること。

(6) 雇用関係によらない働き方に向けた環境整備について

第四次産業革命の進展により、仕事は従来の「企業単位」から「プロジェクト単位」に変化しつつある一方で、今回の新型コロナウイルス感染に伴いフリーランスなど企業や組織に属さない働き手に対する支援拡充の必要性が明らかになった。

今後もこうしたフリーランスなど企業や組織に属さない働き手の増加が見込まれることから、新しい教育・人材政策、労働市場、雇用制度の変革が不可欠であり、円滑に働くことができるよう必要な労働法制や社会保障制度などの環境整備の在り方を検討すること。

(7) 産業競争力強化のための研究開発への投資拡大・産学連携の推進

産業競争力強化のためには、大学等の研究機関の強みを生かした研究開発力の強化や、企業と大学等の連携によるオープン・イノベーションを通じた付加価値や新たなイノベーションの創出を進めていく必要がある。

そのため、企業と大学等の壁を越えて、卓越した人材が活躍できるクロスアポイントメント制度や教員へのインセンティブ制度の導入など、企業と大学等が長期的な関係を構築し、スピード感を持って技術の社会実装を達成することができる仕組みを構築すること。

併せて、近年、我が国の研究力に係る国際的地位が低下していることに鑑み、政府研究開発投資の拡充をはじめとする産業競争力の強化に向けた取組を推進すること。

3 地域経済の基盤の維持・確保

(1) 中小企業・小規模事業者に対する事業承継支援

①中小企業等の事業承継の促進に向けて

日本経済の待ったなしの課題である事業承継の円滑化のため、事業承継ネットワーク構成員等が連携し、効果的・効率的な支援に取り組むことができるよう、引き続き財政支援の拡充を図るとともに、各地域の構成員等の取組を一元的に情報提供する仕組みの構築や、全国的なメディアを活用した広報により、事業承継に対するマイナスイメージの払拭を図ること。

また、令和3年度から統合が予定されている事業引継ぎ支援センターと事業承継ネットワーク事務局については、全国一律で統合を求めるのではなく、各地域の実情に合わせた対応を可能とすること。

事業承継税制については、引き続き、手続きの簡素化や、持ち株会社を含め、様々な経営体制の実態に即した税の負担軽減措置の対象要件の緩和を図るなど、より一層の利用促進に向けた取組を実施すること。その際、自治体の審査事務の簡素化も図ること。

②多様な事業承継の促進に向けて

第三者承継を推進するため、全国の事業引継ぎ支援センターのデータベース開放による利用拡大や、後継者の有力な受け皿となりうる起業家と後継者不在企業とのマッチングを推進するとともに、第三者承継に係る税制優遇策を早期に導入すること。

また、後継経営者による新たな価値を生み出す取組を円滑に推進していくため、ベンチャー型事業承継の機運醸成から事業化の検討・実践まで、アトツギベンチャーの成長段階に応じた支援の充実を図ること。

(2) 農林水産物等の風評被害対策の強化

原子力災害により国内外に生じている広範な風評を完全に払拭するため、風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略に基づき、正確かつ効果的な情報発信と安全性の普及啓発を強化すること。諸外国による食品等への輸入規制については、科学的な根拠に基づいた正確な情報発信を強化し、早期撤廃を実現すること。

農林水産物や加工食品、工業製品等の放射性物質検査などの国による体制強化や支援の充実を図るとともに、地方公共団体、事業者等が実施する観光誘客事業や販路回復・拡大、販売促進に向けた取組等の風評被害対策事業に対する支援を強化すること。

根拠のない風評によって住民生活と経済活動への悪影響や人権侵害が生じることのないよう普及啓発を継続的に実施すること。

(3) 農林水産業の復旧・復興の加速化、防災減災対策のための基盤強化

台風、豪雨や土砂災害などの激甚化する自然災害により、被災した農林漁業者の早期事業再開を実現するため、農地や農林業用施設や農業用ハウス、定置網等農漁業の生産施設、漁港施設の復旧・補強などが迅速に進められるよう、災害復旧事業をはじめとする支援制度の改善を含め、万全な措置を講じること。

また、ため池などの農業水利施設や治山・林道施設、漁港施設などの補強、老朽化対策、大規模自然災害の頻発化に伴い増大する施設の維持管理の負担軽減、適切な管理を通じた長寿命化対策、農業用ダムの洪水調整機能の強化や水産物の生産・流通機能の確保対策など防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の取組を進め、緊急対策終了後も同様の対策に係る予算確保や地方財政措置を継続すること。

(4) 活力ある農山漁村の実現

持続的な農山漁村の発展のため、地域ぐるみによる農地の保全の取組、地方が行う森林や漁村の多面的機能の発揮に対する支援を着実に進めること。

また、地域の人口減少に伴い拡大する荒廃農地及び鳥獣被害に対する、国の財政的支援を充実させること。

さらに、安定した農林水産業経営の確立に向け、経営所得安定対策の効果的かつ円滑な実施、漁業経営安定対策の拡充及び資金繰り円滑化支援の充実、水産資源の維持増大を図ること。

令和2年6月4日

全 国 知 事 会

「Go To キャンペーン」の実効性ある取組に向けた緊急提言

新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組については、5月25日に緊急事態宣言が解除され、6月19日からは都道府県をまたいだ移動の自粛も緩和されたところである。

今後、国民一人一人が安心感をもって日常生活を送るためには、「感染予防」と「社会経済活動の再開」の両立が不可欠である。そのためには、雇用の維持と事業の継続を最優先に取り組むとともに、甚大な影響を受けている観光・飲食業やイベント・エンターテインメント業などの需要喚起を図っていかなければならない。

日本全体の繁栄には、地方が元気になることが必要である。地方においては先行して独自の取組を進めているところもあるが、国と地方が一体となって国内の需要喚起に取り組み、日本国内における人の流れと街のにぎわいを創り出し、地域を再活性化させなければならない。

については、次の項目を踏まえ、「Go To キャンペーン」が地域経済回復に大きな効果を生み出すよう、実効性ある取組となることを求める。

1. Go To Travel について

- (1) ホテル、旅館、交通機関、旅行業などの民間事業者、国民などの消費者、地方公共団体等が十分な準備や計画を行うことができるよう、制度の詳細を速やかに示すとともに、十分な周知を行うこと。特に、地域共通クーポン加盟店の参加・登録の呼び掛けや申請手続きなど、地方の負担も相当見込まれることから、早急にスキームを明確にし、説明会等を実施すること。
- (2) 観光需要や地域経済の回復を目的に、多くの地方公共団体が独自に宿泊料割引などの事業に取り組んでおり、「Go To Travel」の実施に当たっては、地方の取組との併用を可能とするなど、相乗効果を発揮できるよう、実施時期や内容、方法の詳細検討を行うこと。
- (3) 特定の宿泊施設・観光地・地域又は特定の時期に、その効果が偏ることがなく、全国に事業の効果が波及し、観光誘客が進展するよう、地方ブロック又は都道府県ごとに着地ベースの予算枠を設けることや平日割の導入などによる利用時期の分散を図ること。また、大手旅行業者のみならず地方の中小の宿泊施設、旅行業者も十分に利用されるよう実施方法や広報について配慮すること。
- (4) 観光など地域経済が持続的に維持・回復できるよう、夏や秋で終了するこ

となく、予算が不足する場合は予備費を活用するなど、事業期間満了まで継続的な需要喚起を図るよう支援すること。

- (5) 宿泊施設については、簡易宿所や民泊も対象とし、インターネット環境のない施設への支援も行うこと。また、地域共通クーポンの利用対象については、地方の裁量により登録できるよう対象範囲を広くし、地域ごとに利用可能施設一覧を作成するなど、観光客の利便性向上も図るとともに、加盟店の人的・財政的負担を最小限とすること。
- (6) 「Go To Travel」は、対象事業者の範囲が非常に広く、多くの問い合わせが想定されるため、申請手続き等を可能な限り簡素化するとともに、複数のコールセンター設置や都道府県ごとの担当スタッフの配置など十分なサポート体制を整えること。また、業者への支払い等の精算業務も速やかに実施できるよう万全な事務局の体制を構築すること。

2. Go To Eat について

- (1) 飲食店が十分な計画や準備を行うことができるよう、制度の詳細を速やかに示すとともに、国民が分かりやすいようHPなどで十分な周知を行うこと。
- (2) 生産や出荷が落ち込んでいる農林水産事業者を支援するため、国内の農林水産物、加工食品を消費する仕組みとすること。また、地産地消を推進する飲食店については、ポイントを上乘せするなどの工夫をすること。
- (3) キャンペーン開始までに、登録を希望する飲食店が登録できるように支援するとともに、キャンペーン期間中のフォロー体制を整えること。また、オンライン予約サイトの登録料やシステム運用等が飲食店の負担とならないように配慮し、利用されたポイントや食事券の換金は、速やかに実施されるようにすること。
- (4) オンライン予約に限定することなく、電話による予約や、デリバリー又はテイクアウトに対してもポイントを付与し、食事券の利用が可能な制度とすること。
- (5) 地域における需要が回復できるよう、予算が不足する場合は予備費を活用するなど、事業期間満了まで継続的に支援すること。
- (6) 飲食業の需要喚起や農林水産物の販売促進を目的に、地方公共団体が独自に取り組んでいる事業と連携し、相乗効果を発揮できるよう、実施時期を検討するとともに、他のクーポンと併用できるような制度とすること。

3. Go To Event について

- (1) 地域で開催されている音楽・文化・芸術・スポーツ・伝統芸能などのイベントも支援の対象とするような制度にするとともに、関係者が必要な準備ができるよう、制度の詳細を速やかに示すこと。また、国民が分かりやすいようHPなどで十分な周知を行うこと。
- (2) 大手のチケット販売業者だけが恩恵を受けることのないよう、地域のチケット販売業者も対象とするとともに、当日販売券も対象とすること。また、入場料が発生しないイベントについても、イベント会場内で使用できるクーポンを付与するなど、国内のあらゆるイベント・エンターテインメントの需要が喚起される制度とすること。さらに、チケット販売事業者を経由せず、主催者が販売するチケットについても、支援の対象とすること。
- (3) 屋内イベントの開催に際して、8月1日以降も収容定員の50%以内とする方針については、AIやスーパーコンピューターなど最新の知見を活用し、より適切な方針となるよう適宜見直しを行うこと。

4. Go To 商店街について

- (1) 地域の現状や要望に対応し、やる気のある商店街や商工団体等がイベント等の企画構想段階から支援を受けられる実効性のある制度にするとともに、制度の詳細は速やかに公表すること。また、十分な広報を行い、支援を希望する商店街等が参加できるようにすること。なお、商店街等がしっかり準備できるよう、余裕のあるスケジュール設定をすること。
- (2) 小規模な商店街など支援手続きに不慣れなことも想定されるため、申請手続き等を可能な限り簡素化し、事務局に十分なサポート体制を構築すること。
- (3) 支援にあたっては、概算払いを可能とし、可能な限り商店街等に負担が生じないように、支援上限額を拡充するなどの十分な財政支援を行うこと。

令和2年6月29日

全国知事会 会長
徳島県知事 飯泉 嘉門
全国知事会 国土交通常任委員会委員長
大分県知事 広瀬 勝貞
全国知事会 農林商工常任委員会委員長
広島県知事 湯崎 英彦

新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言

去る5月25日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全面的に解除され、学校においては概ね授業が再開されているところである。一方、公立小・中学校の普通教室の平均面積は64㎡であり、現在の40人学級では、感染症予防のために児童・生徒間の十分な距離を確保することが困難であることから、その対応が学校現場において大きな課題となっている。こうした実情を踏まえて、今後予想される感染症の再拡大時にあっても必要な教育活動を継続して、子どもたちの学びを保障するためには、少人数学級により児童・生徒間の十分な距離を保つことができるよう教員の確保が是非とも必要である。

また、学校の臨時休業等の緊急時においてもオンライン学習ができる環境を充実させ、新しい時代の学びを支える環境を整備することが必要である。ハード整備が先行して進む「GIGAスクール構想」において、最適な学びを実現するためには、少人数によるきめ細やかな指導体制が必要であり、学習用ソフトウェアを含む端末・ネットワーク環境の改善及びそれらを有効活用するためのICT教育人材の配置の充実が必要である。

こうしたことから、国におかれては、

- (1) 少人数編制を可能とする教員の確保
- (2) GIGAスクールサポーター等のICT教育人材の配置充実
- (3) 更新費用やランニングコスト等も含めたICT環境整備に必要な財政措置の拡充

など、学校教育環境の整備を早急に図ることを強く要望する。

令和2年7月2日

全国知事会会長 飯泉 嘉門
全国市長会会長 立谷 秀清
全国町村会会長 荒木 泰臣

「新型コロナウイルス感染症を踏まえた関西の元気回復に向けて(仮)」 の検討について

令和2年7月4日
本部事務局

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、緊急事態宣言が発出され、外出自粛の要請、飲食店等の営業自粛要請、海外との出入国制限などにより、様々な業種において生産・販売が落ち込むなど、関西にも極めて深刻な影響を与えた。

このような状況の中、感染拡大により大きな影響を受けた関西の社会経済活動の元気回復を目指して、経済の早期回復、観光・誘客の段階的促進、第2波、第3波への備え、5Gなどの情報通信基盤整備、東京一極集中の是正などに向け、広域連合、構成府県市が一丸となって対策に取り組んでいく。

2 基本的視点

- ① 経済の再生・社会生活再建のための取組
- ② 観光・誘客の段階的促進
- ③ 第2波、第3波に備えた取組
- ④ 5Gなどの情報通信基盤整備とこれを活かした社会の構築
- ⑤ 東京一極集中の是正、分権型社会の体制構築

3 取組の骨子(案)

別紙のとおり

4 スケジュール

6月22日	広域計画等推進委員会	意見聴取
7月4日	広域連合委員会	検討概要の協議
7月22日	広域連合委員会	「取組」(案)の協議
	関経連、市町村との意見交換会	「取組」(案)の説明
8月27日	広域連合委員会	「取組」の確定

「新型コロナウイルス感染症を踏まえた関西の元気回復に向けて(仮)」 骨子(案)

第1 はじめに

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けた関西の社会経済活動の元気回復を目指して、経済の早期回復、観光・誘客の段階的促進、第2波、第3波への備え、5Gなどの情報通信基盤整備、東京一極集中の是正などに向け、関西広域連合と構成府県市が一丸となって取り組む。

第2 これまでの取組

〔令和2年1月28日に「新型コロナウイルス感染症対策準備室」を設置以降、現在までの取組と成果を記載。〕

第3 関西の元気回復に向けた取組

I. 基本的視点

- 1 経済の再生・社会生活再建のための取組
感染拡大により大きな影響を受けた関西経済の再生、社会生活の再建、「新しい生活様式」を定着させるための取組
- 2 観光・誘客の段階的促進
関西圏域内観光の需要喚起をまず行いながら、次の段階として、国内各地からの誘客を促進し、海外からのインバウンド回復に向け、受入体制の整備や魅力ある観光地づくりに向けた取組
- 3 第2波、第3波に備えた取組
新型コロナウイルス感染症と共存しながら、社会経済活動を再開させ、着実な回復を図るため、感染の第2波、第3波に備えた医療提供体制の充実を図る取組。
- 4 5Gなどの情報通信基盤整備とこれを活かした社会の構築
人工知能、ビッグデータ、IoTなどの技術革新による Society5.0 時代への対応に不可欠な5Gなどの情報通信基盤整備とこれを活かした新しい社会経済活動の促進など、国民が地方にしながら活躍できるデジタル化の推進に向けた取組。
- 5 東京一極集中の是正、分権型社会の体制構築
新型コロナウイルス感染症により改めて脆弱性が認識された東京一極集中を是正するとともに、非常時に柔軟・迅速な対応ができるよう、より住民に近い立場で権限を行使できる体制構築に向けた取組。

II. 元気回復に向けた取組

元気回復に向けた取組について、分野ごとに課題と対応（広域連合）（構成団体）別に記載。

1. 広域事務

○広域防災

（課題）

- ・自然災害と感染症との複合災害への備えが必要
- ・新しい生活様式を府県民に早期に定着させることが必要 等

（対応）

- ・複合災害を見据え、避難所等での対応や相互応援体制の構築
- ・大規模災害に備えた「防災庁」の創設推進
- ・新しい生活様式の早期かつ確実な定着に向けた普及啓発 等

○観光振興

（課題）

- ・インバウンドの激減、外出自粛要請による国内旅行者の減少により、観光業が大きな影響を受けたことから、まずは国内観光の支援、そして将来的にはインバウンドが戻ってくるまでを見据えた対応が必要 等

（対応）

- ・国内観光客に関西全体を周遊してもらえよう各地域の魅力の発信
- ・インバウンドの回復に向け、国や経済界等と連携し、海外観光プロモーションなどの実施
- ・デジタルを中心とした観光プロモーションの展開やWebによる情報発信 等

○文化振興

（課題）

- ・博物館、美術館等の文化施設は休館を余儀なくされ、芸術活動も自粛するなどしたことから、今後の再開や活動継続を図ることが必要 等

（対応）

- ・文化施設が賑わいを取り戻せるよう、関西の文化施設ネットワークを活用し誘客施策を実施
- ・人が集まらない形式での実演芸術活動の発表の場を提供するなどによる関西文化のPR 等

○スポーツ振興

（課題）

- ・競技や観戦を通じて感染拡大が生じる可能性があることから、スポーツイベント等が中止・延期となり、また、不要・不急の外出を自粛したため、運動ができる機会を確保することが必要 等

（対応）

- ・ウォーキングを楽しく継続できるように、構成府縣市等が作製しているウォーキングコースの利用やウォーキングイベント等への参加について府県域を越えて促し、ウォーキングをとおして健康習慣の促進と域内交流を図る取組の実施

- ・「関西広域サイクリングルート」を活用し、ルートを整備充実させ、ルート上の地域振興事業と連携（相互PR等）等

○産業振興

（課題）

- ・新しい生活様式への転換や新型コロナウイルス感染症との共存を見据えた、関西経済の活性化対策や社会経済活動の維持・強化に向けた取り組みが必要等

（対応）

- ・ウィズコロナ時代のビジネス戦略セミナーや、首都圏等での地域魅力プロモーションのオンライン実施
- ・海外プロモーションについては、渡航制限等を勘案し、ネットワークや拠点等を有する現地事業者との連携により実施
- ・「感染症対策」や「新たな生活様式への転換」を主要テーマとした展示会出展等

○農林水産業振興

（課題）

- ・外出自粛で外食の機会が減少したこと等により、牛肉や水産物などに影響が出ており、販売機会の創出が必要。また、海外渡航制限等により販路開拓・販売促進活動に支障をきたしており、海外輸出についての最新情報の把握が必要等

（対応）

- ・企業の社員食堂等において、域内の特産物を使った料理の提供や販売促進イベントを実施
- ・コロナ禍の中でも越境ECや輸出に取り組んでいる優良事例を収集・共有化等

○広域医療

（課題）

- ・構成府県市のみでは対応できない場合に備え、関西圏域において効率的・効果的に医療を提供する体制の構築が必要。また、第二波、第三波に備え、各構成府県市におけるこれまでの経験の共有化が必要等

（対応）

- ・医療資機材や医療専門人材の広域的な融通調整、検査の広域連携及び広域的な患者受入体制の連携について、各構成府県市との調整・実施
- ・各地方衛生研究所の検査体制、能力等や民間検査機関の活用等について情報共有を行うとともに、ワクチンの治験など関西ならではの取組を推進
- ・検査体制や医療提供体制、医療資機材の確保など、第一波での課題や対応等について現在既に調査中であり、早急に取りまとめ、改善策を洗い出し、第二波に備えて各府県市の体制が取れるよう、それぞれの取組を促進等

○広域環境保全

(課題)

- ・感染症予防対策を講じながらも、楽しく環境学習ができるような取組が必要等

(対応)

- ・環境学習の機会が増えるよう、圏域内の環境学習の場となる施設等の新型コロナウイルス感染症対策を含めた情報を整理し、広域連合のホームページで情報発信
- ・小学生以上を対象とした地域特性を活かした交流型環境学習の実施 等

○広域職員研修

(課題)

- ・従来型の職員研修では、参加者間の意見交換や交流を目的の一つとしており、「密接」を伴わない研修実施が困難なことから、新たな対応が必要 等

(対応)

- ・インターネットを活用した「WEB型研修」の実施を拡充 等

2. 政策の企画調整

- ・イノベーションの推進では、今後の新たな感染拡大を見据え、感染症防止対策の検討・啓発が必要なことから、「関西健康・医療創生会議」において、オンラインでの講演会を開催し、これまでの感染症対策の検証と今後の防止対策を検討
- ・プラスチック対策の推進では、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化等による影響を考慮しながら既存事業の追加、見直しを検討
- ・新型コロナウイルス感染症により、域内で新たに生じた社会経済活動における広域課題のうち、継続的・計画的な対応が必要なものについても、政策の企画調整に関する事務として取組を検討 等

3. 分権型社会の実現

(課題)

- ・政治、行政、経済等が集中する東京において、ロックダウンのような事態を招けば、首都中枢機能が麻痺する可能性もあることから、東京一極集中によるリスクが改めて鮮明となり、国土の双眼構造の早期実現が必要
- ・より住民に近い立場であるはずの地方において、即座に権限が行使できる体制となっておらず、国と地方の役割のあり方を見直すことが必要 等

(対応)

- ・分権型社会の確立のため、今回の新型コロナウイルスの感染拡大による影響を踏まえた課題の分析
- ・新型コロナウイルス感染症拡大等いかなる事態が発生しても、首都中枢機能が継続できるよう、「首都機能バックアップ構造の構築」の提案
- ・感染症拡大や首都直下型地震など大規模災害に備え、「防災庁」の創設について国へ提案
- ・国の研究機関や政府関係機関の関西への更なる移転推進の取組
- ・国からの事務・権限の移譲について検討を行い、引き続き国等に対して提案等

Ⅲ. 国への提案

〔 新型コロナウイルス感染症を踏まえ、より強靱な社会や経済の構造を築いていくために必要な国への提案を記載。 〕

1 新型コロナウイルス感染症拡大に対する備えの充実・強化

(1) 感染者に対する適切な医療実施体制の確保

- ①退院基準のあり方
- ②感染症患者入院・外来医療機関への支援
- ③医療専門人材の広域融通制度（医療版TEC—FORCE（仮称））の創設
- ④ICU拠点の確保
- ⑤医薬資器材等の調達支援
- ⑥在宅療養者等の避難所の確保対策支援
- ⑦保健所機能の強化
- ⑧新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金のさらなる増額・拡充

(2) 社会福祉施設等に対する支援

- ①社会福祉施設における感染対策の強化
- ②感染予防資材の供給
- ③安定的なサービス提供体制確保のための支援
- ④社会福祉施設等の職員に対する処遇改善のための加算の新設等

(3) 水際対策の強化

2 感染症拡大からの早期回復と東京一極集中の是正

(1) 社会・経済の回復支援

- ①幅広い業種・業態に対応した支援策の実施
- ②サプライチェーンの回復支援
- ③観光・MICE 需要の回復に向けた誘客促進
- ④官民が一体となった需要の喚起
- ⑤文化芸術活動及びスポーツ活動を通じた地域の活性化
- ⑥農林水産業の補償制度の拡充及び消費拡大・販路促進対策の強化
- ⑦新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の重点配分及び増額措置
- ⑧地方財政措置及び税制改正への対応
- ⑨公共事業等総需要増強にかかる予算の確保及び早期執行

(2) 東京一極集中の是正と首都機能バックアップ構造の構築

- ①権限・財源・責任の所在が一致する分権型の体制構築
- ②首都機能バックアップ構造の構築
- ③大規模災害に備えた「防災庁」の創設

- ④政府関係機関等の移転
- ⑤地方への移住・定住の促進
- ⑥双眼型・多極型の産業構造の構築
- ⑦人・企業・大学等の地方分散の推進
- ⑧国土の双眼構造を実現する社会基盤整備
- ⑨5Gなどの情報通信基盤整備とこれを活かした社会の構築

IV. 経済界・国・市町村等との連携

社会経済活動の早期回復には、経済界・国・市町村等との連携が重要であり、様々な主体との連携・協働を推進し、新型コロナウイルス感染症を踏まえた関西の元気回復に向けての取り組みについて記載。

全国知事会緊急提言等

(6/4 全国知事会議)

- ① コロナを乗り越える日本再生宣言
(「全国知事会議」提言等一覧(1))

●各提言活動のうち知事会長によるもの

(6/19 西村新型コロナ担当大臣 意見交換)

- ② 今後の新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る主な全国知事会議での意見
- ③ コロナを乗り越える日本再生宣言(省略)
(「全国知事会議」提言等一覧(1))
- ④ 全国知事会議(6月4日)における各都道府県知事の意見
- ⑤ 新型コロナウイルス対策の検証について

(6/19 萩生田文部科学大臣 意見交換)

- ⑥ 学びの保障と秋期入学の導入に関する提言
(「全国知事会議」提言等一覧(12))
- ⑦ 子どもたち一人ひとりの学びを支えるeラーニングの推進に関する提言
(「全国知事会議」提言等一覧(19))

(6/29 梶山経済産業大臣 意見交換)

- ⑧ 新たな時代の産業の振興と基盤の維持に向けて
(「全国知事会議」提言等一覧(10))
- ⑨ 「Go To キャンペーン」の実効性ある取組に向けた緊急提言

(7/2 公明党への提言)

- ⑩ 新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言

令和2年6月4日開催「全国知事会議」提言等一覧

(1) コロナを乗り越える日本再生宣言

- (2) 地方税財源の確保・充実等に関する提言
- (3) 地方創生の危機突破・加速化に向けた提言
- (4) 大規模災害への対応力強化に向けた提言
- (5) 東日本大震災「復興・創生期間」後の防災・減災対策の推進を求める提言
- (6) 将来世代が希望をかなえられる社会を目指した提言
- (7) 誰ひとり取り残さない社会を目指した提言
- (8) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた将来世代への支援に係る緊急提言
- (9) 新型コロナウイルス感染症に伴う更なる地域経済対策に向けた緊急提言

(10) 新たな時代の産業の振興と基盤の維持に向けて

- (11) 新たな過疎対策法の制定に関する提言

(12) 学びの保障と秋期入学の導入に関する提言

- (13) 防災・減災、国土強靱化対策の抜本強化と地方創生回廊の構築 提言
- (14) 令和3年度 国の概算要求に向けた提言
- (15) 令和3年度国の施策並びに予算に関する提案・要望
- (16) 東日本大震災からの復興を早期に成し遂げるための提言
- (17) 原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言
- (18) 地方分権改革の推進について

(19) 子どもたち一人ひとりの学びを支えるeラーニングの推進に関する提言

- (20) 国産木材の需要拡大に向けた提言
- (21) 外国人材の受入れ・共生に向けた提言
- (22) 就職氷河期世代の活躍支援に向けた提言
- (23) 男女共同参画の推進に向けた提言 ～ウーマノミクスで新地方創生・日本再生～
- (24) CSF・ASF対策と感染拡大防止に向けた提言
- (25) Society5.0の実現に向けて
～5Gの早期基盤整備と未来技術の利活用を推進するための提言～
- (26) Society5.0の実現に向けたマイナンバーカードの利用促進に関する提言
- (27) 気候変動対策の総合的な推進に関する提言
- (28) スポーツ・文化・観光振興施策についての提言
- (29) 参議院選挙における合区の解消に関する決議

コロナを乗り越える日本再生宣言

5月25日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が、約1か月半ぶりに全面解除された。はじめに、かけがえのない命を亡くされた皆様に謹んで哀悼の意を示すとともに、現在も闘病されている皆様のご回復を願うものである。そしてまた、この間の医療従事者の献身的なご尽力、外出や営業自粛をはじめとした国民や事業者の皆様のご協力に、深く感謝を申し上げたい。

これからは、次の感染の波を抑止しつつ、社会経済活動を段階的に引き上げていく新たなステージ「WITH・コロナ」に入った。しかし、これで以前の社会に元通りということにはならない。新型コロナウイルスは世界中をまだ巡っている状況にあり、国内でもどこに潜んでいるかわからない。これまでの国民の努力が水泡に帰すことが無いよう、徹底した感染予防を行う「新しい生活様式」を社会に定着させていくとともに、現状に即したガイドラインを国に求めていく必要がある。我々は、コロナを乗り越え「地域から日本を再生する」新たな時代を創っていかねばならない。

「感染予防」と「社会経済活動の段階的な再開」を両立させるためには、まずもって、感染者の早期発見・追跡・入院治療を可能とする検査・医療提供体制を早急に再構築しなければならない。今後、海外との往来再開も見込まれる中、国の水際対策と連携を図りつつ、PCR検査と抗原検査などの新しい検査を民間機関も含め大規模かつ効果的に活用し、感染の流行を迅速に察知するとともに、保健所の積極的疫学調査により感染ルートを明らかにし、早期に感染拡大を封じ込める一方、ワクチン等の早期実用化を図るとともに、病院経営安定化や医療資機材供給の保障を国に求めつつ、患者を確実に受け入れ、重症者にも対応できる強固な体制により治療を行うことで、二度と大きな感染の波を起こさせないことが何よりも重要である。そこで、このような検査・医療提供体制の再構築に向けて、国や保健所設置市とも連携し、今回の第1波で生じた施設のクラスター感染をはじめとする感染ルートやその対処方策、ビッグデータ活用、保健所運営や情報開示を含めた各地のモデル的実践例などを収集・分析し、法的制度や運用の改善検討も含め、全国で共有していく取組に着手する。

そして、感染拡大を防止するため、多くの社会経済活動をストップせざるを得なかった中で、特に高齢者、障がい者、子ども、ひとり親世帯をはじめ相対的に弱い立場の方々に大きなしわ寄せが及ばないように、しっかりと目配りするとともに、学校の長期臨時休業で大きな影響を受けた子どもたちの学びに著しい地域間格差が生じないようにするほか、原子力安全対策を含め避難に際する感染防止を図るなど、きめ細かな対策を講じなければならない。また、新型コロナウイルス

感染症は、経済情勢の悪化だけでなく、感染症患者等に対する憶測によるデマや誤った情報の拡散、個人や企業への誹謗中傷などを生じさせたが、こうした社会の分断と軋轢も修復しなければならない。その上で、行動類型に応じた感染リスクを把握し、感染状況を踏まえたイベントや移動の自粛基準等の適切なあり方を国に求め、社会経済活動の再開と感染予防との両立を図りながら、雇用の維持や確保、国と連携した観光・企業経営への支援などによる地域経済の活性化を通じて、日本の活力を復活させていく必要がある。

そこで今こそ、大打撃を受けた経済へのダメージを全力で回復することはもとより、これまでの地方創生の成果により、日本全国、津々浦々で生まれてきた様々な萌芽を大きく育み、今回のコロナ禍を契機に活用が普及しつつあるテレワーク・リモートワーク、そして全国知事会でも最大限活用してきたオンライン会議などの取組を進化させ、我が国における「デジタル・トランスフォーメーション」を実装することが重要である。加えて、5Gをはじめ Society5.0 新時代のインフラを早期に整備し、経済社会のイノベーション創出の動きをさらに加速させるとともに、ゼロカーボン社会へと歩を進めることで、全国各地が感染症の脅威にも強くしなやかに対応し持続的に成長できる「新次元の分散型国土」を創出していかなければならない。

今回の新型コロナウイルス感染症に起因する社会経済状況は、戦後最大の危機に直面している。しかし、我々は壊滅的な痛手を被った戦争からの復興をはじめ、二度にわたる石油ショックや世界中を巻き込んだリーマンショックのような100年に一度の経済危機、そして阪神・淡路大震災や東日本大震災といった未曾有の自然災害を経験しながらも、そのたびに国を挙げてこれら幾多の困難に立ち向かい、克服への途をたどってきた。

今般の世界的に流行している新型コロナウイルス感染症により生じた難局を抑えつつある「日本の奇跡」は、国民すべてが協力の絆を結んだ結果にほかならない。これを得難い教訓として、今後訪れるであろう、第2波、第3波の感染拡大についても、経済界と行政、国と地方、都道府県と市町村そして何よりも国民が心をつなげて対処することで、必ずや克服できると確信する。我々47人の知事は、地方の現場を預かる者として、住民の命と生活、そして地域の経済と雇用、かけがえのないふるさとを守り、この国を再生する先陣を果たす覚悟で新たな時代を切り拓いていくことをここに宣言する。

令和2年6月4日

全 国 知 事 会

今後の新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る主な全国知事会議での意見

令和2年6月19日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

- ・社会経済活動の段階的引上げのタイミング等、今後も機会を捉えて全国知事会との協議を行うとともに、全国知事会が設置する感染拡大防止対策の検証・立案を行う「新型コロナウイルス対策検証・戦略ワーキングチーム」にご協力いただくこと。
- ・検査結果が判明するまで入国者を空港周辺に留め置くなど水際対策を強化するとともに、入国者の情報を都道府県へ提供すること。
- ・コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関に加え、受診控えもあり地域医療を担う多くの医療機関の経営が厳しくなっており、次の感染の波に備えるためにも継続的な支援を行うこと。
- ・保健所の積極的疫学調査への協力拒否や、施設の使用制限等の要請・指示に従わない場合の罰則適用等、法制度も含め実効性を担保する措置を講ずること。

全国知事会議（6月4日）における各都道府県知事の意見

1. 今般の新型コロナウイルス感染症対策の検証について

- ・地域の感染ルートやクラスターが発生した施設について、その情報や教訓を共有し、次の感染の波に備えることが重要
- ・特に、院内感染や介護、障がい者施設における施設内感染を防ぐための対策を共有し、発生防止に全力を注ぐ必要
- ・これまでの経験を踏まえ、改めて各都道府県において確保すべき病床数や宿泊療養施設の部屋数を設定する必要
- ・夜の街や職場や家庭内での感染など、感染リスクの高い行動を明確にし、特措法に基づく外出自粛や施設の使用停止等の要請について、感染リスクに応じた必要な範囲を改めて検討する必要
- ・検査体制や医療提供体制について、都市部と地方部などのカテゴリーに応じた対策のアプローチを検討する必要。

2. 次の感染の波に向けた対応について

- ・水際対策の強化及び入国者の行動歴やクルーズ船の船内情報等を都道府県と情報共有する仕組みが必要
- ・PCR検査や抗原検査等について、地方部における民間検査機関の活用も含め、検査体制の充実が必要
- ・保健所の積極的疫学調査について、実効性担保のための法的な枠組みや情報公開のルールづくりが必要
- ・患者情報等について、都道府県と政令指定都市や中核市、保健所設置市との情報共有の仕組みが必要
- ・必要な検査及び医療提供を行うための医療用資機材について、国内での安定的な生産・供給体制の整備と十分な備蓄が必要
- ・コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関をはじめ、受診控えもあり地域医療を担う多くの医療機関の経営が厳しくなっており、次の感染の波に備えるためにも継続的な支援が必要
- ・地域の中核的な病院の機能強化を図るためにも、医師偏在対策を進める必要
- ・休業要請の実効性を担保するため、罰則も含め特措法上の手当が必要
- ・感染拡大を防止するための広域的な移動の抑制について、旅館・ホテル等への休業要請も含め、対策が必要
- ・介護、障がい者施設等で感染が発生した場合の職員の応援体制を構築する必要

新型コロナウイルス対策の検証について

これまでの感染拡大防止対策を検証し、次の感染拡大の波に備える有効な検査体制・医療提供体制を構築するため、全国知事会の「新型コロナウイルス緊急対策本部」にワーキングチームを設置し、各都道府県の取組を全国で共有するとともに、今後の取組を検討する。

【検討項目】

- ① 地域の感染ルートやクラスター発生施設の事例収集・分析
- ② 保健所の体制（相談・疫学調査等の体制強化、都道府県と設置市の連携・情報共有等）
- ③ PCR検査や抗原検査・抗体検査の体制構築
- ④ 病床・宿泊療養施設や医療従事者・医療物資の確保・運用、医療従事者への支援、オンライン診療も含めた医療提供体制の確保及び新型コロナウイルス感染症診療を行っていない医療機関も含めた経営支援
- ⑤ 高齢者や障がい者の入所施設等における感染防止策及びクラスター発生時の応援体制
- ⑥ 都道府県間の広域連携や市町村等他機関との連携
- ⑦ 特措法に基づく外出自粛・休業要請等の運用基準や法的な枠組みのあり方
- ⑧ 水際対策をはじめとした国と連携した対策の展開
- ⑨ 業種別ガイドラインの定着・運用をはじめとした新しい生活様式
- ⑩ 健康づくり、地域包括ケアシステム、生活困窮者対策、避難所における感染予防など新型コロナウイルス感染症を前提にした医療・保健・福祉施策のあり方

※各項目については、WT内にクラスター発生県などの担当職員（部局長クラスを想定）による幹事会を設置し、事務方での検討を重ねたうえでWTへ報告。

※幹事会には、アドバイザーとして日本医師会釜谷常任理事、オブザーバーとして内閣官房及び厚労省の参加を依頼。

【スケジュール予定】

6月12日	第1回WT会議 ・今後の進め方、論点について
6月下旬	第2回WT会議 ・論点に対する事例の収集・分析について、出席者からの事例紹介・意見交換
8月上旬	第3回WT会議 ・論点に対する事例の収集・分析について、出席者からの事例紹介・意見交換 ・取りまとめ（案）について
8月中	報告書取りまとめ

※幹事会を設置し、WT配布資料の作成等について検討を行う。

学びの保障と秋季入学の導入に関する提言

新型コロナウイルス感染症の影響で休校が長期にわたっている状況は、特に低学年の子どもたちを中心に、基礎的な能力の習熟や維持を図るため適宜練習の機会を設けることが必要な教科等への影響などにより、子どもたちの学力低下や格差を助長する可能性が高く、必要な対策を早急に検討することが必要である。

一方、秋季入学に関しては、グローバル社会に対応した教育の変革を進める観点等からも重要な課題であるため、全国知事会として、これまで政府に国民的な骨太の議論を行うことを求めてきたところであるが、新型コロナウイルス感染症による影響や今後の見通しは常に変化しており、現時点では、全国で緊急事態宣言が解除され、学校が再開していく中で、夏季休業期間の短縮等で必要な教育機会を確保することが可能との意見が学校現場では多くなっている。また、教育の国際化のためには、入学時期も一つの要素であるものの、留学のための奨学金充実など他の要素が重要との指摘も多い。

こうした状況に鑑み、政府に対し、以下の点について対応を求める。

1 新型コロナウイルス感染症影響下における学びの保障について

(1) 入試や今年度の教育カリキュラムの在り方

長期にわたる学校の臨時休業などの影響を受けている子どもたちのため、大学入試日程等今後の学びのスケジュールを早期に確定するとともに、夏季休業期間の短縮や土日の補習等に取り組む学校に対する必要な支援を行うこと。

また、教育課程の編成に関して、各学校の参考となる具体的なモデルを示すこと。

(2) 教育の情報化

今後更なる一斉臨時休業や災害時等にあっても学びを保障できるよう、また、ビッグデータの活用により、教育の質の向上を図ることができるよう、小・中学校のみならず高等学校等も含め、ICTを活用した家庭等での学習環境整備を進めるなど徹底した教育の情報化を進

めること。

また、その財源についても実効性ある支援を行うこと。

2 秋季入学の導入等について

(1) 秋季入学の検討継続

本格的な秋季入学の導入は、教育のみならず社会・経済等の大きな変革につながりうるものであり、今回、国民的な議論を行う土壌ができたことから、グローバル化に対応した教育や学びの個別最適化を進めるといふ目的のもとで、実践的な英語教育や単位互換の推進、奨学金の充実などとあわせて、各界各層を交えた丁寧な検討を進め、その結論を得ること。

(2) 大学について

大学については、新型コロナウイルス感染症が、総合型選抜・学校推薦型選抜等にも影響を与えていること、4月入学と9月入学との併用等の形で既に秋季入学が行われていることなどから、秋季入学の拡大について、政府として検討すること。

また、そのために必要となる入試時期の変更等、大学が行う取組について政府として積極的に支援すること。

あわせて、秋季入学の拡大に伴う就職・採用時期の柔軟化等についても一層の推進を検討すること。

(3) 高等学校について

高等学校においては、大学が講じる取組とあわせて、修得主義の考え方をより重視し、標準授業時数や1単位あたりの授業時数、修学年限などの柔軟化により、学習期間の弾力化や学びの個別最適化を推進すること。

令和2年6月4日

全国知事会

子どもたち一人ひとりの学びを支える e-ラーニングの推進に関する提言

変化の激しい予測困難な時代にあって、これからの子どもたちには、変化に翻弄されず、変化に取り残されず、自らの未来を切り拓いていく力と勇気、さらには、社会の担い手として主体的に社会と関わり、仲間と協働して「新たな社会を創造する力」が求められている。

新学習指導要領においては、情報活用能力が、従来必要とされていた言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられた。

今後、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用に必要な環境を整え、教師が子どもたち一人ひとりの反応を即時に把握しながら双方向で授業を進めるなど、学習活動においてICTを活用することが不可欠である。

また、今般の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、学校の臨時休業や児童生徒の出席停止措置が必要となる場合に備え、自宅等での学習環境を速やかに整える必要がある。

こうしたことから、子どもたち一人ひとりの学びを支えるe-ラーニングによる先進的・先端的取組を推進するため、次の事項を提言する。

1 ICT 環境の整備

国と地方が一体となって進めているGIGAスクール構想の早期実現に向け、校内通信ネットワーク整備に係る財源措置を十分に講じるとともに、国の主導により、児童生徒1人1台端末等の整備計画の前倒しに伴う端末の確保等を行うこと。

また、相談窓口の継続設置及び端末等導入後のランニングコスト、通信料、更新費用、有償ソフトウェアの購入等について、過度な負担が生じることがないように必要な財源を確保すること。

あわせて、遠隔授業による習熟度別授業等の増加に対応した職員の加配やICT支援員、代替非常勤講師の配置等についても必要な財源を確保すること。

2 教育クラウドプラットフォームの整備

児童生徒が、デジタル教材等を広く共有しながら、校内、校外、家庭など、どこでも円滑に学習できるよう、多種多様なコンテンツが利用可能で、低コストである教育クラウドプラットフォームを整備し、全国統一的に利用できるようにすること。

3 自宅等での学習の支援について

新型コロナウイルス感染症対策のため、やむを得ず登校できない児童生徒に対し、教育クラウドサービスや遠隔教育システム等ICTを活用した学習支援が行えるよう、自宅にインターネット環境のない児童生徒に対する端末の貸付支援、学校側がリアルタイムで双方向型の授業が実施できる遠隔教育用システムの提供等を行うこと。

また、家庭学習に係る通信費の値下げを国が業界団体に働きかけるとともに、通信費に対する補助を行うこと。

さらに、自宅等で学習する児童生徒に対し、e-ラーニングを含め適切な学習指導を実施した場合における学習評価の在り方について、制度的な検討を行うこと。

令和2年6月4日

全国知事会

新たな時代の産業の振興と基盤の維持に向けて

我が国では、かつて経験したことがない超高齢化、少子化に伴う生産年齢人口の減少が加速度的に進んでおり、ピーク時の1997年と比較すると、既に約1,000万人の生産年齢人口が減少し、2050年にはさらに2,000万人以上が減少すると予測され、また、時間当たりの労働生産性はG7諸国で最低水準となっている。このような労働力の確保や労働生産性の向上といった課題に加え、新型コロナウイルス感染症に伴う飲食業やサービス業などの売上激減や、サプライチェーンの寸断及びグローバルな需要減退による販売や生産の落ち込み、さらには、米中貿易摩擦、英国のEUからの離脱など海外発の下方リスクなど、地域経済を取り巻く環境は一段と厳しさを増している状況である。

しかし、こうした社会・経済環境の大きな変化は、既成概念にとらわれず「ピンチをチャンスに変える」機会でもある。新型コロナウイルス感染症対策に伴いオンライン授業やテレワークなどの取組が大きく進み、オンライン診療などの規制緩和が進む一方で、組織に所属せずプロジェクトごとにメンバーが集まるなど雇用関係によらない働き方や店舗のバーチャル化など地理的制約を超えた新しいビジネスモデルが生まれてきている。これらを好機ととらえ、デジタル技術がもたらす効率化や利便性向上に対する認識を広めるとともに、デジタルトランスフォーメーションを加速化させ、生産性の向上・新たな付加価値の創出を図ることで、日本の国際競争力を維持し、持続可能な社会を実現していかなければならない。

そして、地方の持つ様々な特徴や強みと多様な人材・資源によりイノベーションを創出すること、加えてそれぞれの実情に応じた「攻め」の産業振興や地域を支えてきた経済基盤の維持・確保に取り組んでいく必要もある。

国は地方の集合体であり、地方が元気になることが、日本国全体の繁栄につながるものであり、国と地方がそれぞれの責任を共有し、地方創生の実現を目指し、未来へ進んでいくため、国において次のとおり措置を求める。

1 デジタルトランスフォーメーションが切り拓く未来

(1) 第四次産業革命がもたらす先端技術による地域産業の高度化

持続可能な社会を実現していくためには、農林水産業、商工業をはじめ、あらゆる産業分野において、AI・IoT等のデジタル技術やデータを最大限活用し、省力化や新たなサービス・付加価値の創出による生産性向上・国際競争力強化を実現し、労働力不足の解決や地域活力の維持・向上を図っていく必要がある。

このため、中小企業・小規模事業者や農林漁業者がデジタル技術等を導入する意識付けやスムーズな導入ができるよう、DX推進ガイドライン等による情報発信や、人的・財政的な支援の強化を図ること。また、地方において

不足している技術者の確保のため、企業が必要とする人材のマッチングなど確保対策の充実・強化も行うこと。

併せて、デジタル技術を活用し、社会の在り方を根本から変えるような都市設計が急速に進展する中で、世界に先駆けて未来の生活を先行実現するためのスーパーシティ構想や、イノベーションが世界中で予測困難なスピードと経路で進化するに当たっての試行錯誤を許容する地域型の規制サンドボックス制度を早期に実現すること。

(2) デジタル社会を担う人材育成等の推進

デジタル技術の恩恵を誰もが享受できる社会の実現には、デジタル技術やデータ分析、サイバーセキュリティ等に精通した人材、デジタル技術を活用して革新的サービスやソリューションを創出できる人材等が必要であり、また、誰もが積極的にデジタル技術やデータを活用できるようリテラシーを高めることも重要である。

このため、引き続き、こうした人材の育成、リテラシー教育を重要政策に位置づけ、EdTechコンテンツやSTEAM学習等により、学童期からデジタル技術に親しみ、活用する機会を創出するとともに、AIやプログラミングなどについて「専門性の民主化」を進め、バックグラウンドに関わらず多様な人材が専門知識・技術を身に付けることができるよう人材育成の環境整備を促進すること。また、地方において不足しているマネジメント層やエンジニア等を地方で確保しやすい仕組みを創設すること。

(3) 地域課題解決に向けた基盤整備

5G等のデジタル技術は、人口減少が進む中山間地域や離島地域などの条件不利地域においてこそ、医療、教育、農林水産業、働き方改革、モビリティなど様々な分野の地域課題解決の大きな手段となるものであり、これらの地域で恩恵を享受できるよう、光ファイバ網や5G等のデジタル社会を支える情報通信インフラの確保は必要不可欠である。

このため、光ファイバ網の未整備地域の早期解消、公設光ファイバ網の維持管理・更新への支援の充実、都市部のみならず、条件不利地域を含む地方における、通信事業者による5Gの早期整備を促進すること。

また、光ファイバなどのブロードバンド及び5Gをユニバーサルサービスの対象とするよう制度の見直しを図ること。

(4) スマート農業の推進

農業従事者の高齢化の進行、担い手の減少等により労働力不足が顕在化する中、一層の省力化や生産性、収益力の向上を実現するスマート農業の技術開発及び現場実装の加速化が必要である。

このため、導入コストに見合う適応可能な経営規模等の条件の明確化をしつつ、幅広い品目・地域に対応する技術開発・実証を更に進めるために、スマート農業実証プロジェクトの支援を継続するとともに、現場でスマート農業の普及を担う人材の育成や機械等導入への支援を強力に進めること。

また、活用が進むドローンで使用可能な登録農薬の拡大推進を始め、スマート農業に適したほ場整備や、通信基地設置への支援などの環境整備を進めるとともに、遠隔操作ロボット農機の利用を早期に実現させること。

2 地域経済の好循環に向けた「攻め」の産業振興

(1) 農林水産業の成長産業化

多様化する国内外の需要に対応しつつ、他業種との連携や新技術の活用を進めようとする経営感覚に優れた人材等の育成・確保に係る地方の取組に対する支援や6次産業化の推進に係る国庫補助を拡充すること。

また、大規模化・高付加価値化による所得の向上と成長産業化に向けて、経営感覚に優れた人材に対する農地や農業用施設などの経営基盤の集積・集約化を推進し、林業や水産業の体質強化に資する基盤整備への財政措置を充実させるとともに、農林水産物のブランド価値を高める取組を推進すること。

併せて、農業分野における多様な労働力の確保や障害者の就労、生きがい等の場を創出するため、「農福連携等推進ビジョン」に定める目標の達成に向けた取組を推進すること。

(2) 対日直接投資の更なる促進

我が国の持続的な成長を実現するには、優れた技術や人材・資金等を世界から受け入れるなど対日直接投資を促進させ、イノベーションにより新たな産業を創出することが不可欠である。

このため、日本に関心を持つ海外の企業の情報を自治体等へ切れ目なくつなぐシステムを構築するため、外国企業と中小企業とのマッチング、投資案件の発掘、人材あっせん等の機能を担う各地の日本貿易振興機構（JETRO）の機能強化を図ること。さらに、日本に進出する企業への財政支援措置など、地方と一体となった支援を推進すること。

(3) 中小企業等の海外展開の拡大

人口減少で国内市場が縮小していく中、新興国の急速な経済成長に伴う需要の拡大は我が国の中小企業等にとって追い風となっており、積極的に海外需要を取り込んで成長につなげていく必要がある。

このため、有望な技術や商品等を有する中小企業・小規模企業者の海外進出や輸出促進、海外企業等とのマッチングやサプライチェーンの多元化に対する支援策を充実・強化すること。

(4) 農林水産物・食品の輸出力の強化

検疫面での相手先国の輸入規制の緩和に向けた国家間交渉の推進、G L O B A L G . A . P . 等の国際的な認証取得の推進、ハラールなど海外の多様なニーズに対応した食品の販路拡大などへの支援を行うこと。また、輸出先国・地域の規制やニーズに対応した生産に向けた課題解決に取り組む産地への支援を拡充すること。

さらに、世界的な日本食の浸透と合わせて、マーケット拡大の潜在的な可能性が高い日本酒や梅酒・焼酎等の日本産酒類について、ワインやウイスキー等と差別化した魅力や楽しみ方、適切な保管方法などを外国人に啓発し、海外での認知度向上やブランド化を進めること。

(5) 新たな働き方改革に向けた取組の推進

働き方改革関連法により、中小企業においても、本年4月から時間外労働の上限規制が適用され、来年4月からは、同一労働同一賃金が適用されることとなっており、国も「働き方改革推進支援センター」を設置し、さらにプッシュ型の支援など、きめ細かな相談を実施している。一方で、中小企業における働き方改革を進めるため、地方自治体と十分な連携を図りつつ、法改正適用後の中小企業の状況を的確にとらえた上で、各種支援策の企業のニーズに沿った柔軟な運用やより一層の支援強化を図ること。

また、時間や場所にとらわれず個々の能力を発揮できる働き方の実現や、この度の新型コロナウイルス感染症拡大などの危機事案発生時における企業の事業継続対策としても有効なテレワークやオンライン会議、さらに、オフィスの分散やサテライトオフィスの導入を促進するなど、働き方改革に向けた取組を一層推進すること。

(6) 雇用関係によらない働き方に向けた環境整備について

第四次産業革命の進展により、仕事は従来の「企業単位」から「プロジェクト単位」に変化しつつある一方で、今回の新型コロナウイルス感染に伴いフリーランスなど企業や組織に属さない働き手に対する支援拡充の必要性が明らかになった。

今後もこうしたフリーランスなど企業や組織に属さない働き手の増加が見込まれることから、新しい教育・人材政策、労働市場、雇用制度の変革が不可欠であり、円滑に働くことができるよう必要な労働法制や社会保障制度などの環境整備の在り方を検討すること。

(7) 産業競争力強化のための研究開発への投資拡大・産学連携の推進

産業競争力強化のためには、大学等の研究機関の強みを生かした研究開発力の強化や、企業と大学等の連携によるオープン・イノベーションを通じた付加価値や新たなイノベーションの創出を進めていく必要がある。

そのため、企業と大学等の壁を越えて、卓越した人材が活躍できるクロスアポイントメント制度や教員へのインセンティブ制度の導入など、企業と大学等が長期的な関係を構築し、スピード感を持って技術の社会実装を達成することができる仕組みを構築すること。

併せて、近年、我が国の研究力に係る国際的地位が低下していることに鑑み、政府研究開発投資の拡充をはじめとする産業競争力の強化に向けた取組を推進すること。

3 地域経済の基盤の維持・確保

(1) 中小企業・小規模事業者に対する事業承継支援

①中小企業等の事業承継の促進に向けて

日本経済の待ったなしの課題である事業承継の円滑化のため、事業承継ネットワーク構成員等が連携し、効果的・効率的な支援に取り組むことができるよう、引き続き財政支援の拡充を図るとともに、各地域の構成員等の取組を一元的に情報提供する仕組みの構築や、全国的なメディアを活用した広報により、事業承継に対するマイナスイメージの払拭を図ること。

また、令和3年度から統合が予定されている事業引継ぎ支援センターと事業承継ネットワーク事務局については、全国一律で統合を求めるのではなく、各地域の実情に合わせた対応を可能とすること。

事業承継税制については、引き続き、手続きの簡素化や、持ち株会社を含め、様々な経営体制の実態に即した税の負担軽減措置の対象要件の緩和を図るなど、より一層の利用促進に向けた取組を実施すること。その際、自治体の審査事務の簡素化も図ること。

②多様な事業承継の促進に向けて

第三者承継を推進するため、全国の事業引継ぎ支援センターのデータベース開放による利用拡大や、後継者の有力な受け皿となりうる起業家と後継者不在企業とのマッチングを推進するとともに、第三者承継に係る税制優遇策を早期に導入すること。

また、後継経営者による新たな価値を生み出す取組を円滑に推進していくため、ベンチャー型事業承継の機運醸成から事業化の検討・実践まで、アトツギベンチャーの成長段階に応じた支援の充実を図ること。

(2) 農林水産物等の風評被害対策の強化

原子力災害により国内外に生じている広範な風評を完全に払拭するため、風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略に基づき、正確かつ効果的な情報発信と安全性の普及啓発を強化すること。諸外国による食品等への輸入規制については、科学的な根拠に基づいた正確な情報発信を強化し、早期撤廃を実現すること。

農林水産物や加工食品、工業製品等の放射性物質検査などの国による体制強化や支援の充実を図るとともに、地方公共団体、事業者等が実施する観光誘客事業や販路回復・拡大、販売促進に向けた取組等の風評被害対策事業に対する支援を強化すること。

根拠のない風評によって住民生活と経済活動への悪影響や人権侵害が生じることのないよう普及啓発を継続的に実施すること。

(3) 農林水産業の復旧・復興の加速化、防災減災対策のための基盤強化

台風、豪雨や土砂災害などの激甚化する自然災害により、被災した農林漁業者の早期事業再開を実現するため、農地や農林業用施設や農業用ハウス、定置網等農漁業の生産施設、漁港施設の復旧・補強などが迅速に進められるよう、災害復旧事業をはじめとする支援制度の改善を含め、万全な措置を講じること。

また、ため池などの農業水利施設や治山・林道施設、漁港施設などの補強、老朽化対策、大規模自然災害の頻発化に伴い増大する施設の維持管理の負担軽減、適切な管理を通じた長寿命化対策、農業用ダムの洪水調整機能の強化や水産物の生産・流通機能の確保対策など防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の取組を進め、緊急対策終了後も同様の対策に係る予算確保や地方財政措置を継続すること。

(4) 活力ある農山漁村の実現

持続的な農山漁村の発展のため、地域ぐるみによる農地の保全の取組、地方が行う森林や漁村の多面的機能の発揮に対する支援を着実に進めること。

また、地域の人口減少に伴い拡大する荒廃農地及び鳥獣被害に対する、国の財政的支援を充実させること。

さらに、安定した農林水産業経営の確立に向け、経営所得安定対策の効果的かつ円滑な実施、漁業経営安定対策の拡充及び資金繰り円滑化支援の充実、水産資源の維持増大を図ること。

令和2年6月4日

全 国 知 事 会

「Go To キャンペーン」の実効性ある取組に向けた緊急提言

新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組については、5月25日に緊急事態宣言が解除され、6月19日からは都道府県をまたいだ移動の自粛も緩和されたところである。

今後、国民一人一人が安心感をもって日常生活を送るためには、「感染予防」と「社会経済活動の再開」の両立が不可欠である。そのためには、雇用の維持と事業の継続を最優先に取り組むとともに、甚大な影響を受けている観光・飲食業やイベント・エンターテインメント業などの需要喚起を図っていかなければならない。

日本全体の繁栄には、地方が元気になることが必要である。地方においては先行して独自の取組を進めているところもあるが、国と地方が一体となって国内の需要喚起に取り組み、日本国内における人の流れと街のにぎわいを創り出し、地域を再活性化させなければならない。

については、次の項目を踏まえ、「Go To キャンペーン」が地域経済回復に大きな効果を生み出すよう、実効性ある取組となることを求める。

1. Go To Travel について

- (1) ホテル、旅館、交通機関、旅行業などの民間事業者、国民などの消費者、地方公共団体等が十分な準備や計画を行うことができるよう、制度の詳細を速やかに示すとともに、十分な周知を行うこと。特に、地域共通クーポン加盟店の参加・登録の呼び掛けや申請手続きなど、地方の負担も相当見込まれることから、早急にスキームを明確にし、説明会等を実施すること。
- (2) 観光需要や地域経済の回復を目的に、多くの地方公共団体が独自に宿泊料割引などの事業に取り組んでおり、「Go To Travel」の実施に当たっては、地方の取組との併用を可能とするなど、相乗効果を発揮できるよう、実施時期や内容、方法の詳細検討を行うこと。
- (3) 特定の宿泊施設・観光地・地域又は特定の時期に、その効果が偏ることがなく、全国に事業の効果が波及し、観光誘客が進展するよう、地方ブロック又は都道府県ごとに着地ベースの予算枠を設けることや平日割の導入などによる利用時期の分散を図ること。また、大手旅行業者のみならず地方の中小の宿泊施設、旅行業者も十分に利用されるよう実施方法や広報について配慮すること。
- (4) 観光など地域経済が持続的に維持・回復できるよう、夏や秋で終了するこ

となく、予算が不足する場合は予備費を活用するなど、事業期間満了まで継続的な需要喚起を図るよう支援すること。

- (5) 宿泊施設については、簡易宿所や民泊も対象とし、インターネット環境のない施設への支援も行うこと。また、地域共通クーポンの利用対象については、地方の裁量により登録できるよう対象範囲を広くし、地域ごとに利用可能施設一覧を作成するなど、観光客の利便性向上も図るとともに、加盟店の人的・財政的負担を最小限とすること。
- (6) 「Go To Travel」は、対象事業者の範囲が非常に広く、多くの問い合わせが想定されるため、申請手続き等を可能な限り簡素化するとともに、複数のコールセンター設置や都道府県ごとの担当スタッフの配置など十分なサポート体制を整えること。また、業者への支払い等の精算業務も速やかに実施できるよう万全な事務局の体制を構築すること。

2. Go To Eat について

- (1) 飲食店が十分な計画や準備を行うことができるよう、制度の詳細を速やかに示すとともに、国民が分かりやすいようHPなどで十分な周知を行うこと。
- (2) 生産や出荷が落ち込んでいる農林水産事業者を支援するため、国内の農林水産物、加工食品を消費する仕組みとすること。また、地産地消を推進する飲食店については、ポイントを上乘せするなどの工夫をすること。
- (3) キャンペーン開始までに、登録を希望する飲食店が登録できるように支援するとともに、キャンペーン期間中のフォロー体制を整えること。また、オンライン予約サイトの登録料やシステム運用等が飲食店の負担とならないように配慮し、利用されたポイントや食事券の換金は、速やかに実施されるようにすること。
- (4) オンライン予約に限定することなく、電話による予約や、デリバリー又はテイクアウトに対してもポイントを付与し、食事券の利用が可能な制度とすること。
- (5) 地域における需要が回復できるよう、予算が不足する場合は予備費を活用するなど、事業期間満了まで継続的に支援すること。
- (6) 飲食業の需要喚起や農林水産物の販売促進を目的に、地方公共団体が独自に取り組んでいる事業と連携し、相乗効果を発揮できるよう、実施時期を検討するとともに、他のクーポンと併用できるような制度とすること。

3. Go To Event について

- (1) 地域で開催されている音楽・文化・芸術・スポーツ・伝統芸能などのイベントも支援の対象とするような制度にするとともに、関係者が必要な準備ができるよう、制度の詳細を速やかに示すこと。また、国民が分かりやすいようHPなどで十分な周知を行うこと。
- (2) 大手のチケット販売業者だけが恩恵を受けることのないよう、地域のチケット販売業者も対象とするとともに、当日販売券も対象とすること。また、入場料が発生しないイベントについても、イベント会場内で使用できるクーポンを付与するなど、国内のあらゆるイベント・エンターテインメントの需要が喚起される制度とすること。さらに、チケット販売事業者を経由せず、主催者が販売するチケットについても、支援の対象とすること。
- (3) 屋内イベントの開催に際して、8月1日以降も収容定員の50%以内とする方針については、AIやスーパーコンピューターなど最新の知見を活用し、より適切な方針となるよう適宜見直しを行うこと。

4. Go To 商店街について

- (1) 地域の現状や要望に対応し、やる気のある商店街や商工団体等がイベント等の企画構想段階から支援を受けられる実効性のある制度にするとともに、制度の詳細は速やかに公表すること。また、十分な広報を行い、支援を希望する商店街等が参加できるようにすること。なお、商店街等がしっかり準備できるよう、余裕のあるスケジュール設定をすること。
- (2) 小規模な商店街など支援手続きに不慣れなことも想定されるため、申請手続き等を可能な限り簡素化し、事務局に十分なサポート体制を構築すること。
- (3) 支援にあたっては、概算払いを可能とし、可能な限り商店街等に負担が生じないように、支援上限額を拡充するなどの十分な財政支援を行うこと。

令和2年6月29日

全国知事会 会長
徳島県知事 飯泉 嘉門
全国知事会 国土交通常任委員会委員長
大分県知事 広瀬 勝貞
全国知事会 農林商工常任委員会委員長
広島県知事 湯崎 英彦

新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言

去る5月25日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全面的に解除され、学校においては概ね授業が再開されているところである。一方、公立小・中学校の普通教室の平均面積は64㎡であり、現在の40人学級では、感染症予防のために児童・生徒間の十分な距離を確保することが困難であることから、その対応が学校現場において大きな課題となっている。こうした実情を踏まえて、今後予想される感染症の再拡大時にあっても必要な教育活動を継続して、子どもたちの学びを保障するためには、少人数学級により児童・生徒間の十分な距離を保つことができるよう教員の確保が是非とも必要である。

また、学校の臨時休業等の緊急時においてもオンライン学習ができる環境を充実させ、新しい時代の学びを支える環境を整備することが必要である。ハード整備が先行して進む「GIGAスクール構想」において、最適な学びを実現するためには、少人数によるきめ細やかな指導体制が必要であり、学習用ソフトウェアを含む端末・ネットワーク環境の改善及びそれらを有効活用するためのICT教育人材の配置の充実が必要である。

こうしたことから、国におかれては、

- (1) 少人数編制を可能とする教員の確保
- (2) GIGAスクールサポーター等のICT教育人材の配置充実
- (3) 更新費用やランニングコスト等も含めたICT環境整備に必要な財政措置の拡充

など、学校教育環境の整備を早急に図ることを強く要望する。

令和2年7月2日

全国知事会会長 飯泉 嘉門
全国市長会会長 立谷 秀清
全国町村会会長 荒木 泰臣

「新型コロナウイルス感染症を踏まえた関西の元気回復に向けて(仮)」 の検討について

令和2年7月4日
本部事務局

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、緊急事態宣言が発出され、外出自粛の要請、飲食店等の営業自粛要請、海外との出入国制限などにより、様々な業種において生産・販売が落ち込むなど、関西にも極めて深刻な影響を与えた。

このような状況の中、感染拡大により大きな影響を受けた関西の社会経済活動の元気回復を目指して、経済の早期回復、観光・誘客の段階的促進、第2波、第3波への備え、5Gなどの情報通信基盤整備、東京一極集中の是正などに向け、広域連合、構成府県市が一丸となって対策に取り組んでいく。

2 基本的視点

- ① 経済の再生・社会生活再建のための取組
- ② 観光・誘客の段階的促進
- ③ 第2波、第3波に備えた取組
- ④ 5Gなどの情報通信基盤整備とこれを活かした社会の構築
- ⑤ 東京一極集中の是正、分権型社会の体制構築

3 取組の骨子(案)

別紙のとおり

4 スケジュール

6月22日	広域計画等推進委員会	意見聴取
7月4日	広域連合委員会	検討概要の協議
7月22日	広域連合委員会	「取組」(案)の協議
	関経連、市町村との意見交換会	「取組」(案)の説明
8月27日	広域連合委員会	「取組」の確定

「新型コロナウイルス感染症を踏まえた関西の元気回復に向けて(仮)」 骨子(案)

第1 はじめに

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けた関西の社会経済活動の元気回復を目指して、経済の早期回復、観光・誘客の段階的促進、第2波、第3波への備え、5Gなどの情報通信基盤整備、東京一極集中の是正などに向け、関西広域連合と構成府県市が一丸となって取り組む。

第2 これまでの取組

〔令和2年1月28日に「新型コロナウイルス感染症対策準備室」を設置以降、現在までの取組と成果を記載。〕

第3 関西の元気回復に向けた取組

I. 基本的視点

- 1 経済の再生・社会生活再建のための取組
感染拡大により大きな影響を受けた関西経済の再生、社会生活の再建、「新しい生活様式」を定着させるための取組
- 2 観光・誘客の段階的促進
関西圏域内観光の需要喚起をまず行いながら、次の段階として、国内各地からの誘客を促進し、海外からのインバウンド回復に向け、受入体制の整備や魅力ある観光地づくりに向けた取組
- 3 第2波、第3波に備えた取組
新型コロナウイルス感染症と共存しながら、社会経済活動を再開させ、着実な回復を図るため、感染の第2波、第3波に備えた医療提供体制の充実を図る取組。
- 4 5Gなどの情報通信基盤整備とこれを活かした社会の構築
人工知能、ビッグデータ、IoTなどの技術革新によるSociety5.0時代への対応に不可欠な5Gなどの情報通信基盤整備とこれを活かした新しい社会経済活動の促進など、国民が地方にしながら活躍できるデジタル化の推進に向けた取組。
- 5 東京一極集中の是正、分権型社会の体制構築
新型コロナウイルス感染症により改めて脆弱性が認識された東京一極集中を是正するとともに、非常時に柔軟・迅速な対応ができるよう、より住民に近い立場で権限を行使できる体制構築に向けた取組。

II. 元気回復に向けた取組

元気回復に向けた取組について、分野ごとに課題と対応（広域連合）（構成団体）別に記載。

1. 広域事務

○広域防災

（課題）

- ・自然災害と感染症との複合災害への備えが必要
- ・新しい生活様式を府県民に早期に定着させることが必要 等

（対応）

- ・複合災害を見据え、避難所等での対応や相互応援体制の構築
- ・大規模災害に備えた「防災庁」の創設推進
- ・新しい生活様式の早期かつ確実な定着に向けた普及啓発 等

○観光振興

（課題）

- ・インバウンドの激減、外出自粛要請による国内旅行者の減少により、観光業が大きな影響を受けたことから、まずは国内観光の支援、そして将来的にはインバウンドが戻ってくるまでを見据えた対応が必要 等

（対応）

- ・国内観光客に関西全体を周遊してもらえよう各地域の魅力の発信
- ・インバウンドの回復に向け、国や経済界等と連携し、海外観光プロモーションなどの実施
- ・デジタルを中心とした観光プロモーションの展開やWebによる情報発信 等

○文化振興

（課題）

- ・博物館、美術館等の文化施設は休館を余儀なくされ、芸術活動も自粛するなどしたことから、今後の再開や活動継続を図ることが必要 等

（対応）

- ・文化施設が賑わいを取り戻せるよう、関西の文化施設ネットワークを活用し誘客施策を実施
- ・人が集まらない形式での実演芸術活動の発表の場を提供するなどによる関西文化のPR 等

○スポーツ振興

（課題）

- ・競技や観戦を通じて感染拡大が生じる可能性があることから、スポーツイベント等が中止・延期となり、また、不要・不急の外出を自粛したため、運動ができる機会を確保することが必要 等

（対応）

- ・ウォーキングを楽しく継続できるように、構成府縣市等が作製しているウォーキングコースの利用やウォーキングイベント等への参加について府県域を越えて促し、ウォーキングをとおして健康習慣の促進と域内交流を図る取組の実施

- ・「関西広域サイクリングルート」を活用し、ルートを整備充実させ、ルート上の地域振興事業と連携（相互PR等）等

○産業振興

（課題）

- ・新しい生活様式への転換や新型コロナウイルス感染症との共存を見据えた、関西経済の活性化対策や社会経済活動の維持・強化に向けた取り組みが必要等

（対応）

- ・ウィズコロナ時代のビジネス戦略セミナーや、首都圏等での地域魅力プロモーションのオンライン実施
- ・海外プロモーションについては、渡航制限等を勘案し、ネットワークや拠点等を有する現地事業者との連携により実施
- ・「感染症対策」や「新たな生活様式への転換」を主要テーマとした展示会出展等

○農林水産業振興

（課題）

- ・外出自粛で外食の機会が減少したこと等により、牛肉や水産物などに影響が出ており、販売機会の創出が必要。また、海外渡航制限等により販路開拓・販売促進活動に支障をきたしており、海外輸出についての最新情報の把握が必要等

（対応）

- ・企業の社員食堂等において、域内の特産物を使った料理の提供や販売促進イベントを実施
- ・コロナ禍の中でも越境ECや輸出に取り組んでいる優良事例を収集・共有化等

○広域医療

（課題）

- ・構成府県市のみでは対応できない場合に備え、関西圏域において効率的・効果的に医療を提供する体制の構築が必要。また、第二波、第三波に備え、各構成府県市におけるこれまでの経験の共有化が必要等

（対応）

- ・医療資機材や医療専門人材の広域的な融通調整、検査の広域連携及び広域的な患者受入体制の連携について、各構成府県市との調整・実施
- ・各地方衛生研究所の検査体制、能力等や民間検査機関の活用等について情報共有を行うとともに、ワクチンの治験など関西ならではの取組を推進
- ・検査体制や医療提供体制、医療資機材の確保など、第一波での課題や対応等について現在既に調査中であり、早急に取りまとめ、改善策を洗い出し、第二波に備えて各府県市の体制が取れるよう、それぞれの取組を促進等

○広域環境保全

(課題)

- ・感染症予防対策を講じながらも、楽しく環境学習ができるような取組が必要等

(対応)

- ・環境学習の機会が増えるよう、圏域内の環境学習の場となる施設等の新型コロナウイルス感染症対策を含めた情報を整理し、広域連合のホームページで情報発信
- ・小学生以上を対象とした地域特性を活かした交流型環境学習の実施 等

○広域職員研修

(課題)

- ・従来型の職員研修では、参加者間の意見交換や交流を目的の一つとしており、「密接」を伴わない研修実施が困難なことから、新たな対応が必要 等

(対応)

- ・インターネットを活用した「WEB型研修」の実施を拡充 等

2. 政策の企画調整

- ・イノベーションの推進では、今後の新たな感染拡大を見据え、感染症防止対策の検討・啓発が必要なことから、「関西健康・医療創生会議」において、オンラインでの講演会を開催し、これまでの感染症対策の検証と今後の防止対策を検討
- ・プラスチック対策の推進では、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化等による影響を考慮しながら既存事業の追加、見直しを検討
- ・新型コロナウイルス感染症により、域内で新たに生じた社会経済活動における広域課題のうち、継続的・計画的な対応が必要なものについても、政策の企画調整に関する事務として取組を検討 等

3. 分権型社会の実現

(課題)

- ・政治、行政、経済等が集中する東京において、ロックダウンのような事態を招けば、首都中枢機能が麻痺する可能性もあることから、東京一極集中によるリスクが改めて鮮明となり、国土の双眼構造の早期実現が必要
- ・より住民に近い立場であるはずの地方において、即座に権限が行使できる体制となっておらず、国と地方の役割のあり方を見直すことが必要 等

(対応)

- ・分権型社会の確立のため、今回の新型コロナウイルスの感染拡大による影響を踏まえた課題の分析
- ・新型コロナウイルス感染症拡大等いかなる事態が発生しても、首都中枢機能が継続できるよう、「首都機能バックアップ構造の構築」の提案
- ・感染症拡大や首都直下型地震など大規模災害に備え、「防災庁」の創設について国へ提案
- ・国の研究機関や政府関係機関の関西への更なる移転推進の取組
- ・国からの事務・権限の移譲について検討を行い、引き続き国等に対して提案等

Ⅲ. 国への提案

〔 新型コロナウイルス感染症を踏まえ、より強靱な社会や経済の構造を築いていくために必要な国への提案を記載。 〕

1 新型コロナウイルス感染症拡大に対する備えの充実・強化

(1) 感染者に対する適切な医療実施体制の確保

- ①退院基準のあり方
- ②感染症患者入院・外来医療機関への支援
- ③医療専門人材の広域融通制度（医療版TEC—FORCE（仮称））の創設
- ④ICU拠点の確保
- ⑤医薬資器材等の調達支援
- ⑥在宅療養者等の避難所の確保対策支援
- ⑦保健所機能の強化
- ⑧新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金のさらなる増額・拡充

(2) 社会福祉施設等に対する支援

- ①社会福祉施設における感染対策の強化
- ②感染予防資材の供給
- ③安定的なサービス提供体制確保のための支援
- ④社会福祉施設等の職員に対する処遇改善のための加算の新設等

(3) 水際対策の強化

2 感染症拡大からの早期回復と東京一極集中の是正

(1) 社会・経済の回復支援

- ①幅広い業種・業態に対応した支援策の実施
- ②サプライチェーンの回復支援
- ③観光・MICE 需要の回復に向けた誘客促進
- ④官民が一体となった需要の喚起
- ⑤文化芸術活動及びスポーツ活動を通じた地域の活性化
- ⑥農林水産業の補償制度の拡充及び消費拡大・販路促進対策の強化
- ⑦新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の重点配分及び増額措置
- ⑧地方財政措置及び税制改正への対応
- ⑨公共事業等総需要増強にかかる予算の確保及び早期執行

(2) 東京一極集中の是正と首都機能バックアップ構造の構築

- ①権限・財源・責任の所在が一致する分権型の体制構築
- ②首都機能バックアップ構造の構築
- ③大規模災害に備えた「防災庁」の創設

- ④政府関係機関等の移転
- ⑤地方への移住・定住の促進
- ⑥双眼型・多極型の産業構造の構築
- ⑦人・企業・大学等の地方分散の推進
- ⑧国土の双眼構造を実現する社会基盤整備
- ⑨5Gなどの情報通信基盤整備とこれを活かした社会の構築

IV. 経済界・国・市町村等との連携

社会経済活動の早期回復には、経済界・国・市町村等との連携が重要であり、様々な主体との連携・協働を推進し、新型コロナウイルス感染症を踏まえた関西の元気回復に向けての取り組みについて記載。